

平成 25 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 25 年 3 月 7 日 開会

平成 25 年 3 月 15 日 閉会



高 森 町 議 会

3月7日（木）

（第1日）

平成25年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成25年3月7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6番 森田 勝君

8番 甲斐 正一君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 平成25年 3月 7日

至 平成25年 3月15日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 7日（木）	本会議	議案審議
3月 8日（金）	休 会	
3月 9日（土）	”	
3月10日（日）	”	
3月11日（月）	”	
3月12日（火）	”	
3月13日（水）	”	
3月14日（木）	本会議	一般質問
3月15日（金）	”	委員長報告・採決

日程第 3 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 議案第 2号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第 5 議案第 3号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- 日程第 6 議案第 4 号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 7 議案第 5 号 高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 高森町農業振興地域整備促進協議会条例の制定について
- 日程第 10 議案第 8 号 高森町優良繁殖素牛導入資金貸付条例の制定について
- 日程第 11 議案第 9 号 高森町有機農業推進施設条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 10 号 高森町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 11 号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 12 号 高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 13 号 高森町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 14 号 高森町移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 15 号 高森町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 16 号 高森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 17 号 高森町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 24 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 24 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 24 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 24 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第 3 4 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梠壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 草村大成君 | 教育長 | 佐藤増夫君 |
| 総務課長 | 村上源喜君 | 政策推進課長 | 甲斐敏文君 |
| 健康推進課長 | 岩下公治君 | 住民福祉課長 | 古澤建生君 |
| 税務課長 | 色見継治君 | 農林政策課長 | 佐藤武文君 |

建設課長	廣木富八君	会計課長	橋本和則君
教育委員会事務局長	後藤正三君	政策推進課審議員	服部信一郎君
建設課審議員	岩田秋広君	総務課長補佐	東幸祐君
健康推進課長補佐	阿部恭二君	住民福祉課長補佐	佐藤幸一君
農林政策課長補佐	後藤健一君	教育委員会事務局次長	沼田勝之君
監査事務局長	安方含君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

議員の皆さまにおかれましては、公私ご多忙の折、定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

まずもって、ただいま大変危惧いたしておりますのは、芹口地域で発生いたしました2件の不審火と思われる空き家の火災でございます。幸い、空き家ということで、人的な被害はございませんでした。また、地域の方々、そして地元の議員の方々も含めまして、大変この見回り活動等々に協力、そしてご尽力をいただいておりますことに関しまして、改めましてお礼を申し上げる次第でございます。

行政といたしましては、消防のほうには空き家の調査及び見回りをお願いしたところでございます。また、高森警察署の署長さんをはじめ、署員の皆さまには捜査活動に対してのご協力をいただいております。改めましてお礼を申し上げる次第でございます。一言で申し上げますと、安心・安全のために、この一日も早い原因の究明が待たれるところではないかというふうに思っております。

さて、いよいよ春の季節が訪れるわけでございますが、現在、新酒とふるさとの味まつりが開催されております。3月10日にはラストイベントが盛大に行われることになっております。ぜひ、町民の皆さまが、そしてまた議会議員の皆さまも一緒に参加できるようなラストイベントになればいいのではないかとこのように思っております。

さて、定例会にご提案しております予算に関して申し上げますとすれば、私としましては、本年度の予算に財源の許す限り、積極的な編成を行ったところであります。平成25年度を住民の皆さまの負託に応えられるように、精一杯努めていってまいりたい。また、そのための予算というふうに思っておりますので、どうかよろしくお礼を申し上げる次第であります。

また、平成24年度の予算につきましては、最後の仕上げを進めているところであります。議案の内容につきましては、この後のそれぞれの提案理由の説明、また予算概要書などに説明しておりますので、詳細にはお話しはいたしません。災害復旧、超高速ブロードバンド整備、教育予算の充実など、必要なところに必要な予算

を付けるということで編成を指示した予算案でございます。

今回提案申し上げますのは、人事案件1件、条例の制定8件及び一部改正が5件、予算14件、その他3件の計31件でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成25年第1回高森町議会定例会を開会します。

なお、税務課課長補佐 工藤英二君からは、税申告事務のため欠席届がっておりますので報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番 森田勝君及び8番 甲斐正一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長
の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成25年第1回高森町議会定例会の会
期につきましては、本日3月7日から3月15日までの9日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日
までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご提案説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員の野尻昭生氏は、平成22年3月23日から固定資産評価審査委員会委員としてご尽力・ご協力いただいておりますが、その任期が平成25年3月22日をもって満了するため、後任に佐田成二氏の同意を求めるものであります。

佐田成二氏は、人格・識見高く、また公平・中立で、広く社会の実情にも通じ、固定資産評価審査委員会委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第2号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第2号でご提案申し上げました、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合は、県下の各市町村及び一部事務組合で構成されている団体ですけれども、この度、益城町及び御船町中・小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合が3月31日をもって解散し、同日限りで本組合から脱退をすることになったため、今回規約の変更が生じたものでございます。

なお、この規約の変更につきましては、構成団体すべてにおいての同文議決となっております。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第3号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第3号でご提案申し上げました、阿蘇広域行政事務組

合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由を説明申し上げます。

阿蘇広域行政事務組合同規約第3条に規定する共同処理する事務について、根拠法令となります障害者自立支援法が、本年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改正されることに伴い、今回、規約の変更が生じたものでございます。

なお、先ほど同様、この規約の変更につきましても、構成団体すべてにおいての同文議決となっておりますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第4号、高森町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第4号でご提案申し上げました、高森町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明いたします。

今回の整備計画は、超高速ブロードバンド整備事業に伴い、その財源として平成25年度から事業を実施いたしますことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条

第1項の規定により、議会の議決を得る必要があるためご提案するものであります。

なお、この法律に基づきました事業につきましては、過疎債の借入れが可能となるとともに、元利償還金の70%が地方交付税の基準財政需用額に算入されることとなり、町財政にとりまして有利になるものとなります。

以上、ご説明申しましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第4号で提案いたしました、高森町過疎地域自立促進計画の変更について補足説明をさせていただきます。

今回の変更はですね、過日、2月22日ですけど、全員協議会の折に説明いたしておりますが、平成25年度、26年度で予定しております超高速ブロードバンド網、つまり光ファイバー網の整備に要するもので、過疎計画の平成22年度から27年度の事業計画に、超高速ブロードバンド整備事業を追加するものであります。

平成25年度の当初予算の審議の折でも説明いたしますが、平成25年度及び26年度で、通信事業者が整備する事業に対しまして、町が負担するそれぞれの年度における限度額5億円及び平成27年度以降、事業者が設置する施設に対する施設使用料として8,000万円を予定しているものであります。

なお、この財源といたしましては、先ほど総務課長のほうからも申し上げましたように、平成25年度につきましては過疎債、平成26年度につきましては辺地債、平成27年度以降につきましては過疎債のソフト事業分を予定しているところでございます。

以上、説明申し上げましたが、審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務常任委員

会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第5号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） おはようございます。

議案第5号でご提案申し上げました、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましてご説明いたします。

この条例制定の目的、理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の施行に伴い、介護保険法の一部改正が行われたことによるものでございまして、地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

この条例案の1ページから88ページまでが本提案にかかるものでございまして、今回の条例制定の方向性といたしましては、現行の厚生労働省令に規定する基準において、法令上従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準の3つの基準において、許容される範囲内で条例を制定しなければならないとされておりますことから、生活圏域及び介護サービスにおいてもほぼ同様であると思われる阿蘇圏域1市6町村で協議・検討を行い、地域の実情を把握、反映できるように留意しながら作成しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は文教厚生常任

委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 議案第 6 号 高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第 8、議案第 6 号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第 6 号でご提案申し上げます、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましてご説明いたします。

この条例制定の目的、理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の施行に伴い、介護保険法の一部改正が行われたことによるものでございまして、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要があり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

この条例案は、先ほど提案申し上げました高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案の 8 8 ページにあります、その次の 1 ページから 3 8 ページまでが本提案にかかるものでございまして、今回、条例制定の方向性といたしましては、現行の厚生労働省令に規定する基準において、法令上従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準の 3 つの基準において、許容される範囲内で条例を制定しなければならないものとされておりますことから、生活圏域及び介護サービスにおいてもほぼ同様であると思われる阿蘇圏域 1 市 6 町村で協議・検討を行い、地域の実態を把握、反映できるよう留意しながら作成いたしております。

以上、ご説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申

し上げ、説明といたします。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第7号 高森町農業振興地域整備促進協議会条例の制定について

- 議長（田上更生君） 日程第9、議案第7号、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 佐藤武文君。

- 農林政策課長（佐藤武文君） 議案第7号で、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

市町村の農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2及び第13条第1項の規定により、5年ごとに見直しを行うよう定められております。

現在の高森町農業振興地域整備計画は、平成20年に見直しが行われており、平成25年度はまた改めて見直しを行う必要がございます。この計画の策定、または変更にあたっては、農協、農業委員会、土地改良区など、広く意見を伺う必要がございますので、今回の見直しに先立ち、農業振興地域整備促進協議会を設置することといたしました。

地方自治法第138条の4第3項の規定により、委員会委員及び附属機関の設置については、条例に基づいて設置することとなっておりますので、本条例の制定をご提案するものでございます。

よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第8号 高森町優良繁殖素牛導入資金貸付条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第8号、高森町優良繁殖素牛導入資金貸付条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 議案第8号、高森町優良繁殖素牛導入資金貸付条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

最近の健康志向の中で、特に赤牛の良さが見直され、子牛市場は近年にない活況を見せております。また、熊本県では、蒲島知事が提唱されている火の国の赤ブランドの一つとして赤牛を売り出したり、阿蘇の草原再生と一体となった赤牛の増頭のための補助金が創設されるなど、さまざまな施策が取られております。

阿蘇郡市にあっても、各市町村が繁殖素牛導入に対し補助を行っております。一方、本町にあっては、現在、保留奨励として1頭1万円を補助しておりますが、さらに規模拡大や改良を目指す繁殖農家を支援するため、無利子の貸付制度を創設し、貸付に必要な事項は条例で定める必要があるため、本条例の制定をご提案するものでございます。

主な内容としましては、1頭当たり30万円を限度として、無利子で貸付を行い、5年間で返済をしていただくものでございます。

よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第9号 高森町有機農業推進施設条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第9号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 議案第9号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

2期、6年間にわたり、指定管理制度により運営してまいりました高森町有機農業推進施設、阿蘇高森オーガニックアグリセンターは、本年3月31日をもって、現在の指定管理委託期間が満了いたしますが、町といたしましては本町の有機農業のみならず、農業振興の拠点施設にするという判断から、4月1日より町直営に戻して運営することといたしました。

直営後は、町内向けを主体に、より良質な堆肥の潤沢な供給を重点において運営するよう考えておりますので、町外向けの利用料金の改定、取り扱わない製品の削除等を行う必要があるため、本条例の一部改正をご提案するものです。

よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第10号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第10号、高森町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） おはようございます。

議案第10号で提案いたしました、高森町税特別措置条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の高森町税特別措置条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によるものであります。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

高森町税特別措置条例は、高森町工場等設置条例第3条第1項の指定を受けた者に対しまして、税法上の優遇措置を定めたものであります。具体的に申しますと、新たに取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税を3年間に限り課税免除するものであります。

この条例の根拠となります法令に、過疎地域自立促進特別措置法と農村地域工業等導入促進法があります。まず、過疎地域自立促進特別措置法につきましては、この摘要が平成21年3月31日までに取得した資産となっておりましたけれども、企業等の事業の拡大及び設備投資を促すため、平成25年3月31日までに取得した資産を対象とするものとして延長するものでございます。

また、農村地域工業等導入促進法につきましては、摘要が平成21年12月31日までに取得した資産となっておりますので、平成24年度をもちまして終了となります。

過疎地域自立促進特別措置法の延長により、総務省におきましては農村地域工業等導入促進法の延長は検討しないということでありますので削除するものであります。これに基づきまして、高森町税特別措置条例第2条及び3条の関連条項の改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第11号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第11号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） おはようございます。

議案第11号でご提案申し上げました、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

この条例は、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する制度でございます。

今回の一部改正につきましては、国の地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、いわゆる障害者総合支援法でございますが、これが本年4月1日から施行されることに伴いまして、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるほか、関係規定を整理するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 1 2 号 高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第 1 4、議案第 1 2 号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第 1 2 号でご提案申し上げました、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

この提案理由といたしましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律、これはいわゆる障害者総合支援法でございますが、これが 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

新旧対照表をお開きいただきたいと思っております。

第 3 条第 2 項第 3 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 2 号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 1 3 号 高森町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第 1 5、議案第 1 3 号、高森町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） おはようございます。

議案第13号で提案いたしました、高森町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例の制定は、国が進めております地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴います道路法の一部改正が行われ、高森町が管理する町道の構造の技術的基準等については条例を定めることが義務付けされたものです。

条例の内容としましては、町道の構造の技術的基準として、第3条から第27条まで、道路構造の基本的事項の基準を定めておりますが、あくまでも国の基準である道路構造令を準用しております。

また、第28条の案内標識等の寸法は道路構造令第2表を基本としておりますが、熊本県がその寸法については安全かつ円滑な道路の交通を確保するため、道路の通行者または利用者が目的地、若しくは経過地の方向、若しくは距離、または道路及びその沿道における交通の危険、若しくは注意を払う必要がある道路の状況を容易に視認できる等を考慮して、一定の基準で道路状況等に応じ、拡大・縮小できるような条例で定められましたので、高森町としてもそれを準用いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第14号 高森町移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第14号、高森町移動円滑化のために必要な

道路の構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第14号で提案いたしました、高森町移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例の制定は、国が進めております地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴います高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正が行われ、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準については、条例を定めることが義務付けされたものです。

条例の内容として、高齢者や障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、高齢者や障害者等移動上の利便性及び安全性の促進を図るための道路の構造基準であり、第3条から第14条までの基本的な事項の構造基準について、あくまでも国の基準である移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を準用しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第15号 高森町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する
条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第15号、高森町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第15号で提案いたしました、高森町準用河川管理施

設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例の制定は、国が進めております地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴います河川法の一部改正が行われ、高森町が管理する準用河川の構造の技術的基準については、条例を定めることが義務付けされたものです。

この条例は、河川法に基づく河川管理施設及び許可を受けて設置される工作物のうち、堤防その他主要なものの構造について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものであり、第2章から第7章までの、堤防、床留、堰、水門及び樋門、橋、布設工事の施設の材質、高さ、護岸の設置、流下断面との関係、ゲートの構造、橋台の高さ、深さ等の構造について規定しております。参酌する基準として、国の基準、河川管理施設等構造令及び施行規則を町としては準用しました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第16号 高森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第16号、高森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第16号でご提案いたしました、高森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

の制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例の制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴います水道法の一部改正に伴い、水道工事布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者に関する資格基準等を条例で定めるものであります。

この条例の目的として、技術上の監督業務を行わなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準、並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることとし、第2条で水道の布設工事監督者を配置する工事の基準を規定し、第3条第1項で布設工事監督者の資格基準を第1号から第8号まで規定しました。簡易水道工事については、実務経験をその第1項の2分の1としております。また、第4条で水道技術管理者の資格として、第1項第1号から第6号までを規定し、簡易水道については実務経験を第1項の2分の1としております。この条例も国の基準である水道法及び施行令を準用し、制定するものであります。

以上、提案説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第17号 高森町営住宅条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第17号、高森町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第17号でご提案いたしました、高森町営住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、国が進めております地域の自主性及び自立性を高めるための法律の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、平成24年4月1日をもって公営住宅法の一部改正がなされ、公営住宅等の整備は国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定める整備基準に従い行わなければならないとされました。

この条例の一部改正は、新たに建設される公営住宅の基準について、気候、風土、環境、住宅事情等、地域の実情を勘案し、適切な基準を定めるものであり、高森町営住宅の整備基準に関する条項を新たに加え、国の参酌基準、公営住宅等整備基準を町の整備基準として準用しました。

主な内容についてご説明申し上げます。

第1の総則では、健全な地域社会の形成に資するように整備されなければならないこと及び良好な住宅環境の確保に努めなければならないことを明記し、第2節の敷地の基準は災害の発生しやすい土地や住宅環境が著しく阻害される恐れがある土地をできるだけ避け、また入居者の安全面に考慮し、必要な措置を講じるよう明記しています。第3節には、町営住宅の基準として、住居その他建築物は敷地内及びその周辺の地域の良好な住環境を確保するため、必要な日照、通風、採光、プライバシーの確保及び公害防止、騒音、防音のための適切な措置を講じなければならないことを明記し、また高齢者に対して利便性、安全性に配慮し、手すりやスロープの設置等、日常生活を営む上で支障のない措置が講じられるよう明記しました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第20 議案第18号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第20、議案第18号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第18号でご提案いたしました、平成24年度高森町一般会計補正予算（第13号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、平成24年度の最終補正でありますので、歳入全般にわたって収入の確保を図り、歳出においては不用額を極力抑えるため、科目全般にわたって補正を行うものでございます。

なお、九州北部豪雨災害の復旧事業として予定しておりました老良原橋の復旧工事費につきましては、今回の補正で減額し、25年度事業として実施しますことなどから、総額で1億8,962万円を減額することとし、これを現計予算に合算いたしますと、歳入歳出それぞれ42億6,928万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費につきましては、豪雨災害による復旧につきまして、町道1カ所、河川1カ所、林道2カ所の復旧工事について、年度内の完了が見込めないため、25年度へと繰り越すものでございます。なお、この分につきましては、25年度予算での実施も考えられましたが、災害箇所の一刻も早い復旧を最優先するという考えから、2月28日に入札を行い、工事に着手しているものでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

7ページの第3表債務負担行為補正におきましては、新たに14項目を追加いたしております。このうち1番から13番までにつきましては、25年度の単年度の

債務負担行為として計上するものでございますが、これは委託事業等で4月1日から契約の効力が発生するものなどにつきまして、前年度3月中に契約手続きができるよう事務の改善を図るため、追加計上するものでございます。

8ページをお開きください。

第4表地方債補正の変更は、各事業の実績見込みに伴う限度額の補正であります。続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

11ページの各種徴税につきましては、現段階での収入見込額として計上いたしました。

12ページの第10款地方交付税につきましては、特別交付税の12月交付における増額分を計上いたしました。なお、特別交付税の最終分につきましては、3月下旬に確定することとなります。なお、この特別交付税の最終分につきましては、災害救助法適用地である当高森町といたしましては、その災害救助法適用地である、また激甚指定も受けているということも含めまして、県・国への要望等をしっかり行った結果、3月の下旬に確定することとなることも再度ご報告をいたします。

13ページの第12款分担金及び負担金の災害復旧費負担金では、豪雨災害の農地等災害復旧に伴う受益者の負担割合が確定し、農地が4.2%、施設が0.9%と、負担割合が少なくなりましたことから減額するものでございます。なお、この減額に関しましても、指定を受けていることにより減額になったわけでございます。

15ページの国庫支出金から、20ページの県支出金におきましては、各事業の決定通知や確定見込みにより、それぞれ調整を行ったものでございます。

21ページの第18款繰入金につきましては、豪雨災害復旧に伴う財源不足を補うため、財政調整基金からの繰り入れを見込んでおりましたが、今回の補正により、歳出の大幅な減額と、歳入では税収や地方交付税の増額等の理由により、繰入金を減額するものでございます。

次に、24ページから歳出予算について説明いたします。

歳出全般にわたりまして、各事業に必要な経費の最終見込みにより、主に減額補正を行っておりますが、年度内に実施しておく必要がございます一部事業につきましては、増額の補正も計上させていただいております。

26ページ、総務費の企画費におきましては、地方バス運行特別対策補助金につきまして、実績により増額いたしております。なお、町民バスの旧高森環状線に代わる乗合タクシーにつきましては、利用者が見込みより大幅に少ないことから減額しておりますが、根本的に町民バスの運営につきましては、スクールバス等を含め

た総合的な運行形態に見直す必要性があることから、現在、職員レベルでの協議を進めているところでございます。

32ページをお開きください。

民生費の介護保険事業費では、特別会計への繰出金を追加計上いたしました。これは介護保険サービス等の保険給付費の増額及び地域支援事業の見直し等を行い、法に定められた負担割に基づき増額したものでございます。

35ページの第4款衛生費では、九州北部豪雨対策費の委託料で廃棄物の撤去委託料を実績により2,364万6,000円減額いたしました。

36ページの第5款農林水産費の畜産事業費におきましては、報償費を減額いたしました。これは昨年7月の豪雨災害で一部畜産農家にも被害が出ましたことから、予定しておりました保留牛品評会が開催できなかったものによるものでございます。

43ページの第9款教育費では、高森高校進学助成金を減額いたしました。これは教科書購入等の関係で、前年度に助成することが適当との考えから、12月定例会の際に追加した分でございますが、助成先となる後援会において、会計処理の都合上、25年度での受け入れ要望があったことにより減額するものでございます。

45ページから46ページにかけては、豪雨災害復旧において、今年度実施事業費の確定見込みによる減額でございます。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

なお、国におきまして、緊急経済対策、災害復旧対策、防災対策を柱とした総額13兆円を超える平成24年度補正予算が2月26日に可決されております。この大型補正に対応する事業について、現在、補正予算の中で準備中でございますが、本定例会の会期中での追加提案にいたらない可能性がございます。その際は改めて臨時会をお願いすることになるかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） おはようございます。6番 森田でございます。

先ほど、乗合タクシーが乗員が大変少ないというような話でしたが、私も高森地区において、前のバス運行時代に比べてですね、あまり使っていないような感じだなあというのを言ったわけでございますが、やはり高齢者、特に温泉館とかいろんな地域に出掛けられるわけでございますが、私はですね、これは説明不足じ

やなかったかと思っております。回覧板、いろんな文書を出しておられますけど、特に高齢者になりますと、回覧板を实际見ても分からないというような話もございまして、どういうふうにしたらいいんだろうかというような話も多々聞いた覚えもあります。その中でですね、今後、テレビを使ったブロードバンドなどで随時紹介していくような、計画がっておりますが、高齢者におきましては、こういう利用の仕方等を私はもう少し説明をするべきじゃなかったかと思っておりますが、その点についてはどんな考えなのか答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 6番 森田議員のご質問にお答えいたします。

平成24年の4月から、乗合タクシーということで、以前の高森環状線を変更しております。それについて広報が足りなかったんじゃないかということですが、町としましては、まず時刻表を作りました。その時刻表の中に、乗合タクシーの乗り方とか、予約の仕方とか、そういうふうなのを盛り込みました。実際にですね、乗っておられた方につきましては、分からないということを電話がありましたので、訪問してご説明を申し上げた経過もあります。それと、以前の乗り場、ですから表示ですよ、表示の乗り場を産交バスのを使っておりまして、産交バスでは調子が悪いということで、新たに新設いたしまして、乗り場についても表示いたしております。

確かに、情報提供が足りなかったんじゃないかということですが、町としてはそれだけのことはやっておりますし、今後も、先ほども申し上げますように、ブロードバンドとかでも整備ができればですね、それで繰り返し説明してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 2 1、議案第 1 9 号、平成 2 4 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第 1 9 号でご提案申し上げます、平成 2 4 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ 2 8 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 5, 7 5 4 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

4 ページをお開きください。

今回、第 2 表のとおり、債務負担行為の補正を行っております。これは先ほど町長が一般会計の補正の際にご説明申し上げておりますが、4 月 1 日から契約等の事務が円滑に行われるということに基づきまして、本年度中に事務等を進めるためでございます。

歳入について説明いたします。

7 ページをお開き願います。

今後の歳入見込みにより、一般被保険者国民健康保険税は 4 4 7 万 6, 0 0 0 円を減額、退職被保険者等国民健康保険税は 1 1 7 万 6, 0 0 0 円を減額いたしております。この主な理由といたしましては、総所得金額は下回るということが予想されるものでございまして、平成 2 5 年 1 月 3 1 日現在の直近の収入額により収納率を勘案いたしまして算出し、減額とするものでございます。

8 ページをお開きください。

国庫支出金の療養給付費等負担金は、一般被保険者の療養給付費等に要した費用の一定の率を国が負担するものであります。本年度の給付見込額として算出し、9 8 2 万 9, 0 0 0 円を減額するものでございます。

8 ページから 9 ページの療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金につきましては、交付金の額が確定したことにより、それぞれ調整を行っております。

また、諸収入についても、それぞれ調整を行っております。

歳出について説明いたします。

1 0 ページをお開き願います。

歳出の各款全般にわたりまして、本年度の支出見込額を精査し、調整を行ってお

ります。

11ページをご覧ください。

保険給付費につきましては、当期の医療費高騰も勘案し、本年度中に支払うべき平成25年2月診療分までの療養費の見込みにより、3月末までを精査いたしまして増額いたしております。

次の後期高齢者支援金、介護納付金及び12ページにかけての共同事業拠出金、これは熊本県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業と、保険財政共同安定化事業に対して拠出するものでございますが、それぞれの事業費が確定したことにより減額するものでございます。

次の特定健診審査等事業費につきましては、特定健診業務の実績によりそれぞれ増額するものです。これは町が強く進めております特定健診事業の結果によるものだと考えられます。

平成24年11月から特定健診を町内等の病院でも受診できるようにいたしました。が、住民の方々の健康の維持と増進のため、これまでの住民検診とともに検診率を高めるなどにより、これからも本事業を強力に進めてまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第20号 平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第22、議案第20号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第20号でご提案申し上げます、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算に119万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ8,940万9,000円とするものであります。

歳入予算についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収ともに調整いたしておりまして、今後の歳入見込みにより増額、総額で107万2,000円を増額いたしております。そのほかの費目につきましても、それぞれ調整を行っております。

歳出予算について説明いたします。

8ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合分納付金につきましては、広域連合への納付金見込みを精査して、121万円を増額、そのほかの費目につきましても実績見込みによりそれぞれ調整を行っております。予備費につきましては、これまで説明申し上げました各款の費目の調整を行った結果、18万5,000円を増額するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第21号 平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第23、議案第21号、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第21号でご提案申し上げます、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明いたします。

今回の主な補正は、保険給付費の増額に伴う調整でありまして、既定の予算に6,091万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ8億5,209万1,000円とするものであります。

4ページをお開き願います。

先ほど申し上げましたとおり、第2表のとおり債務負担行為の補正を行っております。

5ページをご覧ください。

地方債補正につきましては、後に町債、財政安定化基金貸付金でも説明はいたしますが、第3表のとおり、借り入れを行わないとするものでございます。

歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

保険料につきましては、歳入見込みとして現年分を441万5,000円増額、また滞納繰越分については8万円を増額するものです。

国庫支出金、国庫補助金、支払基金交付金につきましては、介護給付費等の各事業見込みを精査し、それぞれ調整しているものであります。

このほか9ページの県支出金につきましては、介護給付費の増額に伴う増額であり、また10ページの県補助金につきましては、地域支援事業の実績見込みを精査して減額いたしております。

10ページ、繰入金につきましては、保険給付費の増額及び地域支援事業費の減額等の調整を行い、法に定められた一般会計からの繰入金について1,064万7,000円を増額補正するものでございます。

11ページの第9款町債、財政安定化基金貸付金につきましては、先ほど地方債補正でも説明いたしましたが、保険財政の不足を補てんするため、熊本県の財政安定化基金貸付金100万円を見込んでおりましたが、補てんする必要がなくなったため全額を減額するものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

12ページをお開き願います。

一般管理費の委託料につきましては、介護保険認定システム改修事業に伴う委託料26万8,000円を計上するものです。

12ページから13ページにかけての保険給付費の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費につきましては、介護保険給付費の増額に伴い、それぞれ調整を行ったものでございます。

14ページをお開きください。

地域支援事業につきましては、本年度末までの事業精査、調整して、委託料に58万5,000円を増額することとして、組み替えを行っております。なお、このケアプラン作成委託料は、要支援者の方々の介護計画を作成するためのものでございます。予備費につきましては、これまで説明を申し上げた各款費目の調整を行った結果、982万8,000円を減額するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第22号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第24、議案第22号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第22号でご提案いたしました、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定予算から80万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億630万7,000円とするものであります。

また、平成25年度の水質検査業務委託等の債務負担行為の補正並びに事業費の

確定に伴う地方債の限度額を変更するものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正につきましては、先ほど申し上げましたが、平成25年度の水質検査業務委託や簡易水道施設の管理業務委託等として債務負担行為の補正をするものであります。

第3表地方債補正につきましては、地方債の事業費確定に伴う限度額の変更でございます。過疎債につきましては60万円減額、簡水債については10万円減額するものであります。

歳入について、ご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

第1款使用料及び手数料については、現年度分を88万円増額し、過年度分を52万円減額いたしました。

第6款諸収入、第3項受託事業収入につきましては、町道整備に伴います水道管布設替工事の事業費の確定に伴い、49万8,000円を減額しました。また、第7款地方債につきましては、起債事業の事業費確定に伴う70万円の減額を行いました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第1款水道費、第1目一般管理費につきましては、人件費の不用額を減額、第11節需用費につきましては、光熱水費の電気料を200万円、修繕料を150万円減額しました。第27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税として109万3,000円を増額するものであります。

第2款公債費につきましては、起債償還金の確定により、元金利子合わせて1万7,000円を減額するものであります。

10ページをお開きください。

第3款災害復旧費につきましては、事業費の確定による15万9,000円を減額するものであります。予備費につきましては、504万円増額補正しています。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議賜り、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第23号 平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

○議長（田上更生君） 日程第25、議案第23号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第23号でご提案いたしました、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算総額は変更せず、光熱水費等の事業費並びに原材料費を減額するものであります。また、平成25年度の農業用水施設の電気管理業務委託の債務負担行為を補正するものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正につきましては、先ほど申し上げましたが、平成25年度の農業用水施設の電気管理業務委託として、限度額28万4,000円の債務負担行為を補正するものであります。

歳入については、補正はございません。

歳出について、ご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款農業用水費、第1項管理費につきましては、第11節の需用費の光熱水費であります電気料を270万円減額、修繕料を70万円減額いたしました。また、第16節原材料費を10万円減額いたしました。予備費につきましては、350万円を増額補正しています。

以上、ご提案申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第24号 平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正
予算について

○議長（田上更生君） 日程第26、議案第24号、平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議案第24号でご提案申し上げました、平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれに4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,145万2,000円とするものであります。

予算の内容を説明いたします。

6ページをお開きください。

平成23年度末現在の自治体基金の残高は1億9,186万2,528円で、その利息44万8,000円を見込んでおりましたが、最終的に45万2,000円となり、その差額分4,000円を補正するものであります。

7ページをお開きください。

利息で受けた4,000円を自治体積立金として計上するものです。最終的には、平成24年度末の自治体積立金額は南阿蘇鉄道への経常損失額を1,100万円補てんした関係上、24年度末は1億8,127万9,966円となりました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第25号 平成25年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第27、議案第25号、平成25年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第25号でご提案いたしました、平成25年度高森町一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方や主要施策などにつきましては、事前にお配りしております平成25年度高森町一般会計当初予算概要書に記載しておりますので、その概要書に沿って説明させていただきます。なお、今年より、予算概要書を中心に沿って説明をさせていただきますが、目的は分かりやすさでの1点でございます。ポイントの分かりやすさでございます。しかしながら、議会の議員の皆さまが以前のやり方のほうがよいと言われるのであれば、分かりやすいのであれば、即、戻しますので、よろしくご指導のほどをお願いしたいというふうに思っております。

まず第1に、国の動向でございます。昨年12月に政権が民主党から自由民主党のほうに交替いたしまして、政権与党となったわけでございますが、その自由民主党の政府は、日本経済再生に向けた緊急経済対策を定め、長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すということにしております。具体的には、平成24年度補正予算と平成25年度当初予算を合わせた、いわゆる15ヶ月予算による切れ目のない経済対策を実行し、中・長期的に持続的可能な財政構造を構築するものとしております。

また、地方財政への対応につきましては、24年度に引き続き、東日本大震災分と通常収支分とを区別して整理されており、地方へ配分されます地方交付税は24年度に対しましてマイナス2.2%とされております。

第2に、本町高森町の財政状況についてご説明いたします。私が町長就任前の2

2年度から、就任後の23年度にかけまして、地方債残高は約3億9,000万円の減額、一方、財政調整基金は約3億1,000万円を積み増すことができましたことから、町の財政状況は比較的安定している状況といえます。特に、昨年の大災害、九州北部豪雨災害時におきましては、一刻も早いスピード感ある復旧と人命確保を最優先に、災害対応分だけの予算として、最大に膨らみました10月時点におきまして、歳出予算で約5億5,000万円、そのうち補助金等の特定財源を除いた約3億2,000万円分が不足することとなりましたが、財政調整基金からの繰り入れをやることによって、予算の編成をすることができたところでございます。

今回の災害を踏まえ、さらに大きな災害が発生することを想定しますと、今の基金残高で十分と言い切れるものではありませんので、今後も基金残高には注意を払う必要がございます。

2ページの地方債残高の状況でございます。24年度において豪雨災害復旧関連で約6,500万円の借入れを行います、それでも23年度から約2億6,000万円の減額となる見込みでございます。なお、25年、26年の目玉事業として、情報通信基盤整備事業、つまり光ファイバー網の整備の計画をしておりますことから、24年度から25年度にかけましては、起債残高が約2億7,000万円増える見込みとなります。

次に、光ファイバー網の整備に伴い、年間の返済額がどのように推移するか試算いたしました。25年度に過疎債で5億円と、26年度に辺地債で5億円、27年度以降につきましては施設使用料の年間8,000万円を過疎債で予定しております。利率などの借入条件や道路整備事業など、その他に借入金については、24年度と同額の2億8,000万円で算出したところ、ご覧のように返済額の推移となり、返済のピークは30年度の5億6,000万円と見込まれることから、それほど大きな将来の財政負担になるものではございません。

次に、3ページをお開きください。

3ページの財政調整基金の状況についてお知らせいたします。先ほど24年度の補正予算でも説明いたしましたが、特別交付税の最終確定が3月下旬となりますので、その状況次第ではありますが、23年度末と変わらない程度の残高になるのではないかと考えております。

今後の対応、まとめてではございますが、光ファイバー網の整備に伴います後年度の負担については、大きな影響が出るものではないというふうに考えられます。むしろ、情報基盤の整備がたいへん遅れた町として、行政サービスを可能な限り有

効に発揮できる高森町独自のシステムを構築し、最も効果的な運営を目指すものがあります。

また、災害、特に大災害に備えた蓄えや、財源の年度間調整のための財政調整基金につきましては、今の基金残高で十分と言い切れるものではないことから、今後も歳入面では町税等の収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めることと、歳出面においては限られた財政の中での最大限の効果が発揮できるよう、施策の重点化を図ることにしております。

続いて、予算概要書の4ページの第3、予算の編成方針につきましては、表示しております3点のもとに編成しておりますが、各担当への予算編成方針説明会の際に指示しましたことは、必要なものには十分な予算を確保するということと、無駄なものは削減またはカットを念頭に予算要求するように指示いたしました。それを踏まえた各担当からの要求に対し、詳細な予算査定を実施しましたことから、今回の当初予算は効果的でメリハリのある予算となったのではないかと考えております。

第4、予算の規模につきましては、主な光ファイバー網の整備に伴う事業費の増加などから、昨年度の当初予算に対し20.8%、7億7,600万円増の総額45億400万円となりました。

次に、5ページの第5、主な新規事業について、ご説明いたします。

1、光ファイバー網の必要性につきましては、私が町長就任時から繰り返し申し上げておりますし、議員の皆様方からも度々一般質問等々でのご質問をいただいております。また、町内各地で行いました政策説明会として、町内各地を回らせていただいた際にもご説明を申し上げ、また貴重な意見をたくさんいただいております。そのような民意の意見を尊重するとともに、内部で議論を重ね、また関係機関との協議を進めていく中で、整備の方法としては民間事業者が整備運営を行い、費用の一部を町が負担するという、民設民営方式によるものが最善だと判断したところでございます。なお、財源と工期的な問題などから、本年度は高森・色見地区を整備し、来年度に草部・野尻地区の整備を予定しており、平成27年度から運用を開始する見込みでございます。

第2、高森町新教育プランの実施2年目として、主に次の3点に取り組みます。まず、各小中学校の特別教室に電子黒板を配置いたします。次に、小中一貫教育の導入にあたり、昨年12月に文部科学省の教育課程特例校の指定を受けまして、各小学校にわくわくイングリッシュを創設し、小中一貫英語教育を進めてまいります。併せて、各小中学校に高森ふるさと学を創設し、ふるさと高森に誇りをもち、夢を

抱き、将来の自分の生き方を考える子どもを育成いたします。次に、ふるさと教育の推進として、25年度から2カ年間で高森の歴史、自然、伝統、文化を、郷土資料となる副読本「高森のこころ」としてまとめ、27年度からの小中学校の道徳の時間において活用を図ります。

第3、現在は指定管理にて運営されております有機農業推進施設、阿蘇高森オーガニック・アグリセンターにつきまして、地域農業マスタープランの策定とともに、その計画を実践していくための根拠施設として位置付けることから、町の直営にて運営をすることといたします。

第4、今年の冬は、ここ数年の中で特に積雪量が少なく、除雪費用がほとんどかかってはおりませんが、除雪対策につきまして、現行の業者委託方式等に加え、それぞれの地域に住む住民の方たちが、自分たちで除雪作業を行い、その作業分について町が助成を行うものであり、仮称「新ふるさと応援隊制度」とするものでございます。

第5、観光立町推進基本構想においては、24年度に策定いたしますが、それをもとに町民や事業者、関係団体等の具体的な役割分担、年次目標など、観光立町の実現に向けた総合的な指針となる基本計画の策定と併せて、観光立町推進基本条例を制定いたします。

第6、第5で申しあげました観光立町推進基本条例の制定に伴い、日本で最も美しい村連合への加盟に向けた取り組みを行います。この組織は、国内で44町村が加盟する全国的なネットワークであり、旅行者が旅行先を決定する際の貴重な、そしてたいへん重要な判断材料の一つになっているものであり、認定された際の効果は絶大なものであると期待するものでございます。

第7、24年度において、お見合い企画テレビ番組「もてもてナインティナイン 高森の花嫁お見合い大作戦」を実施いたしました。これを単なる一過性で終わらせないため、町主催でのお見合い企画を引き続き開催いたします。

第8、開園後32年が経過し、老朽化した色見保育園について、園児の安心・安全を確保するとともに、良好な保育環境を維持するため、改築工事を行います。なお、懸案となる補助につきましては、2分の1の補助、国の経済対策による森林整備加速化・林業再生事業補助金を活用するものでございます。

第9、子育て家庭への支援活動の企画、調整、実施を担当する所長を配置し、町全体で子育てを支援する基盤の形成を図ることを目的といたしまして、2年後を目標とした子育て支援センターの開設に取り組みます。

第10、新たに測量設計の専門技術者を正職員として採用予定でありますことから、測量製図機器一式を購入いたしまして、今まで外部委託で行っておりました測量設計業務について、順次、職員で対応することといたします。

第11、農業会議所が企画する担い手支援専任アドバイザー制度を活用し、担い手支援専門員を配置することといたします。なお、農林業相談窓口対応や人・農地プランの策定等でご活躍いただいております井芹太一さんにつきましては、農協さんとの委託契約を改めて行い、地域農業マスタープランの構想策定などにも取り組んでいただき、引き続き農業改革に取り組むことといたします。

第12、畜産農家の経営安定と産地の確立を図ることを目的として、優良な繁殖素牛を導入する農家に対して、1頭当たり30万円を上限とした貸付金制度を創設いたします。

第13、熊本県の再生可能エネルギー等導入基金を活用いたしまして、町内で指定されている避難場所等に小型の風力と太陽光発電を備えたLED街灯施設を整備します。また、色見総合センターに太陽光発電機と蓄電施設の整備を行います。

第14、南阿蘇鉄道と南阿蘇地域において、平成20年度に走行実証実験を行いましたDMV、デュアル・モード・ビークルの略でございますが、長期の間止まっておりましたが、この度、この実証実験をもとに、再度加速することとなったような形になっております。これはご承知のように、道路と鉄道のどちらも走行可能な乗り物であり、今後はその導入に向けた検討を行います。

以上、主な新規事業につきましてご説明いたしました。なお、第6の歳入主要項目と、第7歳出の継続事業と主要項目につきましては、ご覧のとおりでございますので、説明を省かせていただきます。

続きまして、予算書をご覧いただき、8ページをお開き願います。

第2表債務負担行為につきましては、26年度にかけての整備予定の情報通信基盤整備事業の負担金など4つの項目について、債務負担行為の期間と限度額をそれぞれ設定するものでございます。

次に、9ページの第3表地方債につきましては、本年度実施予定であります各事業の起債限度額を設定するものでございまして、本年度の限度額総額を8億1,930万円とするものでございます。

以上、平成25年度予算案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、何卒ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） ただいま平成25年度の高森町一般会計予算がご説明いただき

ましたけれども、皆さんにお諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に提案理由の説明が終わっておりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。皆さん、こんにちは。

質問でございますが、8ページに記載してあります情報通信基盤整備事業負担金ですね、このことについて質問させていただきます。この光ファイバーの事業はですね、私も前に一般質問をさせていただきました。どうなっていくのかなと思っていたところですね、今度のこの25年、26年度で整備をしていくということ聞きまして、私も嬉しく思いました。でもですね、その当時の21年のときには公設するというので、町としては2億円の持ち出しということで、かなりこの金額に対してですね、安かったんですが、今度の民設民営で、2年間にまたがり10億円を使うということで、すごい事業費なんですよ。その中でほかのちょっと例えで言うならば、温泉館運営協議会等かですね、アグリセンターの推進協議会、いろいろと町長、協議会のほうを立ち上げられて、ほかの案件に対しては慎重な審議の上でいかれているわけでございますが、この光ブロードバンド事業に対しましては協議会等は設置されずに、内部で判断したという先ほどの説明でございました。なぜ協議会等を設置されなかったのか。

それとですね、これは町民の民意があったというお話でございましたが、町民に説明し得るですね、アンケート調査等もなかったように思いますが、なぜ行われなかったのか、その2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えします。

協議会を設置することを考えなかった理由といたしましては、たいへん専門性に

これは知識がいるものでありますので、それに精通した方、若しくはやはり行政職員がですね、このことについてはたいへん情報を取っておりましたので、その中で協議するのがベストというふうに判断しました。

アンケート調査の必要性はないと判断いたしました。私の政策でございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ご答弁ありがとうございます。

これはですね、町民の方々に、やはり10億円を使う事業でございますので、この後ですね、総務常任委員会のほうで話し合いが行われると思いますが、やはり町民の方々が本当に納得し得るようなご説明といたしますか、そういうものを私は期待しますので、そのへんの説明というか、町民が本当に納得されて行われるような事業となるようにご祈念を申し上げます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） まず、議長のほうに許可をいただきたいと思っております。といたしますのが、私が今から質問しようと考えている案件は、私が所属します文教厚生委員会関係の予算でございますので、本来、常任委員会でいろいろと説明を受ければいいわけなんです。ここであえて町長さんのほうにお聞きしたいと思っております。許可をいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 許可いたします。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 先ほど、町長さんのほうから25年度の予算概要について説明を受けました。概要書ですね、5ページにあります。開園後32年が経過し、老朽化した色見保育園について、園児の安心・安全を確保するとともに、良好な保育環境を維持するため、改築工事を行いますということで、予算書では72ページに予算が上げられております。私も以前、役場に奉職しておりました。保育園の担当者としてですね、あの保育園の建物が老朽化しているのは承知しておりますし、今回、予算として上がったことについてもですね、非常に嬉しく思っておりますが、この件につきましては、私たち議員が23年度ですかね、当選しまして、この2年間一度もその改築、あるいは新築のお話はないままに、今回の25年度の当初予算に計上されたわけでございます。

そういう中でですね、私が心配しますのは、この保育園を改築し、今言われております少子化の関係で何年間保育園がまず存続するのか。また、現在、通われ

ている保護者たちが強く改築を望まれているのか、そういったお話がされているのか、まずお聞かせいただきたい。そういうお話をされているのかも併せてお聞かせいただきたいと思います。まして、学校統合と匹敵するような新築といえますか、改築工事でございますので、慎重にやらないと、改築をした後、2、3年で閉園ということになれば、今回の議決が無駄になりはしないかと危惧しているところでございます。

それから、この概要書では改築工事と書いてございます。72ページをお開きいただきたいと思います。72ページの13節委託料、色見保育園改築設計管理委託料となっております。併せまして、15節工事請負費、色見保育園新築工事となっております。私も以前、役場のほうで固定資産におりました。改築となりますと、既存の建物の面積をいじることなく、中を改築するのが改築でございます。新築となりますと、その建物を取り壊して、そこに建てるのも新築です。また、違う場所に造るのも新築でございます。この一貫性のご説明をまず説明していただきたいと思います。

それから最後に、今回、25年度の予算で委託料で改築設計管理委託というのが組んであるということは、今から設計をされるんでしょう。どうして15節の工事請負費が上がってくるんですか。この8,100万円はどういう形で計上されたのかの説明をお願いしたいと思います。

最終的には、この案件は文教厚生委員会に付託されると思いますが、このままでは審議のしようがございません。説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 2番議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

本来ならば、色見保育園の改築ということで我々としては説明をしてきたところでございますが、当然、保育園の内部の職員さん方とも計画については十分検討をしてきました。それで、修理関係が増加傾向にありますので、そういったことも含めて検討をして、建設計画というふうなことをですね、検討してきたわけですけれども、当然その今ある場所に改築というふうなことをですね、考えて、基本的には進めてきたものでございます。今回の件について、事前に議員さん方にご説明なり計画等についての説明を申し上げればよかったんですけれども、今回そのような機会を設けることができませんでしたので、この件につきましてはお詫びを申し上げたいというふうに思います。

あと、基本的に考え方につきましては、町長のほうの政策の中にもありますので、

そういったところについては町長のほうのお考えをお聞きをいたして上で、その他の詳細な部分については、またお答えを申し上げたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まずもって、今、担当課長のほうからお詫びのほうがあったと思いますが、議員の皆さまにお諮りがかかることがなかったということについては、私もそのとおりかなというふうに思っております。そして、また2番議員さんのご質問の内容の確認をさせていただきたいというふうに思います。まず、改築で上げられているのが新築になっているということでございますが、これは今、課長が答弁しましたように、平成24年までは修繕、改築等の話を職員、また課と一緒にしております。25年度の改築、また修繕等々についてもお話を積み上げていたというふうに報告を受けております。そういう中で、今度の安倍政権の12月の自民党政権に移行しまして、緊急経済対策が打ち出されましたが、その中のメニューのほうに、この安心・安全な環境、園児の環境の維持と確保という部分があるということで、それであるならば、やはり国の補助事業の確保、すなわち限られた予算の中で効率的・効果的に回転をさせること、新規・既存の事業に捕われず、国の補助や県の補助制度を幅広い視点から検討し、積極的に活用するということが私に課された使命だというふうに思っておりますので、この国の補助事業確保が最大の課題であったわけでございますが、強い熊本県からの要望等もございまして、林野庁のこの森林整備加速化林業再生事業、これはなくなっていた事業が今度の緊急対策のみで復活したわけでございます。すなわち、1年間でこの1年限定の緊急対策補助制度でございまして、そういう中で補助率が50%、これはたいへん大きいものでございまして、それが正式に決定したのが、日にちは明確には分かりませんが、大変タイトなスケジュールの中で、そのことが決定されたわけでございます。それから、この修繕、改善等々の計画よりも、新築の計画、建て直すという計画はどうだろうかということで、このような流れになったということをご説明をさせていただきます。また、この今年度以降、園児の減少、また増加等々に関しましては、これは出生率の問題から考えますと、大変厳しいものがあるというふうには思っておりますが、現在、通われている保護者の皆さまにおかれましては、大変納得、できれば通わせたいという声幅広く聞こえてくることは事実でございます。また、活用方法といたしましては、かと言っても、この人口減少に関するに、ここで改築して、果たしてずっとその存続が可能な

のかということもございますので、その件をやはり幅広い活用を考えていかなければいけないということで、この計画の中ではですね、まあ仮称の名称なんですけど、みんなが考えよう色見保育園改築プロジェクトというのを今後、平成25年の4月中には計画づくり、メンバー選任、委嘱までを行いたい。それで、平成25年6月から7月いっぱいまでで計画づくり検討会、これは園舎の機能や環境整備等々も含めまして、そのようにそこで計画をしたいというふうに思っております。

もう1点ございますが、この請負費の計上に関しましては、また課長のほうから詳細を説明をさせていただきます。

最後になりましたが、当初申し上げましたように、議会議員の皆さまに事前に詳細にわたって説明をするべきではございますが、しかしながら、やはり緊急対策のこの経済対策メニューが漠然と下りてきまして、その中の詳細が非常に熊本県もころころ変わるような、これはこの事業だけではなく、非常に分かりづらい部分がございました。平成21年度の緊急対策とはまるで実は内容が違うようなことでもございます。また、実際に細かいメニューが下りてきまして、それに当たるか当たらないかということの確認等々も、県のほうもまだ分からない、国に聞いても漠然としか返答が出ないという時期がありまして、明確にこの事業が復活すると、林野庁の予算が復活するというのが実際に分かりましたのは大変近日中でございます。また、その予算につきましても、2月26日に可決したということもございますので、そのことも補助をたくさんもらうということに関しましては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

あとの先ほど申し上げました請負費につきましては、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 自席からお答えをしたいと思います。

工事請負費につきましては、本来ならば設計委託が完了して、その後にですね、計上していくべきだというふうに思いますけれども、先ほど町長のほうからご説明がありましたように、25年度限りの単年度事業というふうなことで、補助事業の決定のほうをですね、進めたいというふうなことで、県のほうからのご依頼がありましたので、工事費につきましては概算です。それと、設計を委託する段階におきましても、基準等につきましてはですね、今の基準、それから東保育園を造ったときの基準、そういったのも照らし合わせておりますけれども、そのの

設計をするための概算工事を出していただいた上で、そしてその後に工事費の概算額というものを決定をいたしております。

そして、先ほど町長のほうからスケジュール的なことはお話されましたが、工事請負費につきましては、最終的には工事の着工を25年度中に着工まで入れてくれというふうなことでしたので、計画としては設計委託が完了をいたしまして、設計が完了した後に工事請負費のほうの着工に入っていくというふうな計画にしております。当然、本事業は25年度だけで終わる事業ではございませんので、26年度までの繰越事業というふうな形で最終的にはもっていくような計画にいたしております。

それで、今回上げてありますのは、概算というふうなことで出させていたしておりますので、当然、設計が終わった段階で補正予算なりで対応していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま担当のほうから説明いただきましたが、まさしく今言われたようにですね、設計業務をまず3月にこの当初予算で議決をし、6月あるいは9月にですね、設計を受けて工事請負費を計上するのが、私は当然だと思います。査定をされました総務課長さん、今までこういうケースがありましたか。これは、今回私どもが工事請負費をこの概算で決定した場合ですよ、どうなりますか。この設計と工事請負費の関係が崩れはしませんか。よくこういう予算を作られましたですね。答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

まず、最初議員がおっしゃったスケジュールの関係でございます。これにつきましては、今年1月10日に県のほうから平成24年度補正にかかる木造公共建築物等整備の要望についてということで照会が来ております。それを16日までに出しなさいということが来ておりまして、最初は平成24年度の補正事業ということで、国・県検討されていたようでございます。この文書を見ますと、近々に林野庁から要望紹介があると思われませんが、それを待ってからでは事業主体の意向に沿えない場合や、県予算の編成に間に合わないことが予想されます。ということで、1月10日、16日までですね、早急な対応をお願いしたいということで、議会のほうに事前にお示しができなかったということも、これも一つの原

困ではなかろうかと思えます。

それと、議員おっしゃいました今の査定の問題でございますけれども、これにつきましては私も議員おっしゃいましたように、実質870万円の設計と8,100万円でしたでしょうか、工事請負費が出ておりますけれども、これが100%精査されたものではないことは、査定の段階から承知はしております。先ほど課長が申しましたが、単年度事業としてやっていくのには無理があると。26年度までを考えているというような答弁をいたしましたけれども、これはお願いでございますけれども、まずは概算の事業費を組ませていただいて、予算の額が決まらないと、国の補助ですね、この2分の1の、この分の補助がいただけませんので、概算の事業費として、できるだけ最終的な建築に近い分ということで考えて、今回の予算を担当としては認めたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤です。

確かにですね、先ほどから言われるように、財政厳しい本町にとってはですね、非常に有難い補助金ではあります。ありますが、その補助金を優先するあまりですね、本来のルールを損なうようなことではあってはならないと、私は思います。補助金要求につきましては概算でされるのは構わないと思うんですが、予算としては設計業務委託が上がっている以上、工事請負費はまだ決まってないはずで、その補助金要求は概算で出されても結構だと思いますけれども、この予算としてですね、工事請負費が設計をする前に上がるということは、私はどうしても腑に落ちません。

もう1点、先ほども質問いたしました、この問題がですね、地域住民の方に本当に良かったと思われるのかどうかですね、それを事前にこの予算を提出する前にされたのかどうかです。もし、先ほど町長が言われたように、4月からそういうプロジェクトをつくって進めると言われましたが、こういう時世だから、造るのは待ってくれという意見にならないとも限りません。そういう合意形成がなされていないままにですね、補助率がいいからということで、予算を計上されるというのはですね、やはり危険性が非常に伴うんじゃないかと思えますけど、再度お願いしたいと思えます。

それから、私は先ほどから言いますように、工事請負費につきましてはですね、予算が確定していないわけですから、6月に、あるいは9月に上げる計画でです

ね、まずは設計業務委託を今回付託いただいて審議する。審議の材料の中にも、私たちは当然、職員の方にこれは合意形成なされてますか、どういう建物を造るんですか、どこに造るんですかという質問をした上で議決をするわけですから、ただ概算でどこに造るか分からない、何を造るか分からないで、審議のしよは、先ほど言うようにないと思いますので、そのへんを十分お考えで、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 今、議員のほうからご質問ありましたように、確かに精査された工事請負費ではございません。ただ、申しあげましたように、補助金獲得、先ほどもご指摘がありましたけれども、いずれにしても2分の1の補助金が通常であれば、今、私立保育園であればですね、補助がございませけれども、公立保育園の場合はまったく補助制度というのがなくなっております。といいますのが、普通交付税の交付金の中でやりなさいというようなことで、まったく補助事業として乗らないものが2分の1ということで出ましたので、そのためには概算であっても、やはり全体事業費を明示して予算化しているんですよということも国にお示しをしなければなりませんので、そういったことで今回、粗予算ではありますけれども、当初予算に上げさせていただいたということでございます。最終的にはこの800万円の設計委託料の中で精査した数字で、再度、ご議論をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） その他ございせんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口でございます。

当初、冒頭に町長から、芹口で発生いたしました火事の件につきまして言及がございました。町長には大変ご心配をおかけし、またいろんな方面からご配慮いただいておりますことに対しまして、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

それでは、質問をさせていただきたいと思いますが、この概要書の8ページにバイオマス活用推進計画の策定に伴い、今後のエネルギー需給について具現化していくため、本年度はペレットストーブ、または薪ストーブ本体購入の一部を補助することにしていきますということで、予算書の50ページに、エネルギー対策費といたしまして、ペレットストーブ等設置費補助金100万円が計上をしております。一方、歳出の教育費におきまして、東小に2台、それから中央小に4台、東中に2台、高森中学校に1台、ストーブの購入費が計上してございます。学校ですので、薪ストーブは無理といたしましても、ペレットストーブにつつま

しては購入ができないのかどうか。ペレットストーブ購入すれば、エネルギーの教育教材としての効果もできるんじゃないかというふうに考えております。そういった点について検討されたのか、またそういったペレットストーブの導入が可能かどうかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 今のご質問にお答えします。

教育委員会では、年次計画でブルーヒーターですね、それを3年ぐらい前から導入しております。その計画に基づいてブルーヒーターを導入しております。ペレットストーブについての導入、薪ストーブの導入については、担当課とは協議をしております。ただし、ペレットストーブといいますのは、熱効率、ブルーヒーターで教室等が使う使わないの時期もありますので、薪ストーブの場合は点けたり消したりが簡単にはいきませんので、そこについては基本的には今年度はブルーヒーターを導入していきたいというふうに、年次計画で入れ替えをしておりますので、それでいきたいと思っております。

以上でございます。ただ、協議はしておりません。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 4番 芹口議員のご質問にお答えいたします。

エネルギー対策費としまして、ペレットストーブ等設置費補助金ということで100万円上げております。今回、私たちが考えましたのは、バイオマス活用推進計画を平成24年度に制定しております。その取り組みの効果という部分もありますし、また東北大震災以降の再生可能エネルギーの利用面で、私たちの考えとしましては、各戸に付けるストーブということで、10万円以上のストーブに対しまして2分の1の補助を行うと。ですから、教育委員会のほうのストーブ購入につきましては、私も今日初めて知ったわけですけど、あくまでも各戸、個人の家には付けるストーブということで計画しておりますので、ちょっと学校とかに補助する分ではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番です。

外に向ってですね、こういったことで補助をするということですが、やはりできれば内に向ってでも、やっぱりそういった利用効果等について精査する、また教育教材としても利用できるというようなことから、やはり内部も横の連絡を密に

しながら検討していただいたらどうかというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、124ページ、色見総合センターの太陽光発電蓄電整備事業1,800万円計上してございます。この事業効果なり、あるいは規模等について説明をお願いをしたいと思いますし、またこの件につきましても蓄電池実施設計費、それから委託料、蓄電整備事業の経費が計上してございます。先ほど2番議員から質問がございましたけれども、この予算というものは1年間に支出できる、予想される経費をすべて計上するというようなことから、実施設計が終わって、それから工事請負費なりを計上するというだけでなく、あえていいと、あえて違法というようなことではないというふうに、私は思っております。また、これはほかの土木とか道路とかの設計についても同じでございます。やはり必ずしも実施設計が終わらなければ工事請負費総額が計上できないということではないというふうに、私は理解をしておりますので、申し添えたいと思います。

それからもう1点はですね、この予算概要書、これは非常に今年度、分かりやすくしてあります。担当者の工夫が見えて、非常に感謝しているところでございます。その中で債務負担行為の項目が計上してございません。やはり債務負担行為は後年度負担を伴うものでございまして、地方債と関係も深いものでございますので、是非ですね、債務負担行為の状況等についても、この概要書にお示しをしていただきたい。当初予算の審議につきましても、必要な資料でございますので、この債務負担行為の概要書等々につきましても、今会期中に作っていただきまして、提示できるなら提示をしていただきたいというふうに思いますので、ご提案を申し上げようと思っておりますがいかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 4番議員、教育委員会への色見総合センター太陽光の部分についての答弁が必要ですか。

○4番（芹口誓彰君） はい。お願いします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 太陽光発電についてですけれども、これにつきましては県の再生可能エネルギー等導入推進基金活用事業というのが募集が行われておりました。その中で太陽光発電について該当するというので、基本的には100%補助でございます。これについては100%補助でできるのですが、公共施設ということで、うちのほうでもすべての総合センターに付けるというわけにはいきませんので、代表的に色見の総合センターにそれを申込みをいたしま

した。その事業につきましては、25年度において整備するということが条件ですので、今回の予算に上げさせていただいております。基本的には100%ですが、補助対象外が一部ございます。例えばパソコンでそういうデータが見れるソフトとかですね、そういう部分の多少の部分については自己負担が必要となりますけれども、基本的には100%補助と。それにつきましては今からですので、電力量がどのくらいでというのははっきりは出ておりませんが、基本的にはその利活用から考えていくと、ある程度、売電等々もできるのではないかとこのように思っております。設計も現在から進めますので、詳細についてはまだはっきりとしたことは分かっておりません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

債務負担行為についても、概要書のほうに載せるべきではなかったかというご質問でございます。確かに現在の概要書には債務負担行為についての記述はございません。当初予算書の最後の133ページのほうには、詳細なやつが出ておりますけれども、概要書の中身のよう簡略化して、ある程度ぱっと見た状況で、状況が分かるような部分に概要書のほうは今後挿入したいと思っておりますので、どうかそういうことでよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 3番 興柁です。

5ページの主な新規事業の2番ですね、②の小中一貫、わくわくイングリッシュの創設についてお尋ねをしたいと思います。昨年ですね、新学習要領がスタートいたしまして、英語教育についてですね、教育長のほうからご説明がございました。中1ギャップとか、小1プログラムですか、この解消を高森新教育プランにどう活かしていくかということで、検討中ということで、昨年説明があったかと思っております。その解消に向けてのわくわくイングリッシュの創設、小中一貫教育ですか、これを創設されたのかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、予算書の72ページの色見保育園費の英語教室講師料、それから東保育園においてもレッスン料ということで予算化してございます。この内容についてですね、ちょっとお尋ねをしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

今、質問いただきました、そういった流れの中で、今回のわくわくイングリッシュということで政策として町長のほうから説明があったところでございます。今回、教育課程特例校という制度がございまして、これを12月の18日付けで文部科学大臣から高森町は許可をいただきましたので、教育課程特例校という形で小学校1年生からの、いわゆる教科としての英語教育をスタートする、そういったことができるようになりました。そういった中で、小中一貫英語教育推進委員会というのを立ち上げまして、現在、第7回までの検討会が行われておりまして、その中に学識経験として熊大の教授とかいう方々も入っていただき、中身について詰めているところでございます。

高森のこの小中一貫の英語教育の特色としまして、特に2点ございます。第1点は、SSHというNPO法人がございまして、ここが全面的にバックアップしておりまして、いわゆる音声という、発音といいますかね、そちらを中心とした英語教育を積み上げていく。これは今の大きな流れでございまして、英語教育の課題である。従いまして、そういったNPO法人等の力も得ながら、今、カリキュラムを作っているところでございます。

2点目は、多くのところで学校等で、5年生、6年生は外国語活動というのが新教育課程で出てまいりまして、小学校で英語教育がそれぞれ行われておりますけれども、いろんな先進地の視察等を繰り返す中で、中学校とのつながりが非常に途絶えているところが非常に目立ちまして、従いまして、高森は小学校から中学校、中学校の出口の状態をですね、一つの目標とおいて、いわゆる小中の連携をですね、図ろうということで、先ほど申しましたその推進委員会にも、中学校の先生方にも入っていただき、協議をしているところでございます。従いまして、小学校1年生からのカリキュラムを進めていきますと、中学校に入った時点ですと、中学校のカリキュラムがかなり小学校でもう学習が重なってできている部分がありますので、中学校の英語教育がよりゆとりをもって発展的な部分も含めた英語教育になっていくのではないかとということですね、期待しているところでございまして、そういう方向で進めています。

なお、せっかくわくわくイングリッシュという形で政策にも出させていただいておりますので、高森町が英語の町として、そういった地域にもですね、広がっていく、また高森高校等との連携とかいうことも、今後必要ではないかなと思いますし、その中で就学前との連携ということも大きな課題ではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 英語教室についてというご質問でございますけれども、その内容につきましてご回答を申し上げたいと思います。

ただいま教育長のほうからですね、就学前の児童とのつながりをもつということが課題というふうなお話もございました。高森町の新教育プランの中で、平成25年度から小学校では英語教育が導入されるということになりました関係から、保育園におきましては24年度からですね、英語の教室ということでレッスンを月に1回実施をしてきました。しかしながら、それはボランティアでやっていただいたというふうなこともございましたので、今回この教育プランの中でありますように、小学校の英語教育が取り入れられたということで、それでは1年生からですね、英語教育をしていくためには就学前の英語教育も当然必要になってくるというふうなことで、スムーズに小学校にですね、入れるような体制をつくっていくことが大事じゃないかなというふうなことで、町立保育園につきましても英語のレッスンを月に3回ということで実施をしていくようにいたしております。高森保育園、それから幼稚園におきましては、英語教室についてはですね、レッスンについては5年前から取り組みをされておられますけれども、そういった方々との、そういった子どもたちとの差ができるだけないような形で、町立の保育園におきましても、この25年度から楽しく英語を学ぶことに興味をもつていただくと。そして、簡単な英単語ですね、そういったことも含めて、充実したカリキュラムを作って、それに基づいて子どもたちの育成をしていきたいというふうなことで、今回、英語教室ということの予算化をさせていただきました。その中で今月の16日には、各保育園、幼稚園の先生方が一堂に集まります就学前の子どもたちの指導の研修会がございます。その中でこの英語のですね、レッスンについても、当然、学校に上がるためには、保育園の先生方にもですね、このことを十分認識をしていただく必要があるというふうなことで、教育長にもお願いをいたしまして、就学前教育と学校教育をどのようにつなげていくのかですね、そういったところのお話も16日の日にしていただくような形でお願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第26号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第28、議案第26号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第26号でご提案申し上げました、平成25年度高森町国民健康保険特別会計につきまして、ご説明いたします。

平成25年度の予算総額は、前年度の保険給付費、その他実績見込みを勘案いたしまして、11億419万3,000円を計上いたしております。

歳入予算について概要を説明いたします。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第1款国民健康保険税は、一般被保険者1億8,627万3,000円、退職被保険者分1,016万円を計上いたしております。各節の区分ごとの合計金額は記載のとおりでございます。現在、税の申告期間中であり、住民税の額が確定した後に保険税の本算定を行いますが、試算を行いましたところ、総所得金額が減産となる見込みでございまして、昨年度と比較して514万7,000円の減額となっております。

このほか9ページ下段からの第4款国庫支出金、それから10ページの第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、11ページに入りまして、11ページの第7款県支出金、第8款共同事業交付金をそれぞれ計上いたしております。

12ページの第10款繰入金は、歳出予算の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等に対応するものでございまして、平成24年度の実績見込みに基づき計上いたしておりますが、特に第3節の財政安定化支援事業繰入金の法定外繰入金2,500万円を一般会計から繰り出していただくこととして計上いたしております。

ご承知かと思いますが、国民健康保険財政につきましては、国の負担金、それか

ら被用者保険の拠出金等と国民健康保険税によって運営される独立した会計でございますが、加入者に高齢者や低所得者層が多く、税負担も限界に近いものとなっております。保険料改正も視野に入れて検討を重ねたところでありますが、この税負担を増やすことは現在の経済状況からも厳しい、難しいと判断されます。これは平成20年度の後期高齢者医療制度発足の際、前期高齢者負担金について高額な負担が発生し、また国の調整交付金と、それから国の予算削減の方向性の関係上、歳入予算が十分に見込めない状況が続いてきたこと、それと特定健診等を進めながら医療費の削減を目指しているところでありますが、将来にわたってその効果があるように取り組んでいることは当然でございますが、現時点としましては医療費の給付費等の歳出面において国保財政の収支は極めて厳しい状況になっております。

国保財政計画につきましては、今後も徴収率向上とさまざまな健康施策に努めながら、医療費削減を行うことを基本として、今後も精査・検討を続けて策定してまいります。近年の経済的状況から保険料の増額は困難であり、また退職後はすべての方が国保世帯になられるということ等も鑑み、そして住民の方々の継続的かつ安心を生み出す安定的な医療制度の確保は重要なものと存じますので、今回、法定外繰り出しの措置をお願いしたいと存じます。

同じく第10款繰入金の基金繰入金は32万9,000円を計上いたしておりますが、この繰り入れを行うことによりまして、基金残高は6,000円あまりとなります。

第11款繰越金は、現在のところ、約1,500万円を見込んでおります。

次に、歳出予算について概要をご説明いたします。

14ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費は、国民健康保険事業の運営費に必要な一般的事務経費でございますが、保険事務、国保連合会の負担金、国保運営協議会等の経費を計上いたしております。

15ページ下段から16ページにかけての第2款保険給付費の療養諸費は、診療報酬、柔道整復師及び補装具等の経費6億1,766万円、16ページ下段から17ページにかけての高額療養費は9,865万円、17ページ下段の出産育児諸費は20名分の出産育児一時金と事務手数料の合計840万5,000円を計上いたしました。

18ページをお開きいただきたいと思います。

第3款後期高齢者支援金等は、75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制

度に対して拠出するもので、事務費拠出金と合わせまして1億3,945万2,000円、第5款介護給付金は社会保険診療報酬支払基金に対して納付するもので6,530万3,000円、第6款共同事業拠出金は熊本県国民健康保険団体連合会が行います高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対して拠出するもので1億4,625万3,000円を計上いたしております。

第7款保健事業費の特定健康審査等事業費につきましては860万円を計上いたしております。

19ページ下段から20ページの保険事業費では180万1,000円を計上いたしておりますが、特定健康審査等事業と一体となって、住民の方々の健康の維持と増進に取り組んでまいります。

21ページ、第11款予備費につきましては、歳入歳出の調整を行ったものですが、1,000万円を計上いたしております。

第12款前期高齢者納付金等につきましては、8万7,000円につきましては社保支払基金に支払う事務費でございます。

先ほど補正予算の説明においても申し上げましたが、町では特定健診事業を強く進めることといたしております。このことにより、住民の方々の健康の維持と増進のため、これまでの住民健診とともに検診率を高めるなどにより、これからも本事業を強力に進め、医療費の削減に努めてまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第27号 平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第29、議案第27号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第27号でご提案申し上げます、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

平成25年度の予算総額は、前年度の実績見込みに基づき9,157万6,000円を計上いたしました。これは前年度当初予算と比較しますと457万6,000円の増額で、5.3%の増加となっております。

歳入の概要について説明いたします。

6ページをお開き願いたいと思います。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収、普通徴収合わせて5,585万9,000円を計上いたしております。

第3款繰入金は、一般会計からの事務繰入金として153万5,000円、保険基盤安定繰入金として3,161万9,000円を計上いたしております。

第5款諸収入の受託事業収入につきましては、健康審査業務の受託料239万7,000円を計上いたしております。

次に、8ページからの歳出につきましてご説明いたします。

第1款総務費につきましては、事務的経費を計上いたしております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の現年度分保険料と保険基盤安定負担金を合わせまして8,737万7,000円を計上いたしております。

また、第3款保健事業費につきましては、健康審査事業に関する経費として269万7,000円を計上いたしております。

国民健康保険事業と一体となって健康審査事業を推進し、住民の方々の、高齢者の方々の健康の維持と増進に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いしまして、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第28号 平成25年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第30、議案第28号、平成25年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第28号でご提案申し上げました、平成25年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

平成25年度の予算総額は、本年度の実績見込み等を精査・勘案いたしまして、8億2,588万3,000円を計上いたしております。前年度当初の予算と比較しますと9,082万5,000円の増額で、12.4%の伸びとなっております。これは介護給付にかかる費用が年々増えておりますことが主な理由でございますが、介護予防を最重要課題と認識して取り組むことといたしたいと思っております。

歳入について、概要を説明いたします。

7ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、65歳以上の方に負担いただく介護保険料1億988万5,000円を計上、第3款国庫支出金の介護給付費負担金につきましては1億4,295万4,000円を計上、保険財政を調整するための調整交付金及び8ページにかけての地域支援事業交付金等につきましては、合わせて7,787万1,000円を計上いたしております。

第4款支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの第2号被保険者負担分2億3,297万1,000円、第5款県支出金の介護保険給付金につきましては、施設介護サービスの給付及びその他分の支出見込額を勘案しまして1億1,615万6,000円を計上、9ページの地域支援事業費につきましては、総額で305万9,000円を計上いたしております。

第6款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金1億1,004万7,000円、第7款繰越金につきましては2,931万6,000円を見込んでおります。

次に、歳出について説明いたします。

12ページをお開き願いたいと思っております。

12ページから13ページ及び14ページの第1款総務費は、介護保険事務、介護認定審査等の経費を計上いたしております。

14ページ、第2款第1項保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、居宅、それから施設介護サービスに要する経費として6億9,264万円を計上いたしております。

15ページ、第2項の介護予防サービスに要する経費として3,963万6,000円、第4項の高額介護サービス等費として1,938万円を計上しております。第3項その他諸費は、審査支払手数料として84万2,000円、第4項高額介護サービス等費は総計として1,938万円を計上いたしております。

16ページをお開きください。

16ページ、第6項の特定入所者介護サービス等費として4,476万円を計上いたしております。

同じく16ページの第5款地域支援事業費は、介護予防事業費として社会福祉協議会への委託料など608万8,000円を計上いたしております。

17ページの包括的支援事業につきましては、非常勤職員の報酬やケアプラン作成委託料として1,459万9,000円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

第7款諸支出金、第1目第1号被保険者保険料還付金30万円につきましては、過納、重複納付、それから死亡された場合の還付金として計上いたしております。

19ページ、第7款諸支出金の繰出金30万円につきましては、平成25年度に精算する際の一般会計の繰出金を見込額として計上いたしております。

介護保険事業につきましては、町の高齢化率が33%を超えております。高齢者だけの世帯もますます増加することが予測されますことから、平成25年度も引き続き認知症対策をはじめとした介護予防事業を推進してまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第29号 平成25年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第31、議案第29号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第29号でご提案いたしました、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

平成25年度につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,493万3,000円とするものであります。

4ページをお開きください。

第2表地方債は、平成24年度の町道高森中央線水道管布設替工事の残りを行うものであり、過疎債、簡水債、いずれも限度額180万円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款使用料及び手数料につきましては、総額9,552万円を計上いたしており、昨年より53万円の増額となっております。

第3款繰入金につきましては、起債の定期償還金分の2分の1として一般会計から3,391万6,000円を繰り入れるものであります。

第4款財産収入につきましては、基金運用利息として748万5,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

第5款繰越金について1,270万円を計上、第7款地方債につきましては、施設事業債として360万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第1款水道費については、経常的な経費、また工事請負費につきましては、先にも申し上げましたが、昨年度から町道高森中央線水道管布設替工事の残り、清水製材所から福永測量設計事務所まで行う工事費として360万円、並びに定期的な水道メーター取替工事費を計上しております。

第2款公債費につきましては、起債の定期償還分として元金、利子合わせて6,783万1,000円を計上いたしました。また、予備費として526万6,000円を計上しております。

以上、提案説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第32 議案第30号 平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第32、議案第30号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第30号でご提案いたしました、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

平成25年度につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,602万4,000円とするものであります。

歳入についてご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

第1款財産収入につきましては、基金運用利息969万1,000円を計上し、第3款繰越金として633万3,000円を計上しております。また、本年度においては、基金繰入金は計上しておりません。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款農業用水費につきましては、第7節賃金は、施設の草刈り人夫賃や水道管

理人夫賃等41万円、第11節需用費は1,380万9,000円で、そのうち電気料である光熱水費に1,280万円を計上いたしました。修繕料につきましては、平成21年度から行っていた農業用水モーターポンプ等の整備も平成24年度において完了いたしましたので、本年度においては一般的な修繕料として100万円を計上しております。

第12節役務費については、テレメーター代等の88万8,000円を計上いたしました。また、予備費として27万8,000円を計上しております。

以上、提案説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第33 議案第31号 平成25年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 について

○議長（田上更生君） 日程第33、議案第31号、平成25年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議案第31号でご提案申し上げました、平成25年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、ご説明いたします。

当初予算規模は、歳入歳出それぞれ33万4,000円であります。

予算の内訳を説明いたします。

6ページをお開きください。

現在の自治体基金の元金は1億8,127万9,966円、民間基金の元金は3,383万5,694円となっております。これらの元金から生じる利子相当分を、自治体基金30万円、民間基金3万4,000円の、合計33万4,000円を利子

及び配当金として歳入に計上いたしております。

また、7ページの歳出の欄ですけど、その利子総額の33万4,000円を積立金として支出するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議お願い申し上げ、ご決定賜りますよう、説明を終わります。以上です。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 先ほどの一般会計の質疑、付託まで済んだところでございますけれども、2番の文教厚生委員長さんのほうに補足説明ということだと思います。

文教委員長がおっしゃることは、審議がかなり難しいとおっしゃることは十分理解できるところでございますけれども、まずは一つはこれが国のほうの緊急経済対策であるということですね。以前、なくなった補助が25年度限りの経済対策ということで復活したと。それをもって、2分の1の保育園建設に対する予算措置ができるというのが1点。もう1点が、国から下りてきますときに、1週間、10日といった短い期間で下りてきますので、以前から町長が申しております、いわゆる弾込めですとか、頭出し、そのへんが非常に時間がない分、準備する必要もございません。それと、仮に今回、審議していただいた上での結果として、やむなく見送りということになった場合につきましては、この後は先ほど申しましたように、地方交付税、一般財源から、あとは借入金で賄うということにもなりますので、できましたら、財政担当課長としてご審議いただき、これは誠に僭越でございますけれども、ご承認いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

すみません。時間をいただきました。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、総務課長のほうから、財政担当の課長ということで補足説明を文教厚生委員長に言っていたいただきましたが、私のほうからも、まずは後藤議員が言われるのがごもっともではないかなというふうに思います。

そういう中でですね、実は林野庁のほうにこれは外されてた予算を復活したわけです、今年1年限定で。この要望に関しても、熊本県の与党が県産材使用という名目のもとですね、すごく強い要望を国のほうに行った結果が、国のほうも林野庁も考えていただいたのではないかなというふうに思っております。

また、去年から議場の場で私が弾込め、頭出しという言葉をよく使いますが、設計と事業費、工事費ですね、先ほど言ったように、2番議員さんがおっしゃるのは、本当に基本中の基本ではございますが、この概算の予算がどうしても組めないことには、採択というよりも、できない場合も出てくることもございます。また、この弾込めと頭出しをした結果、通常では考えられないような事業費の事業をやれるという結果を、この緊急経済対策でしっかり議員の皆さんにお示ししたいというふうに思っておりますので、どうかまたその節にはですね、これはしっかり私も説明をしなければいけません、決まり次第、この経済対策の大きい事業についても説明を申し上げたいというふうに思っております。説明不足に関しましては、私の責任でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（田上更生君） はい。ありがとうございます。ただいまの件につきましては、各常任委員会のほうにも付託してありますので、またそちらのほうでのご審議方、ご協議方をお願いをしておきます。

-----○-----

日程第34 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第34、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

3月8日から3月13日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月13日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いをいたしておきます。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

どうもお疲れでございました。

-----○-----

散会 午後2時20分

3月14日（木）

（第2日）

平成25年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成25年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
2番	後藤 三治	一般質問のその後について	① 6月質問「人材の地産地消」 ② 9月質問「災害時の対応・夏祭りへの助成」 ・協議検討の経緯 ・実施時期 ・予算化の有無
5番	立山 広滋	今後の地域連携	① 九州新幹線開業に伴う横軸連携をどう考えるのか ② 現状の天草と阿蘇（高森）をどういうふうに連携するのか ③ 平成25年度における具体的取り組み
		災害復旧	① 災害発生後からの原状の復旧の段階 ② 今後の復旧がどのように進んでいくのか。その展望
		他の機関との交流人事	① 昨年度から県との人事交流で相互に職員派遣をしているが、それを含めての今後の予定

		国の補正予算・当初予算と本町の事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 現状の取り組み（採択・不採択を含む） ② 国の予算に対して、町はどのような事業をもって活用していくのか
9 番	三森 義高	観光の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 桜を中心とした観光 ② 周辺設備の活用は ③ 通称九十九曲り道路について
		阿蘇オーガニック・アグリセンターについて	<p>高森町営阿蘇オーガニック・アグリセンターの運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織について ・原材料から販売まで
1 番	宇藤 康博	健康スポーツ振興の考えは	<ul style="list-style-type: none"> ① 各地でマラソン大会が開催されているが、本町においての開催の考えは ② 全天候型陸上競技場があれば町民のスポーツ向上や合宿等誘致が可能となり大会も開催できるが、競技場建設の考えは ③ 町民グラウンドや町民体育館等の利用状況や利用料金は適正なのか ④ 最近パークゴルフが盛んになり、パークゴルフ場があれば町民の健康スポーツ振興に役立てると考えるが、パークゴルフ場建設の考えは ⑤ 高スポの今後の支援についての考えは

3 番	興梠 壽一	農業振興方策	<p>① TPP交渉参加により、将来、農業への影響は避けられないと思われる。「稼げる農業」「攻めの農業政策」の具体策を早急に確立する必要があると思われる対応策は。</p> <p>② 人・農地プラン作成状況及び高森町が目指す農業とは。また、畑作農家への対応について。</p> <p>③ 農業人口減少及び高齢化対策について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家戸数と農業人口の現状は。(10年後のシミュレーション) ・農業再生に向けた若い専業農家の育成、確保、支援等の具体策について ・Uターン、Iターンなどの新規就農者の確保、育成について ・防災、農業人口減少対策として、空き家の利用について <p>④ 耕作放棄地の解消、遊休農地への活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の耕作放棄地の面積、また基本計画でも解消を掲げているが、解消実績と具体策について <p>⑤ 有害鳥獣対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年度の駆除強化対策、予算について ・大型箱罟の効果、実績について、今後の増設の考えは
-----	-------	--------	---

3 番	興 梶 壽一	農業振興方策	⑥ 熊本県は、赤色の農畜産物のブランド化に力を入れているが、その一つである赤牛の高森町独自の支援策について ・農家の高齢化に伴う草原等の維持管理について
		立野ダム本体工事着工に伴う影響	① 阿蘇の玄関口の立野ダム建設において、観光立町を第一の政策とされている町長の考え、高森町への影響について ② 立野ダムが完成すると南阿蘇鉄道の鉄橋が一部浸水するとされています。観光客、利用者等への影響、対応策について ③ 今後、町民への情報公開が必要と思われるが対応について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 宇 藤 康 博 君 | 2 番 後 藤 三 治 君 |
| 3 番 興 梶 壽 一 君 | 4 番 芹 口 誓 彰 君 |
| 5 番 立 山 広 滋 君 | 6 番 森 田 勝 君 |
| 7 番 田 上 更 生 君 | 8 番 甲 斐 正 一 君 |
| 9 番 三 森 義 高 君 | 10 番 後 藤 英 範 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 町 長 草 村 大 成 君 | 教 育 長 佐 藤 増 夫 君 |
| 総 務 課 長 村 上 源 喜 君 | 政 策 推 進 課 長 甲 斐 敏 文 君 |
| 健 康 推 進 課 長 岩 下 公 治 君 | 住 民 福 祉 課 長 古 澤 建 生 君 |
| 税 務 課 長 色 見 継 治 君 | 農 林 政 策 課 長 佐 藤 武 文 君 |
| 建 設 課 長 廣 木 富 八 君 | 会 計 課 長 橋 本 和 則 君 |

教育委員会事務局長	後 藤 正 三 君	政策推進課審議員	服 部 信一郎 君
建設課審議員	岩 田 秋 広 君	総務課長補佐	東 幸 祐 君
健康推進課長補佐	阿 部 恭 二 君	住民福祉課長補佐	佐 藤 幸 一 君
農林政策課長補佐	後 藤 健 一 君	教育委員会事務局次長	沼 田 勝 之 君
監査事務局長	安 方 含 君	総務課財政係長	岩 下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 庄 良 一 君	議会事務局庶務係長	松 本 満 夫 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

税務課長補佐、工藤英二君からは税務申告業務のため、欠席届がっておりますので報告しておきます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

皆さんもよくご存じのように、1万八千人以上の死者、行方不明者を出した東日本大震災から11日で2年が経ち、発生時刻の午後2時46分には列島各地で多くの人々が鎮魂の祈りを捧げた。さらに課題が山積して復興のあゆみは遅く、原発事故も収束していない中、遺族からは子供たちの歓声がかたまるふるさと再生復興のために努力していく、力強く誓われました。と報じられておりました。本町においても昨年7月12日豪雨による大災害に見舞われ、作付け時期を迎える農家にとってはその復興復旧を待ち望んでおられるとされているところであります。

さて今回の一般質問は昨年のこの時期の質問と同じように私がこの一年間に行った質問に対し、町はどのように受け止めどのような対策を講じてこられたのかを検証するため、あの質問はどうなったと題し質問させていただきます。

まず6月の一般質問では人材の地産地消と題し質問しました。このことは町に生まれた子供たちに支援や助成を行い、その子供たちが成長した後は町に就職し町のために働いていただく。まさしく地産地消ではないかと思ったからです。合わせて町長は就任以来これまでの道路予算から子供教育予算へすなわちハードからソフト事業へ転換されたことについて町長の考えをお聞きしましたところ、私が思うには大事なことはやはり人であり、この人づくりをやるために行政は計画的な仕組みをつくらなければならない。またその仕組みづくりに対してお金を惜しんではいけない

い。さらにハードからソフトへ、ソフトが大事なんだということを言ってきたが、高森町自体がその人づくり自体が出来てなかったかと言えば先人の皆さまの努力によりできている部分とできていない部分があったと思うと述べられました。まったく私も同感であります。

そこで初めの質問は現在もそのような考えでおられるのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。また傍聴者の皆さまおはようございます。

2番議員のまず一般質問の一つ目の質問でございますが、その前に今日は定例会の一般質問に町民の皆さまも多数お越しいただきましてありがとうございます。

私ごとになりますが実はちょっと体調があまり思わしくなく熱の方が38度以上現状ある状況でございますが、言葉に間違いがないことをしっかり確認しながらご答弁を今日はさせていただきたいというふうに思います。

まず人づくりの考えに変わりはないか。2番議員が私も同感ですと言うことを言われました。要は高森町が今まで人づくりができていたかできてないかということを行いますとできている部分もあるができてない部分が多かったのではないかと。いうことを去年の議会で私は答弁をいたしました。議員さんも私も同感だとおっしゃったようにやはり特に2番議員は行政の職員として長くやられてきております。そういう中でできてなかった部分ということに関しましてはご自身も非常に分かれている、理解されている、だからこそやらなければいけない。私も今現時点議員にお答えしたように人づくりは町づくり、町をつくるためには人づくりができてなければできないという思いにはまったく変わりがなく不変のものであるというふうに思っております。やはりこの教育、特に民主党がコンクリートから人へと言いましたが、私の場合はそれをすべて否定するわけではなくとにかく人づくりがこの自治体をつくる基礎なのだという思いにはまったく変わりがなくことを答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から質問させていただきます。

ただいま町長の変わらぬ気持ちをお聞きし安心いたしました。

次にここまでの支援助成として本年度から高森町新教育プランがスタートいたしました。教育委員会としてはまだ短い時間ではありますが子供たちや保護者、そして地域住民が本事業をどう認識し、どう捉えておられるのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。2番議員の質問にお答えいたします。

高森町新教育プランは高森町草村町長の政策として打ち出させていただきました。また高森町議会のご理解とご支援を受けて推進できております。これが大変大きな力となっています。

プランの周知につきましては教育委員会、学校の説明に加え、今般高森、広報高森、高森町ホームページ、マスコミ報道そして文部科学省の文部科学広報にも取り上げていただき、また教育情報誌等でも取り上げていただき、町内はもとより県内外、全国へと発信しています。町民の方々の高森の教育に対する関心と期待が確実に増してきていると捉えています。

新教育プランで現在一番動いておりますのは教育環境の整備であります。中でもICT環境の整備は先行的な電子黒板の導入により3月の高森広報また熊日新聞で取り上げていただきましたように企業等の支援も加わりわずか一年足らずに一躍全国的なレベルに高まってまいりました。高森町のICT環境は国、県、企業等の支援により今後一層加速するものと思っています。現在高森町教育研究会ICT部会を中心に各学校での活用の取り組みが進んでおり、児童、生徒、教職員からも大変好評を受けています。保護者、町民の方々からも支持を得てきているという現状でございます。また社会科副読本「私たちの高森町」はこの21日に完成いたします。学校はもとより町民の方にも配布できるようにということで現在準備をしているところでございます。

重点施策としてもコミュニティスクールの導入は4月から文部科学省の委託事業の2年目に入り現在地域住民の方を交えその準備を進めているところでございますが、教育委員会としましては12月を目途に町内4校すべてコミュニティスクールの指定を行う予定であります。

また小中一貫教育ふるさと教育につきましては、昨年12月18日付けで文部科学大臣から高森町が申請しておりました教育課程特例校の認定を受けましたのでこの4月から高森町独自の小学校からの英語教育、そして小中一貫の高森ふるさと学をスタートする予定でございます。今後中長期的に一つ一つを精査し、高森で教育を受けてよかったと実感できる教育の実現へと鋭意進めてまいりたいと考えています。今後共ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうも、ありがとうございました。

今、教育長の方から少し言われましたが、平成25年度当初予算には各小学校に

わくわくイングリッシュの創設や各小中学校に高森ふるさと学、さらに高森の歴史、自然、伝統、文化を郷土資料とした副読本「高森のこころ」が作成され学校の道德の事業で活用されることとなっており、子供たちの成長が今から楽しみでもあります。

次にこうして成長した子供たちがその後高校、大学あるいは専門学校等を卒業し本町にどれだけ就職しているのかについて質問いたしましたところ、町が誘致した企業には全体の3割弱、企業外の量販店等では7割から8割となっているとのことでありました。私の考えとしては誘致企業でありますので、最低でも5割以上は地元雇用をしていただきたい。その意味から企業等への地元雇用を強く要望する必要がありますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。

2番、後藤議員の質問にお答えいたします。

企業等への地元雇用を強く要望する必要があるということですが、平成24年の6月議会におきまして、後藤議員の方から質問があった時点で、誘致企業4企業の高森出身者の率を3割弱ということでお答えしたと思っておりますが、現在改めて3月に調べてまいりました。4企業の合計で従業員数が現在183名です。本町出身者が67名ということで雇用率としましては36.6%ということで、若干伸びているような状況であります。誘致企業はご存じのとおり自動車関連の業種が多くて、本社からの異動とか、関連企業からの採用とかが多くて一概に地元出身者の採用には厳しいところがあるというふうに考えております。また就職される際は本人の考えもあります。高森ではなくて都会などに就職したいなどそういうふうな考えもありますのでそのへんも大事にしていきたいというふうに思っております。従って誘致企業には企業の事情を考慮しながら地元出身者を積極的に雇用していただくようこちらから要望していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えをします。

今、甲斐課長がおっしゃったとおりでございますが若干数字が伸びているものの、まずは私がこの誘致企業の部分に関しまして思いましたのは、この誘致企業を誘致したのは2番議員一番ご存じだと思います、かなり前の年月ですがまず誘致をされたその時点で町がどういう今後の考え、制度設計というのを考えていたかということも反省しなければいけない部分はあるのではないかと考えております。ただその

大前提としてやはり就職や進学に関しては本人の思いが一番ということでございますので、その本人の思いを高揚高くさせるためにはやはり小さい頃からの地元に対しての愛着心の教育が一点と、それと今の時代に合う例えば誘致企業の環境をしっかりと情報として高校に伝える、また中学校に伝えるということが私たちがやらなければいけないことではないかというふうに思っております。そういう中で熊本県雇用環境整備協会が行っております、要は高校生が企業を訪問するということがございますが、そのときの高森高校の生徒の感想は地元の企業は知っておったがこの中が綺麗で整理整頓されて規律正しいものだとは思わなかったと、非常に笑顔で語っていたということもご報告をさせていただきます。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうもありがとうございました。

確かに厳しい面もあろうかと存じますが企業誘致も一つの目的と、この問題については継続的に要望をしていただきたいというふうに思っております。

この質問の最後となりますが、高森町役場職員の採用状況について質問を行い、その中で地元採用をお願いしたところでありますが、町長の答弁は地産地消の意味は理解するものの、今、同じ時期この下の階においても他町村から就職して高森町に今、一所懸命働いている職員もおりますので、私がこの職員が働いていないと言うのではなく、これは地元の話として捉えていただきたいと前置きされ、少子高齢化また子供が少ないこの時代の中、特にこの地域の過疎化を考慮すれば、高森町としてはこの地産地消ができる仕組みづくりをしっかりと戦略として行うことが、人材の地産地消に繋がるのではと答弁いただきました。さらに、本年度の平成25年度当初予算でも各役職ごとに職員研修も計画されており、他町村から採用された職員、地元の職員の区別なく、共に高森町の職員としての取り組みを計画されておられます。このことは大いに評価するものであります。その上で一つ提案があります。一日も早く高森町の職員となるように、予算で計画されている研修に加え、中学校等で実施されている体験学習を職員研修にも取り入れ、農家や商店、企業等への一定期間研修、さらには高齢化により中止されようとしている野焼き等の参加を行うことで、高森町の産業や暮らしを知るきっかけとなり、その後の役場窓口対応にも活かされるのではと感じますが、そのような研修を行う計画はございませんか。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。お答えします。

職員研修の件ですけれども、特にまず新規採用職員について申し上げますと、一昨年まで休暇村南阿蘇、ショッピングセンターアスカ、温泉館等で接客業務研修を実施してございましたけれども、研修期間をそれぞれ一週間ということで短期間でありますので、雇用する側にとりまして中途半端になるということで、本年からは新採用及び経験者、先ほど言われました役職ごとの幅広い職務の職員に渡って研修を積むということにしております。そのための予算もご存じのように今回上げているわけでございます。今後は先ほど議員がおっしゃいましたけれども、職員自らが地域や住民の方をよりよく知ってもらうために提案されました農業体験、商店での接客など地域に密着しました研修のあり方についても、取り組む前提条件がいろいろあるかと思っておりますけれどもその面も含めてしっかり検討し将来の町を背負っていく職員が育めるような研修に活かしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

去年の議会のときに議員さんがおっしゃられた、やはり地元の人材もしっかり育てなければいけない、地元も一緒であるということは私もそのとおりだと思っております。今、総務課長がお答えしましたように実は一昨年まで休暇村やアスカさんや高森温泉館等で研修を行っておりましたが、私が町長に就任して以降それを中止いたしました。私は民間の特に物売りが、非常に接客が長かったものですのでその時期、それと受けて側、要は休暇村さん側、アスカさん側が一週間ベースで人が変わっていく研修を4週間やらなければいけないというのは大変有意義なこととは企業はわかると思っておりますが、やはり利益も出していかなければならない部分がございますので一番多忙な頃でございます。そういうときに一週間単位で派遣するのはいかなものか。これが1ヶ月で1ヶ所であるならば一つの仕事の流れを全部覚えてしますので非常にいいことだなと思いましたが、一週間単位で設定されておりましたので中止をさせていただきました。そのことを代わりとして接客マナーとして今後研修制度を取り入れていきたいというふうに思っております。その研修制度はやはりそれを徹底できる機関に会社をお願いをしてその接客やマナーを勉強させるということが一点。それと2番議員がおっしゃられました農業農家や商店への研修というのはこれは非常に有意義なことだと思います。特にただ農家の方が多忙な時期でございます。そういう中でいろいろ問題点も出ると思っておりますが、前向きにこれは検討するべきではないかというふうに思っております。また野焼き等に関しま

してはこれは阿蘇全体で野焼きボランティア、これは熊本県全体で取り組んでおります。そういう制度もございますが、町独自といたしましてもやはりこれだけ地域で必要というものが野焼きというのは認識されておりますので、そこに職員が行って勉強することは非常にいいことだと思います。しかしやはり素人です。安心と自分たちの身の危険をやはり火が大きく出ると素人が取ってはいけない行動等も事前に勉強した上で参加するべきではないかというふうに思っておりますので、段階的に検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） この人材の地産地消問題は一長一短にどうなるものではないと存じますが時間をかけて取り組んでいただきたいというふうに要望いたします。

次の質問は9月に行いました災害時の対応と夏祭りへの助成について質問を行いました。その後どのような計画や取り組みを考えておられるかについて質問いたします。

まず災害時の対応について質問いたします。この質問の趣旨は昨年7月12日に本町の上色見地区を襲った九州北部豪雨災害後、熊日新聞に掲載された県内市町村の防災体制での本町の自主防災組織率や食料備蓄の状況を元にいろいろと質問を行ったところであり、特に災害時を想定した防災訓練の必要性をお願いしたところでもあります。当時町長の答弁は各施設に備品、機材等々の配置は終了した段階ではあるがその体制づくりができていないということは現実である。しかし本町が昨年3月に作成した総合型防災ハザードマップにおいて災害時の要援護者にやさしい町づくりを掲げており、今後の訓練等に当然行うべき、そしてそれを目標に積み上げていかなければいけない、これはスピード感を持っていくと答弁されております。今回の平成25年度当初予算を拝見いたしますと答弁にあった防災に対する予算も随所に計上され、町長の災害に対する意識の高さと、よく言われているスピード感が感じられます。一例を挙げますとまず災害時要援護者避難訓練や自主防災組織育成モデル事業、さらには避難所への風力太陽光発電街頭設置予算等が計上されております。本日たくさんの方が傍聴されておられますが、町民の皆さまも興味のあることだと思いますのでこれらの事業をどう行っていくのか説明をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるようにこの防災に関しての意識というのはもちろん私だけでなくですね今この自治体の執行部も議員さんもまた地域の方も非常に意識が高ま

っているのが現実である、事実であるというふうに思っております。9月の一般質問の検討協議という形で捉えております。要援護者等の防災訓練につきましては関係機関、これは社会福祉協議会、あとこの高森町の行政の住民福祉課、そして消防団の皆さん、そしてまた広域消防等と連携して7月から11月の間に実施したいという考えで現時点ではおります。また自主防災組織の強化ということに関しましても先般熊日新聞で1面2面使って自主防災組織のことが大きくわかりやすくイラストで載っておりましたが、やはり駐在員会議の際にも前回も非常に要望をいたしました。説明をして要望をいたしました。またこれから以降もしっかり説明をお願いをしていかなければいけないし、お願いをしているところでございます。今後はモデル地域等をちゃんと指定をしてその地域による自主防災訓練を実施していきたいというふうに考えております。

もう一点、災害者の避難所の受入の部分のどこなんですが、先ほど議員さんおっしゃられましたように国の再生可能エネルギー等導入政策事業というものの採択を受けましたので、この災害の避難所15ヶ所に風力と太陽光発電等、LED等を設置する予定でございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） よく言われるように、災害はいつどこで起こるか予測がつかない。一度災害に遭遇すれば災害の恐ろしさや被災の大きさはもとより何よりも尊い人の命まで失うこととなります。特に今年の冬はまったくと言っていいように雪も少なく、よく言われる年間の降水量は変わらないことからすると梅雨時期が心配でなりません。防災訓練等実施する際には、事前に十分周知し町民総参加の訓練となるよう強く望みます。

最後の質問となりますが平成23年度に地域支え合い事業により将来の社会福祉施設や役場に備蓄倉庫を始め発電機、車椅子、簡易ベッド等の備品が設置され文教厚生常任委員会もその設置状況を確認したところでありますが、そのほとんどが施設内の裏側であったり、施設から離れた場所での設置となっており町民には設置の有無も確認できない状況であります。そのため誰にでもわかるような場所へ移設を考えてはとお願い申し上げたところであります。その後この問題はどうなりましたでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 2番議員の質問にお答えをいたします。

備蓄倉庫の設置場所等につきましては始終ご意見を頂いたところでありますけれ

ども、町と各施設間におきましては災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定で締結をいたしているところであります。これは要援護者等への避難援護という観点から、福祉施設を福祉避難所として協力をさせていただくという協定であります。このことによりまして要援護者等につきましては、近くの福祉施設に素早く避難することができるものでありまして、避難した際の受入等に簡易ベッドや車椅子等の備品が使用できるということになります。備蓄倉庫並びに備品の設置につきましては、非常時における要援護者等の受け入れの際に利用する備品であることを念頭におきまして、各施設等十分協議を申し上げたところでございます。この結果設置場所につきましては各施設の判断に基づいて選定をされたものであります。また設置場所につきましては無償で提供をいただいております。従いまして現在の設置場所は各施設におきまして十分熟慮された上での設置場所というふうなことになっております。そのため現段階では現状維持をしていかなければならないというふうに判断をいたしております。また備蓄倉庫の表示につきましてはすべて完了しているところであります。以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま答弁いただきましたけれども、施設の方に無償で場所を提供いただいている観点から現在の場所というふうになっているということでございますが、やはり私たち高森町は昨年大きな災害を受けた町として、そういった機材を設置したならばですね、その災害に対してこういう認識を持っているんだと、町民に、あるいは町民外の方にも広く高森町は災害のことを考えている町だということもひとつ知らせることが大切ではないかなと。また町民の皆さまにはそういった場所にそういったものがあるということをいつでも見れる場所に設置していただくということが先ほど言った啓発にも繋がると私は考えますが町長の考えはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。自席からお願いします。

○町長（草村大成君） 自席の方から失礼いたします。

まず備蓄倉庫や備品の設置場所等の状況につきましては私も知っております。まずここで一点確認したいことがございます。この地域支え合い事業というものの中身は、要は備蓄倉庫という観点ではなくてそれを運用する側、要は要援護者を迎え入れる側が一番使いやすく援護できるところに配置するということがこの地域支え合い事業のその決まりでございます。ただその前段でやはり高森町といたしまして、議員ご存じだと思いますがだいたい450万円の補助でこれは10分の10、10

0%でございますが、高森町は熊本県の中でもこれを2口、要は900万円分県に要望して県にそれを認めていただいたということでもあります。その部分は、私は非常にほかの自治体よりも意識が高かったものなのかなと思っております。やはり迎入れる側の方がいかに使いやすいかそして瞬時に行動できるかということが一番の目的でございます。しかしながらやはり2番議員がおっしゃるとおり目に見えるこの大事さというものは住民の皆さんの安心につながりますので、これから以降また再度機会を設けてその施設の方ともお話をさせていただきたいというふうに思っておりますが、元々のこの地域支え合い事業の要綱自体がその受ける側がいかに使いやすいか瞬時に動けるかということが基本になっておりますので、そのところもご了承してご理解していただき、またその上で見える形として議員が言われることはごもっともだと思いますので協議を重ねていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今後、社会福祉施設との協議等も必要だろうと思っておりますけれども、やはりできるだけ災害というものは身近にいつ来るかわかりませんのでそういう意味からも近くにそういうものがあれば活用ができるのではないかと思いますので、検討の方よろしくお願ひしたいと思っております。

次に夏祭りへの助成について質問いたします。この質問の趣旨は高森町には夏の風物詩である風鎮祭に加え、近年各地域で旧中学校を単位とした手作りの夏祭りが開催されており、地域の活性化はもとより、要援護者対策としても地域の皆さまに喜ばれている祭りで、特にふるさとを離れている方々にとっては家族を連れて生まれたふるさとに帰り、祭りに参加することを何よりも楽しみにされている祭りでもあります。そんな祭りも、街部に比べ山東部の少子高齢化率は急激なものがあり、祭りを主催されます方々にとっては企画運営等においても苦慮されておられます。さらに資金集めも祭りを始めた当初に比べ、年々苦勞されているという状況から、何らかの助成をとる質問を行ったところであります。町長は、本当に地域で興した私は非常に立派な形造りができた祭りだと思っている。またその他の地域の地区の祭りと一緒にやれるような期待感、やり方もあるのではないかなと思っている。例えば夏祭りウィークとか、この一定期間どこでも祭りが行われているそういった状況に対して町は全体的に補助を出す。それがお金なのか何なのかそれは今から議論の余地があると答弁されました。そのようなことから期待感を持って平成25年度当初予算を見ますと地域コミュニティー活動推進事業補助金として予算計上いただき

ました。先の委員会において各地域で開催される祭りも該当するとの話でありましたが再度詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

2番、後藤議員の質問に対してお答えいたします。

後藤議員の質問の要旨の中に順番が協議検討の経緯、実施時期、予算化の有無というふうにありますのでそれに沿ってお答えしていきたいと思います。

まず協議検討の経緯ですけど今までの助成金について検討してまいりました。今までの助成金につきましては、各イベントに分散的に助成しておりましたので、まず十分なる効果が発揮できないし、また助成金の金額だけが膨らむというような状況でありました。それと今までの助成の仕方では助成金が何にどのように使われているのか、把握できない部分もあったということで、極端な話をすれば飲み会に使われていたというようなこともあったんじゃないかというふうに捉えております。今後はこの要綱か規則になるかわかりませんが、定めていきたいというふうに思っておりますが、各イベント等の実施に必要な物的経費、つまり宣伝広告とか印刷とかも含まれますけどそれに対してその一部を補助するようなことを考えております。対象につきましてはイベントだけではなくてですね、地域の自主的活動や共助的活動、これにも範囲を広げたいと思っておりますし、そのために事業名を今回予算計上しておりますけどコミュニティー活動推進事業というふうな名前にしております。助成金額としましては今のところ上限を5万円、実費助成の考えから助成率、例えば2分の1とか3分の1とかいう考えは持っておりません。ただ上限だけは5万円というふうに決めたいというふう思っております。

それと実施時期ですけども、これは今回予算が通過いたしましたらすぐに要綱なり規則なりで整備したいというふうに思っております。

予算化の有無につきましては先ほども議員の方からも言われましたように観光費の負担金補助及び交付金で5万円の20地域ということで100万円を計上している次第であります。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうもありがとうございました。

今回の平成25年度当初予算を拝見いたしますと、私が質問した事項を始め、多くの新規事業が計上され新しい高森町の創世と、それに伴うスピード感も大いに感じられます。私たち議員も町民の一人としていろいろな事業への参加はもちろんの

こと、また新たな提案を行っていきたいと考えております。

本日はありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

本日の質問事項は、1今後の地域連携、2災害復旧、3他機関との職員交流、4国の補正予算・当初予算と本町の事業計画の4点について質問します。

まずは1の今後の地域連携についてですが、当初予算を見ると天草地域との横軸での連携事業が計上されていますし、予算概要書の商工費関係の2で述べてあります九州新幹線からの横軸ルートとして豊かな臨海地域資源を有するなど地域の特性が極端に異なる天草地域との連動、交流を行うことにより両地域の観光地としての魅力アップを図りますとの文言ですが、こういったことでこの予算を計上されたのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えします。

天草地域等との横軸の連携についてなぜ予算計上したのかということだというふうに思っております。まず議員ご存じだと思いますが熊本県知事の蒲島知事2期目の政策にも明確にうたわれているわけでございます。その例として中九州横断道路、阿蘇市側のこの整備、要は基盤の整備を早急にやらなければいけないというのを知事は言われております。また要は九州新幹線が鹿児島から開通いたしましてそれと同時に横軸の構築が必要であるというふうに言われております。しかしながら、現実には天草や牛深もちろん県南地域を含めまして、県北の特に阿蘇と天草というのはこれだけネームバリューがビッシクな割には、中々実際の行政間の交流もない。民間レベルの交流はありますがそれを行政がしっかりバックアップするという形ができてないのが現状ではないかというふうに思っております。そのような中で昨年より実は高森町飲食店組合の皆さまが交流センターで、牛深や天草の組合の方と民間レベルで要は住民レベルと一緒にイベントをなされております。これは交互で出されているわけでありまして。高森町の方が天草、牛深に行く。牛深、天草の方が高森にこられてこのイベントを一緒に開催するという趣旨であります。私は非常に素晴らしいのと、これ横軸の連携というのは誰しもが言っていることですが、これが民間からスタートすることこれが一番の良いこと、ベストなことでそれをいかにして行政がバックアップしていかなければいけないかというふうに思いましたので、やは

りここに行政が加わることによってさらにスピード感と幅が生まれるということで議会の皆さまにご理解をいただきたく予算計上をさせていただきました。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

確かに新幹線開業以前から横軸連携といったことを耳にしていましたし、私も十分承知しております。そこで聞きたいのは天草地域の現状と、それを阿蘇とどういった形で連携するかということであります。答弁願います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

天草の現状ということですが、これは新聞やインターネット等々をとおしまして皆さんも議員も見られていると思います。大きなフェスタもございまして、この旅のガイドこれ非常に有名でございます。そういうものすなわちそれというのは天草地方の県南地方の地域の資源を利用した形で訴えられているのがいまの天草の現状ではないかというふうに思っております。それを、ではどういった形で連携するのかということでございます。これは県も取り組んでおりますがなかなか距離も離れております。そういう中でまた地域間の特性もあると思いますので非常にこれは難しい問題ではございますがその地域のお互いの阿蘇と天草の特性があるからこそこれがもし一体化になった場合には非常に他に類を見ない形ができるものではないかなというふうに思っております。特に観光立町、要は観光として高森町もやっていくんだということをやっております私といたしましては、まずは行政レベルでの横軸の連携に取り組んでいかなければいけない。それがまずやる連携ではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 町長の考えはわかりましたけれどもそれでは具体的に平成25年度においてはどのような活動をしようとしているのか聞かせて下さい。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） では平成25年の活動と言いますと先ほどから申し上げますように行政レベル、まずは私自身が天草県南地方の方に出かけて行って地域の特性を活かされたイベントやお祭りもしくは活動をなされておりますので、そういう場に私自身が行かましてできれば相手の自治体の市町村長さんとしっかとお話をしていきたいというふうに思っております。その中でできることは情報の共有をやりましょうよということをごちらの方から持ちかけていきたい。これは非常に時間のかか

ることだと思いますが、まず一步、このスタートが非常に大事だというふうに思っておりますのでこの一步のスタートは高森町から起こしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 天草地域との横軸連携についてということで質問させていただきましたが確かに縦軸は新幹線鹿児島ルートという大動脈の開通によって人、物、金、そして情報といったものの動きが活発になったと思います。次の質問に移らせていただきます。

つぎは災害復旧について質問いたします。

昨年7月12日に発生しました九州北部豪雨災害により本町も多大な被害を受けたことは皆さまご存じのとおりでございます。また本年も6月から大雨が予想されるわけであります。そこでお伺いします。まずは災害後、砂防、治山、林道、河川などの災害復旧がどの段階までできているのかお答え下さい。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） おはようございます。

昨年7月12日発生の九州北部豪雨によります災害発生から現在までの復旧状況について建設課が担当しております公共土木災害工事の発注状況としましては、昨年12月初旬にすべての査定が終わり、応急工事で行いました中原橋の流木撤去以外の工事は昨年12月20日農災13件、林災3件を入札発注。1月18日道路21件、河川8件入札発注。2月14日道路1件、2月28日河川1件、林災2件を入札発注しております。総額としましては道路災6,560万5,050円、河川災6,089万9,850円、農災7,054万7,400円、林災2,265万134円、総額2億1,970万2,434円となっております。老良原橋災害復旧工事につきましては、現在まだ積み上げ段階にあること、また単独工事との合併施工であるため国の承認を得るのにかなりの日数を要することから、過年災平成25年度工事といたしました。現在の工事状況ですが農災につきましては順次完了しておりますが、道路、河川災につきましては材料不足等で遅れているのが現状でありまして、年度内竣工を各業者をお願いしているところでございます。また発注した工事の中で適正工期不足等がある工事につきましては繰越の手続きを準備している段階です。以上が現段階の現状でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 先ほども申し上げましたけれども6月から大雨が予想されるわ

けであります。根子岳を見上げていますと、このままでは今年の梅雨その後の台風シーズンと本当に心配なことばかりであります。このような中で今後の復旧の展望についてお答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 自席からお答え申し上げます。

高森町関係については、平成25年度から3年間に渡り工事を行います砂防激特の指定に向けて努力を重ねており、今後も要望活動を強化するところですし、治山堰堤、河川の堆積土の撤去工事も熊本県が順次発注しております。また災害発生時点では公共土木災害復旧に全力を尽くしておりましたが、途中災害が発生したことによりまして路面が極端に傷んだ道路、例えば色見環状線は通称広域農道が不通になり主要道路として頻りに利用されたことにより路盤が悪化、また町道永野原・河原線にいたりましては、国道57号線滝室坂の通行止めにより数箇月に渡り迂回路として大型車の通行で路盤が悪化したということで、再三熊本県に防災・災害復旧対策として検討していただくよう強く要望しておりましたが、今回要望を続けてきたことにより県との協議の中で経済対策の中の24年度補正として約2億円の工事を防災・災害復旧対策として要求できたところでございます。また地元から強く要望がっております中原橋の架け替えについても経済対策の24年度補正事業となるには非常に厳しい状況でございますが一日も早く安心して生活する環境を努めなければならないことが、平成25年度で調査測量、平成26年度で架け替えを検討しており県の方に強くお願いを重ねております。事業採択になる可能性もあり年度途中の予算計上もありえますのでよろしくお願いを申し上げます。いずれにしましても今回の政権交代による経済対策については24年度補正がゼロ査定に近い町村もあることから草村町長が常日頃職員に問いかけられております平常時からの玉込め、それと情報の早期の収集力の強化の大切さを今回身に染みて感じましたし、国の省、県の考え方等も今回建設課職員一同非常に勉強になったところです。災害復旧についてはまだ終わったわけではございません。今後の住民からの要望は予測されますし、町としても検証を続けてならなければならないと考えております。議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） とにかく住民の皆さまの安全安心が大事であります。それと町長にはそれにふさわしい権限と責任が与えられております。一日も早い復旧が復興となりますよう努力していただきたいと思います。次の質問は先の12月の定例会

時にしたものと重複しますが月日が経過しましたので現況を答弁していただきたいと思います。

町長は政策説明会等の機会を捉え、現在の職員の年齢構成のいびつさを話されておりました。そのおり、将来のことを考えると人材の育成が重要であるとの認識をお持ちのように感じましたが、それを基にした今後の予定について伺います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5 番議員のご質問にお答えします。

要はこの高森町の住民の皆さんにサービスを提供するこの役場の職員の年齢の世代別が非常にいびつであるということを再三、政策説明会数十ヶ所、またいろんなところで述べてまいりました。普通の民間の会社で言うところと一番働き盛りである40代の職員が極端に少なく、50代後半のやがて職をまっとうされ退職される世代の方が数十名いらっしゃる。一気に辞められた後には間がドンと空いて経験がない若い30代20代の職員が突然係長や課長補佐にならなければいけないのが非常に問題だということはずっと言ってきたわけでございます。それをやはり少しでも変えなければいけないと思ひまして熊本県との交流というものを始めさせていただきました。これはですね過去高森町は一年間こちらから勉強に行かせることはやられておりましたが、大変難しいものは熊本県の方も職員数を減らしておりますので、こちらの職員を二年派遣して、県の職員を二年こちらにきていただくということが非常に簡単にはできないような状況、環境に熊本県もなっているわけでございます。そういう中に県との人事交流に着手したところでございますが、本町からは県の市町村財政課の方に二子石誠君を派遣いたしまして、県庁からは今日議場にきております将来の県庁のエースクラスになられると私は思っております服部審議員を派遣していただいております。またそれから以降、今年の3月6日付けに決定通知がまいりました。熊本県からはたぶん前例がないだろうと、前代未聞ではないかということも聞いておりますが、町村に二年連続県からきていただく。こちらから二年連続派遣をする。要は服部審議員とダブル形でこられるということは市のレベルだったらもちろんございますが、町村レベルではちょっと異例であるということでございますが、県にお願いをいたしまして決定をいたしました。高森町からは今後の高森町の観光戦略を見据え、熊本県の観光課の方に派遣をするということです。そしてまた、一方県の方から今度きていただける職員の方は健康福祉の充実の基礎づくり、また保健師さん等の活動、指導等々の助言をいただきたいということを熊本県の方に相当無理を申し上げまして健康推進課へ派遣をしていただくことが決定をい

たしました。

さらにもう一点大変嬉しいことですが、先週内定をいただきました。霞ヶ関の農林水産省、本省との人事交流を実は進めていたわけですが、これが決定をいたしました。中々これも前例がないことですが、全国で3つしか枠がない中に高森町が採択を受けました。そして高森町の職員が農林水産省のキャリア、官僚ですね、国家公務員上級職の方と一緒に箇所に行きます。そして農林水産省本省の官僚の方が高森町に2年間来ていただく交流を決定させていただきました。大変いろいろと周りの方にご尽力またご協力をいただき、どうしてもこの人事交流をやっていかなければ将来のこの南阿蘇の中心となっている高森町の繁栄はないという私の考えのもと、人と人のパイプづくりをお願いをして実現したわけですが、これはたぶん私の任期中には答えが出ない、結果が出るかどうかわかりません。人づくりと同じでございます。先ほど2番議員がおっしゃられた人づくりと一緒にございます。やはりこの交流をしっかり続けていくことによって無駄な政治力や無駄な力、無駄なことをやらなくてもいい。本当に公務員の行政職間同士でしっかり話ができる、そういう人脈づくりが高森町と県、高森町と国、特に農業が基盤産業である当町においてこの農林水産省との霞ヶ関との直接の交流ということに関しては大変意義があることだというふうに思っております。また残り私の2年の任期中にも、できるだけ積極的にこの交流ということを取り組んでまいりたいということも申し上げさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、町長の答弁を聞いていますと、町長はいつもおっしゃっていただけますけれども答弁の中にありました、私が任期中は答えが出ないだろうということで将来の高森町のために、ひいては人づくりは町づくり、町づくりは人づくりの精神に則って、思う存分実力を発揮していただきたいと思います。続きまして次の質問に入ります。

昨年末、民主党から自民党へ政権が移行しコンクリートから人へという姿勢から国土の強靱化へと大きく変わりました。特に緊急経済対策として大型の補正予算が生まれ、去る2月26日に成立しましたが、それに対する取り組みの現状を聞かせて下さい。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

傍聴者の方もご存じと思いますが、安倍政権、自由民主党が政権与党となり緊急

的な経済対策。これは東北の震災も含めまして阿蘇の九州北部豪雨災害も含めましてこの災害の対策、防災の強化という部分がメインの柱となつての緊急経済対策でございます。25年の1月25日に閣議決定がなされました。2月26日に成立したということをご承知であると思っております。また予算規模としては1兆3,000億円というものでございます。これは大変大きな規模でございます。またこの2月26日に成立後、まだ国の方から降りてきていない部分もたくさんございますので中々この取り組み状況の現状ということに関してははっきり決定いただかないと言えない部分というのもございますので、その部分に関しましてはご理解していただきたいと思っております。ただ内示をいただいている、内内示をいただいている、これも文章が届いている分と口頭の分がございます。その分例えば文章の一部をご紹介しますと内示から申請までが数日間と予想されるということが書いてあります。特に今回は平成21年の経済対策、現職2期目以上の皆さんはご存じだと思いますが、きめ細やかな交付金とかありました。あのときよりもさらに申請期間が短くなっている。要はタイトなスケジュールになっているということでございます。とにかく概算でもいいから予算を計りなさい。でなければ採択にはならない、決定は出ませんということでございます。その中でご理解をいただいて積極的に打ち出していかねばいけないというふうに思っております。その中で先ほど廣木建設課長がおっしゃられましたように、私が普段から言っている玉込め、準備をやっておかないと実際市町村で相当差が出てきますよとこの意味を今回は職員でも理解をした課があるということは非常に良かったのかなというふうに思っております。ちなみに現時点である程度わかっている部分のご説明を実はパネルをつくってききましたが、これが例えば緊急経済対策の予算でこれは事業費ではありません。補助金ベースです。要は計画名が長寿安心熊本の実現に向けた社会づくりの推進事業ですね。これは災害復旧や防災等々もありますが、先ほど廣木建設課長が言われました自治体との差が出ると。玉込めができていないとできてないところとこの差は顕著に出ております。例えば南阿蘇村、八代市レベルでもできてないところとできているところがはっきりわかります。その中で高森町はかなり頑張っております。これはある程度決まっている数字でございますが、嘉島町や菊池、あと合志が抜けております。また天草は大変抜けております。阿蘇市がなぜ少ないかと申しますとこれは激特事業で道路や色んなこともやらなければいけないということでございますが、高森町としては大変大きな効果が出ているのではないかとこのように思っております。これだけではなく詳しい資料等は今後順次お伝えしたいと思っております。ただこの

頭出しの今の現状と言いますと議員がよく理解されていると思いますが光ファイバー整備事業、私が就任後なぜこれをやってなかったのかわからないと、これは大変重大なことだと言いましたが、実は平成21年のときも同じだったのですこれと。要は頭を出した、この事業をやりたいと。では補助は5割ですと、あと5割は単独になるかもしれない、財政が許すかどうかかわからない、どうしようどうしようという間に期間が短いので手を下ろすわけです、やりませんと。それが平成21年度の光ファイバー事業で手を下ろしている状況でございます。そのときに私が言いましたのは今回特に建設課に言いましたのは頭出しを強くそして裏負担の部分、5割、6割、7割補助を貰ってのこりの3割、4割、5割も裏負担を必ずこういう経済対策のときは付けるわけです。その裏負担がどういう形で付くのか、これをいかにして情報を持ってくるのか、これが行政間の人脈と政治家としての力以外は何もないというふうに思っております。その部分が国や県の窓口としっかり話ができてなかったのが以前だったのではないかと。今回はちゃんとこれが形として数字として出てきますので事業はこれだけではございません。高森町はかなり金額は他の市町村より上にいっているというふうに思っております。ぜひ光ファイバーを例に申し上げましたがご理解をしていただきたいと思っております。

それともう一点、今回の経済対策で5番議員は総務委員長でもございますのでぜひご理解いただきたいのが21年の麻生政権のときの経済対策とまったく違うことが一点あります。あのときは2パターン出たわけです。一つは簡単に言うと自由に使っていて、それがきめ細やかな交付金とかそれでいろんなことをなされたということですね。もう一個が紐付き、要はメニューです。防災とか災害復旧、例えば教育とかメニューの中で細かくわかれますけど、それに乗らないと採択を受けない。だから自治体間で差が出るわけです。これはメニューの計画を立てているところ、簡単な測量や設計が終わっているところは玉込めができてますのでポンと打てますので最初から優位に立つと。今回の緊急対策は全部紐付きではないとなかったわけです。だから21年のときは非常に自由度が高い1パターンと紐付きがありましたけど、今回の自民党政権の緊急経済対策というのは全部ほぼ紐付きでメニューに沿らないと採択が受けられない。だからこそまだまだ差が自治体間で出てくるということもご理解をいただきたいというふうに思っております。これから先もこの事業採択に向かってやらなければいけないこともたくさんございます。内内示というよりもこれはこのレベルまでいくだらうというお話も聞いておりますのでそれはまた議会の皆さまにしっかり内定決定がこないかぎり、これはひっくり返される可能性

もありますのでしっかり手綱を引いてやっていきたいというふうに思っております。
以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい、わかりました。そこで24年度の補正予算と25年度の当初予算とありますが、特に財政力が弱い本町にとりましては地方交付税を始めとして国の予算の動向が与える影響は大きいものがあると思われませんが、そのあたりを含めてどのような事業に活用されるのかお伺いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。補正予算につきましては先ほどのご質問の中におきまして答弁してありますので大きな意味での国の予算との関係で答弁させていただきます。

25年度当初予算の中で見ますと、先ほど議員がおっしゃいましたように一般財源がかなり少のうございまして、交付税の割合が収入総額の約44%、町税が10.8%という状況でございます。以前3割自治と言われておりましたがまだまだ本町におきましては11%にも満たないという状況でございます。今申しましたように本町の財政は国に大きく依存していることもまた事実でございます。国のどのような事業をもって町づくりに活用するかというご質問ですが、先ほど申し上げましたように他に依存する財源が多い本町としましては少ない税収をいかに効率的に住民の方の福祉の増進に活用するかということが、町に与えられた使命でございます。また個別事業についての答弁は先ほど町長が玉込めの話もされましたが範囲が広がりますので差し控えますけれども、このような考えのもとに国また県の財源を有効に活用させていただいて町づくりを進めたいというふうに考えております。以上で私の答弁を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 少ない予算での町政運営は中々厳しいものがあると思いますが、住民一人一人のために是非今後とも積極的に動いていただきたいと思っております。私としましても私の立場としてできることにつきましては、協力を惜しむものではありません。今後とも住民福祉向上のためリーダーとして頑張ってくださいようお願いして一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午前11時30分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 三森でございます。

一昨年、3月11日の東北地方の大地震また大津波による大災害また昨年は7月12日の九州北部大豪雨災害における被害等で本町も大変な被災をしたわけでございます。また、さらには今なおもって1名の行方不明者があられるのも事実でございます。高森町といたしましてもその災害について大変心配をしたところでございます。そのような中に高森町の観光への取り組みとして本日は出してみました。本町を始め、阿蘇五岳を懐に控えました地域に位置しております高森町でございます。昭和9年12月に阿蘇くじゅう国立公園特別地域として指定されております。その中に位置しております千本桜、また高森峠、この地域は阿蘇外輪山の南東部に位置をし高森峠を含むこの地域は阿蘇外輪山の南東にして高森峠でございます。この区域内の道路は通称九十九曲り道路と呼ばれておりますし、沿線の桜は高森峠千本桜として県下でも桜の名所の一つに数えられているのであります。また熊本県ではこの地域を自然環境保全条例に基づき、郷土修景美化地域に指定されております。また一方では50年代に高森日之影線としてトンネル掘削のために生じた出水事故を契機にトンネル払い下げに伴い町として整備をし、湧水トンネル公園ができていくわけでございます。このトンネルにおきましても年間を通じて観光の目玉として観光客の受け入れに力を入れておりますが、23年度は約3,700万円の収益がっておりますけれども入場者の多い時期に比べてみますと5割程度は落ち込んでいるという今日でございます。また3月10日まで行われていました新酒とふるさとの味祭りにおいては参加者も年々増加をし、町のイベントとして定着してまいりました。これも観光協会を始め商工会や商店会、出店されています各団体を始めボランティアなど多くの協力のもと基礎づくりができてきたのではないかと思います。それから南阿蘇鉄道であります。トロッコ列車、また春の彩りを飾る高森峠の千本桜と観光としては目白押しの期間でもあります。また夏に入りますと矢村社の大祭

あるいは草部の神社の大祭、風鎮祭とまた夏の行事も控えておるわけでございます。このように一年間をとおして12月のクリスマスファンタジーを含めると多くの祭り、イベント等を控えてまたこなしている本町でございます。関係者におかれましてはそのような中に大変な時期ではありますけれども、これからの高森町観光といたしましては皆さま方が喜んでいただける取り組みをどうしてもしなければならぬ。することは必要不可欠でございます。特に1ヶ月間ではございますけれども桜の時期には相当数の人が本町を訪れておりますし、その人たちが町内の散策に、あるいは食の食べ歩きと田楽の舌鼓など多くの観光客に高森町の良さを知っていただきたいとかように思っているわけでございます。そのためには行ってみたいなどいえる環境を整えることが大事ではないでしょうか。まず政策推進課長にお尋ねをいたします。ただいま申し上げましたことにつきまして政策推進課長としての答えをお聞きいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 9番 三森議員の質問にお答えいたします。

高森町でいろいろイベント等もやっておりますし、またいろいろ名所等あるのは議員ご存じのことだと思います。せっかく入り込みがあっただけで中々町の方に来ていただけてない、それを活かされてないという実情を三森議員言われましたけど本町としましては、町長の政策をもとに本年度観光立町基本構想を策定しております。現在報告書の取りまとめを行っておりますが3月の終わりには、地方自治研究機構の方が取りまとめを行ってこちらに送ってくる予定となっております。それをもとに平成25年度におきまして観光立町基本計画を策定する予定としております。同時に政策集にもあります観光立町推進基本条例の制定をすることとしております。具体的にはその観光立町基本計画の中でそれぞれの計画をうたっていかうということを進めておりますのでその計画をつくることにより将来にブレない観光施設の整備を取り組んでいかうということ、今年度まだ具体的になっておりませんが25年度でそれを固めたというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

桜を中心とした観光についてのご質問でした。今、甲斐課長がお伝えしたとおりでございます。計画の中で細かくどういうふうにするのかということを入れていきたいというふうに思います。

まずは1点目といたしまして、しかしながら今日問題を定義されておりますので私の現時点での考えといたしましては、まず一点目がこの高森の自然公園、これは平成5年度から8年にかけて整備されていたわけですが、なぜそのときに将来の10年後、20年後を見据えた制度設計がなされてなかったのか、非常に私から見ればしっかりした制度設計を先人の方につくっておいていただきたかったというのが率直な感想でございます。これが一点です。

2点目は現在いろいろ遊歩道も含めまして展望所を設けておりますが、中々有効活用が一年をとおしてできてないのが現状ではないかというふうに思います。今言ったこと等々をこの観光立町の計画の中でしっかり議論をして5年後、10年後、20年後のビジョンをしっかり考えた上でその計画の中に入れていきたいというふうに思っております。確かにこの桜を中心としたイベント等はこの期間大事でございます。ただ花を見られる期間はその他の桜の名所からすると比較的長いわけですが、やはり桜を見られる期間というのはどうしても限定というものになりますので、できれば、将来的にはこの桜祭りを基本に四季折々の草花を植栽するような必要性もあるのではないかというふうに思っております。去年講義にこられた高知県の檜原町ですが、あの町は例えばですが町を区割りにわけまして、その区に植栽をさせて一年間で競わせる、一区は桜を植える、二区は何を植えるようなそういう取り組みを20年くらい前からされて、老人会を含めまして各地の会がお互い競い合っってその1等、2等を目指して頑張られている事例もございますので、やはりそういう少子高齢化の中しっかり地域の自然の環境がわかれている先輩の人たちのお知恵を借りて、またその先輩の人たちが楽しんで競争できるような仕組みがもし取れば非常にいいのではないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） ありがとうございます。町長においては最後にまとめてお話をお聞きする予定でございましたけれども大変貴重なお話をしていただきました。本当に私もそう思っております。特に今、千本桜の話をされました。そこについて少しお話をしてみたいと思います。

現在の千本桜は古木の桜を中心とした年次計画のもと植栽も行われておりますし、施設等も事業のもとで整備をされています。しかしながら全体的な整備状況を見ましたときに、下刈り以外にあまり手入れ等ができていないというのが現状ではなからうかと思っております。現在の中心の花見場所から北の方へ、中心の花見場所から左手

の阿蘇五岳の方に向けて遊歩道が昇っております。これはちゃんとした遊歩道でございます。そこをとおり抜け杉林の中に入って行くわけでございますけれども、これにつきましては県の補助を受け高森町の事業のもとで進められた熊本ふるさとの森へと繋がっております。ところがそこに入って行きますにしても、遊歩道の手すりも腐敗をしている状況でありますし、20年、30年あるいはそれ以上の雑木の古木が倒れた状態、また立っている枯れた大きな古木も倒れるのを待っている状態というような、観光として受け入れている中での遊歩道、その遊歩道の周囲がそのような状態、そういうところにお招きをした観光客の方を誘導していいものか、そこからあたりが一点として考えられるものでございます。また遊歩道も当時はバラスを敷いて整備をされて立派な公園化を夢見てしっかりとできていたわけでございますけれども、中々下刈り等が時期ともございますし、下刈りだけに頼っております経過、要するに状況等が一変しております。草が伸びますと遊歩道がどこにあるのかわからない状況の箇所も多々見られ、自分が行きたいところがどこなのかという状況下のところもございます。また植栽されております木においては補助費用をかけた県とのタイアップの中でやった森でございますので大変な珍しい木もたくさんあるわけでございます。私どもも知らないウラジロガシ、ウシジロガシ、檜にもいろいろあるようでございます。ヤブツバキ、ハクモクレン、ネズミモチはありますけれどもコウバイあるいは他に知らない木もたくさんあるわけでございますけれども、その樹木名が以前は立派に入っていたわけです。しかしながら現在はその表木の名を記した表札、表名をかけたものが木の間に挟まった状態で木は成長している。木の名前はわからない状態。また表札が切れて飛んでいる状態、ということで中々その木の名前すらわからない状態というのが現状です。そういうことで私どももこれまでそこをいちいち登って観察すべきところではございましたけれども、こうして観光立町をうたっておられます草村町長でございます。そういうことを私どもも反省を踏まえて散策をしたものでございます。しかしながら現状見てみますと今まで申し上げましたように中々皆さん方を招き入れるだけの施設になっていないというのが現状でございます。特にその森の一番北側の阿蘇五岳が眺望できる場所に展望台がつくってございます。そこに登ってみますれば、笹竹がぞっくりで全然山の景色が見えないというのが現状です。そういう場所であっても高森観光の位置づけとして皆さん方を招き入れる場所なのか、そういうところも一つ反省の部分ではなかろうかと思うわけでございます。せつかくそういう施設等々がお金をかけて、町と県と合わせて2億円近くのお金がかかっている施設でございます。そういう森が皆

さん方がきていただいてしっかりと安心して安全に子供たちも含めて勉強ができるのか、また観光として散策ができるのか、そこらあたりを少し政策推進課長にお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） お答えいたします。

千本桜周辺の高森自然公園は、今まで議員が言われましたように、主に平成5年から平成8年にかけて約2億円の事業を行っております。これにつきましては県の環境対策整備事業費補助金や観光地盤整備事業債で行っております2億円のうち約9,500万円は補助金として受け入れております。事業の内容としましては、トイレや水飲み場への給水施設、それとトイレの建て替え、それと議員言われましたように環境整備として紅葉の森、野鳥の森、自然学習の森としてそれぞれ目的を持って整備をしているところであります。またこれらを結ぶ林間歩道や遊歩道、その途中の句碑の森や展望台につきましても設けておりますが、なにせ平成5年から約20年くらい経過しておりますので老朽化が激しいのはわかっているつもりであります。担当課としましてそういうところを反省しているところですが、先ほど申しましたように、平成25年度策定の基本計画をもとに、整備を進めていきたいというふうに思っておりますし、今後は今いろいろ出ておりますソーシャルネットワークやタウン情報誌、これも3月にはできます。これだけ広く情報発信に努めていきたいというふうに思っております。また桜につきましては当該地区は約3キロに渡って道沿いに桜が植えてあります。高低差がある関係上、他の桜の名所よりも長い期間楽しめるというのは確かに利点があります。しかし桜の咲く時期というのはしれておりますので先ほど町長が申されましたように桜以外のもの、例えば四季折々の花とかで整備して、できるだけ魅力ある方向に持っていきたいというふうに思っております。

それともう一つ先ほど申しました観光基本構想の中で、だいたいの位置づけはできているというふうに申し上げましたが、これも具体的な方法として千本桜周辺を核とした3Fツーリズム事業というふうに名前をつけております。観光基本構想の中でも重点整備地域に掲げております。この3Fというのは四季折々の草花を観光資源として取り上げるフラワーツーリズム、これを核としまして写真家をターゲットに撮影ポイントに関する情報発信を行うフィルム、それと同じようにそこを利用して食を楽しめるスポットを整備するフード、つまりその頭文字Fを3つを取りまして3Fツーリズムとして整備することとしております。具体的には先ほどから申

し上げておりますように観光基本計画で策定していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございます。貴重なこれからの目的に沿った答弁をいただいております。ありがとうございます。次は特に今もちよっと出ましたトイレ等々いろいろあります。花見のイベント会場、この周辺について少し述べてみたいと思います。

この周辺は花見イベント会場として整備がなされております。あくまでも桜主体であり会場周辺の道路沿い、これを眺めてみますときに皆さん方もお気づきの点があるかと思えます。道路沿いにツツジ等が植栽をされております。これは大変古木なツツジであります。なぜツツジを出したかと申しますと、ツツジの上に葛が覆っている状態のところ相当見受けられる。下刈りはされておっても葛の除去がなされていない。桜の会場だからツツジは関係ないのか、先ほど課長の方からもお話がありました。ただ桜だけではないそれ以外の花も植えてというような話もございました。まさしくそうであります。そうでありますならば基本からそこらあたりを見ていただいて本当にこれで良いのかそこらあたりまで把握をした上でやっていると、また二の足を踏むというような気もするわけでございますので、その点もよろしくお願いをいたしておきたいと思えます。またこのツツジにおいては以前を申し上げますと旧325号線の道路沿いの一番奥に行きますとトンネルがございます。その西側に高森公園という形で整備をされた時期がございました。そこにツツジが植栽をされた、その植栽されたツツジがその後の災害によって流され、残っておりますツツジ等々を持ってきて植えられた経緯もございます。それ以外にはその周辺に個人でモミジとかツツジを植えて観光にするんだというような奇特な方もおられて植栽をされた経緯もございます。そのような貴重なツツジでございます。このツツジにおいてはそこにありますけど町の予算を使って先ほど申しました上の公園に整備されたツツジであるという認識を持っていただきたいなというふうに考えているところでございます。また東屋がございます。東屋は4ヶ所、展望台が3ヶ所という施設がございます。これは先ほど申しました自然の森の中にあるわけでございますけれども、それと中心の花見の行われている周辺にもあるわけでございますが、その施設等々を見てもみますときに、要するに先ほど5年と言われましたように施設等々がそのままの状態ということで大変危険な状態。残っているものか私もいつも足を踏み上げて上りますが地元ですから上るわけですが、他所からきた人

が本当に上れるのだろうか、そういう状態になっている。上れば上れるわけではございませんけれども1ヶ所ほげた状態のところもあったというようなところ。しかしながらそこに落ち葉が入っておりまして腐れるのを待つような状況の管理状態、県でも名を馳せた高森の九十九曲りの桜と申しますと冒頭にも申しましたように名のおった桜でございます。これから観光立町として立ち上げてそういう桜、四季折々のものを見せて観光客を呼び込むその体制をつくる上においては、まず足元から整備をやっていかないとただ単なる打ち上げ花火では、先ほども申しましたように二の足を踏む、本当に観光立町として位置づけにできるのかそこらあたりまで含めて政策推進課長のご意見を拝聴いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議員おっしゃられるとおおり3月末から、4月のはじめにかけては花見のシーズンでかなりの入り込みがっておりますし、それ以外の時期につきましては閑散としている状況で草が生い茂っているような状況であります。今言われましたように各施設の相当な老朽化が進んでおりますので今後はまず現場を踏査して現場をわかった上で今後どのように整備していくか進めていきたいと思っておりますし、現在の状況ではとても観光客の方に喜ばれる状況じゃありませんし私の考えとしましては地元の方がまずは通常土日でも行って楽しめる状況、それをつくることによって観光客も増えてくるのではないかと考えておりますのでそのようなことをモットーに今後整備していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたしますおきます。私も地元の議員として、特にあそこは普通、車を持ってとおる場所でもございますので、極力その周辺あたりも気をつけながら行政の一人としてこれからも観光立町高森町のために協力的に進めていきたいと思っております。それから今も申し上げております花見場所から道路に沿って旧325号線、今町道でございますがそれを登っていきます中に植栽が年次計画でされております桜の中にクヌギが古木として残っております。これを少し触れてみたいと思っております。なぜ触れるかと申しますと皆さん方に知っておいていただきたいという部分がございますのでその点もよろしくお願いいたしますおきます。

その一帯においては以前は上在区、天神区、上町区の3地区の入り会い地、入り会い権のある場所でございます。その場所にあるクヌギでございますので町とし

てはどうにもならないということで一千万円の保証を払って一切3地区からその部分を払い下げと申しますかそういう形で区の方に呼びかけられ、その3地区の合意のもとで現在町の所有物ということになっているわけでございます。しかしながらその条件の中にそのクヌギにおいては3地区の伐採によってなくすという条件のもとでされております。しかしながら現在立っているのも事実でございます。このクヌギを私はなぜ出したかと申しますと、このクヌギを今のまま置いておいて後で切っただくとせっかく植栽をされている桜に損傷を与える。結果的にはお金をかけて植えてある桜をまた折ったり枯らしたりするものになるというわけでございます。ですから3地区にこれは町としてお願いしていただき早急に伐採をしていただくという必要性、それをお願いしたいというわけでございます。これにつきましては私も上在区でございますので、上在区の一部の方には話しているわけでございますけれども、町としてまずその働きかけをしていただきたい。またそのクヌギは特に成長が良いので切った後も芽が出ます。しかしその芽は伸ばさないという条件に入っております。そういうことでございますのでせっかく桜の植栽をする以上はそのクヌギはあくまでも早く徐伐していただくという条件に入っておりますので、その点をよろしくお願いを申し上げておきます。これについては特に町長のお考えもありますのでまず政策推進課長、それからまとめて町長のご意見等をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） クヌギの件につきましては私もはっきりした把握はしておりませんが、今三森議員の方からアドバイスをいただきましたので各3町、上在、天神、上町区の方に言われるように働きかけを行っていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 三森議員のご質問にお答え申し上げます。

まずは担当課長の方がまだ答えてない部分の下刈りの不備の部分でございますが、これは委託事業で毎年やっておりますが実際伸びてくるもののスピードが早いので対応できてない、追いついていないというのが現状である中、最近では地元の有志の方々がボランティアということで手伝っていただいております。この場をお借りしまして感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。これは見た目の問題もありますので事業料を増やすしか方法がないと考えております。

2点目が要は古木の倒木と標木、表札が見えなくなっているということでござい

ます。これも早急に調査をさせていただきたいというふうに思います。

3点目はツツジを葛が覆っている状態、これも現場でしっかり確認をさせていただきたいというふうに思っております。

最後にクヌギのお話をなされましたがこれは私も実は聞いております。是非ですねやっぱり3地域の方の合意のもと以前こういう形になったわけですので、また地域の方としっかり話した上でやっていこうというふうに思っておりますので、その節は三森議員にもご協力をいただきたいというふうにお願ひ申し上げて私の答弁と代えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 はい、ありがとうございます。早急にそういう部分については大事な観光立町を進める上においても必要不可欠な分でございますので、その点も含めてよろしくお願ひを申し上げたいと思います。それから関連質問ということでお願ひするわけでございます。と申しますのは通称九十九曲り道路についてお尋ねをいたすところでございます。

現在この道路は町道として利用しておるわけでございますけれども、桜の時期の通行にはどうしても必要不可欠でございます。せつかく九十九曲りを利用して桜も咲いておるわけでございますので、どうしても下にこられた花見のお客さん方には上までその道を登っていただくという適切な誘導もしてほしい。また見ていただきたい、また登っておられる方も相当数おられます。九十九曲りとその道路という関連性もございます。そういう登りながら見る花見というのも、若い人にとっては景観も含めて素晴らしいところであるというのも事実でございます。しかしながらその道路において路肩の崩れている場所、あるいは木が下がってきている場所、そういう中において道路として町道でございますので国道並にはいきません。しかしながら観光客を受け入れている以上はその道路において、何がしかの整備をしていただきたいというのが現実でございます。それを踏まえて建設課長に特によろしくお願ひをいただきたいと思っておりますが建設課長お願ひいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

通称九十九曲り道路、町道城山線の現状としまして昨年、九州北部豪雨災害による被害がありまして公共土木災害復旧工事その部分は竣工をしてあります。ご指摘のありました数年前に路肩崩壊した部分についても、現在業者の方に早急に修繕するよう指示をしております。この路線につきましては、一部法面が岩場で防御ネ

ットは貼ってありますが、大雨の後には石が転がり落ちてくる現状でありますことから通常からパトロールのルートとして警戒をしているところでございます。今後につきましては、安心・安全の立場から看板等の設置により注意喚起を徹底したいとそうように考えております。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 はい、ありがとうございます。観光についてはこれで終わりたいと思います。建設課長にはよろしく願いいたしたいと思います。それから次に阿蘇高森オーガニック・アグリセンターについてお尋ねをいたしたいと思います。

町営アグリセンターとしての運営方法は、ということでお尋ねするわけでございますけれども、予算概要書には指定管理により運営されている有機農業推進施設阿蘇高森オーガニック・アグリセンターは地域農業マスタープランの策定とともに計画を実践していくための拠点施設として位置づけることから、町の直営に切り替えることとなっているとうたってございます。私は指定管理者制度の始まった時期があり、それにのったときの議員でもありますしこれに対してとやかくは申しませんが、現在指定管理者制度の目的、これを踏み込んで考えてみますと要するに高森町内で出てきた堆肥、あるいは草原あたり、また路肩あたりの草切りと申しますか、そこらあたりのものが要するに片付けたあと集束する、そこに集めるそういう利点もあります。そういう部分を堆肥化したらどうかという位置づけのもとでオーガニック・アグリセンターというものができたところでございます。そのアグリセンターが指定管理者が始まり指定管理者に移行されました。しかしながらその指定管理者も今年の4月から直営に切り替えるということでございます。それに対して私はいろいろ言うわけではございません。せっかく直営にアグリセンターが運用されるならば原点に戻って本当に高森町のアグリセンターであるという品物にしていきたい、という気がするわけでございます。特に畜産農家や現在は南阿蘇畜協あたりの堆肥等がどれだけその施設を現在利用されているのか私もそこは不透明でございますけれども、先ほどからもって言っておりますようにこの目的はあくまでも高森の町の中で、出てきた腐葉化堆肥類、そこらあたりの回収によって運営するという目的を改めて見ていただきなという部分でございます。そこでこの組織としてどのような考えを持っておられるのか、また原材料から販売までの計画、今後どのように計画をされているのかお尋ねをいたしたいと思います。それから特にアグリセンターでございますので大型機械等々も整備をされてございます。その大型

機械等々も大変大型と申しておりますように高森町にはない大変大きなトラクターでございます。そういう機械等々が今後どのような形で使われる、作業等も考えそこからあたりを農林政策課長にお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 9番 三森議員のご質問にお答えをいたします。まず組織についてでございますが、4月1日からの具体的な形といたしましては農林政策課に有機農業推進係を設けて課長がセンター長を兼務いたします。係長が次長となりましてこの他に非常勤職員を2名雇用する予定でございます。有機農業推進施設は三森議員がおっしゃいましたとおり家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の制定に伴い、高森町が町内の畜産農家から排出される家畜排泄物の適正な処理、管理と、耕種農家への堆肥の供給を行うことにより自然環境型農業の確立を図るために設置したものでございます。今回指定管理期間が満了することに伴い、当初設置した目的を達成することはもちろん、今後高森町の農業振興の拠点施設として市民農園の運営などをおして農業者以外にも有機農業の重要性を理解していただくなどの活動を行いながら運営をしたいというふうに思っております。町が直営いたしますことは産業廃棄物処理法第11条に基づいて、先ほど申しました町内畜産農家の家畜排泄物の処理を行うこととなります。指定管理制度では産業廃棄物の処理業者として指定管理をしていただいたところで、まったく違う形になるというふうにご理解をいただきたいと思っております。また熊本県では今、熊本グリーン農業という政策を推進してありますけれども、これは安全・安心な農産物を生産、供給するとともに熊本の宝である綺麗で豊かな地下水をはじめとする恵まれた自然環境を守り育てるために取り組む、土づくりを基本として観光農業より化学合成肥料や化学合成農薬を削減するなど環境にやさしい農業これを推進しております。特に本町では白川、五ヶ瀬川、大野川の最上流でありますので有機農業に積極的に取り組むことは自然環境に配慮するだけでなく、本町としても大切な環境資源を守ることに繋がるというふうに考えております。

続きまして、原材料から販売までということでございますが、自然環境型農業の確立が目的でございます。先ほどから申しておりますとおり本町内の畜産農家から堆肥原料である家畜排泄物を収集いたしまして、刈干しなど多く含んだ良質な堆肥を生産して町内の耕種農家に供給することにより畜産農家、耕種農家双方の負担軽減と経営の安定に繋げればというふうに考えております。町内で原料を調達いたしまして町内に供給する。施設の目的は、当然高森町内を主眼に考えておりますが、

生産物に余裕があれば町外への販売もあり得るというふうを考えております。今議会に提案しておりますが有機農業推進施設条例の一部改正につきましても町内向けを具体化するための内容というふうにお考えをいただきたいというふうに考えます。

最後にアグリセンターの機械の利用または今後の考え方でございますが、ご指摘のとおり機械の修理等にはかなり大きな負担を伴っております。民間のリース業者等で代替ができる作業については、民間を利用していただいて条例に定めます料金と利用されました料金に差額が発生した場合には町の方で補填をしていきたいというふうを考えておりますが、全体的な機械の必要性についてはここ1、2年の間に検証をしながら、更新なり入れ替えなりをしていきたいというふうに考えておりますので、今後そういう形でご提案を申し上げていくつもりでございますので、その折にはご協力のほどをお願いしたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 はい、ありがとうございます。今丁寧な答弁をいただきある程度わかったわけでございます。大型機械等ともございますけれども本当にそれだけを使いこなすだけの圃場と申しますかそういう場所等も中々見つからない、使用されていないというのも現実でございます。そこらあたりも今後考えられてやっていかれることを、お願いするわけでございます。今申し上げましたアグリセンターについては、要するに指定管理者制度に則って今までやっていたという分のもを町営に切り替えるという目的の中でやられるわけでございます。これに対して町長のお考え等々もぜひ述べていただきたいなと思っておりますので、町長よろしく願いいたいとお思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 三森議員のご質問にお答えいたします。

今、農林政策の佐藤課長が、今から先の運営については経緯等をお話したわけでございます。まずもって私が思うには現在の指定管理者、平成19年4月より2期6年に渡りましてこの高森アグリセンターの指定管理者として運営の努力、そして有機農業推進にご尽力を多大にいただきました。議場ではございますがこの場を借りてお礼を申し上げたいというふうに思います。特に高森東中学校との積極的な関わり、または外に打ち出す企業努力、民間の業者であるとするならば外にどんどん打っていくこの企業努力に関しまして大変ご尽力なされてた、また結果も残されてたということも私自身感謝を申し上げる次第でございます。そういう中で今回契

約が終わることに伴い直営で、今後運営を行っていくということを決定したわけ
でございます。

まずよく勘違いの部分があると思いますので、ここだけはしっかり発言しておき
たいと思いますが、高森温泉館を指定管理から直営に戻したときと今回はまったく
意味合いが違います。高森温泉館は例えば決算内容にしっかり運営方法にしっかり非常
に不透明な部分がありました。中々行政の方から提案をしても資料等の提出もな
く、果たしてこれが本当なのだろうかという部分もございましたので、しっかりと
した形で精査をするために、そしてこれが現実なんですよということを町民の皆さま
に理解をしていただくために精査期間といたしまして直営化したわけございま
す。今回のアグリセンターとはまったく異なります。アグリセンターの指定管理の
業者、会社の皆さんは本当に努力をされ特に高森町外への打ち出し、マスコミも含
めまして非常に立派なものであったということとっておりますので、高森温泉館
とは違うということだけはここはしっかりご理解をしていただきたいというふう
に思います。

そういう中で今後の高森オーガニック・アグリセンターの運営をどうするかとい
うことで、運営委員会というものを設置いたしております。これを昨年11月から
以降委員会を開いてご審議をいただいたところでございます。この委員会はです
ね現在の指定管理者の例えば運営内容をどうこう審議するものではなく、あくま
でも町がどのようにしてこの運営を進めたほうがいいのかということ審議して
いただくものでございます。それを委員会の方と期間満了後について管理委託
や直営という選択をしていただくというのではなく、アグリセンターに何を求
められているのかということとをぜひ利用者として、そして実際農業をなされ
てる方として要望や設置目的に則したかつ効率的な運営をするためにはどう
すればいいのかという意見を出していただいたわけでありましては農業はも
ちろん基幹産業でございますので現在まで中々この具体的な施策を打つこと
ができていない部分ということもございまして。またその具体的な策という
のは私が以前から言っております地域農業マスタープラン。高森に非常に特
化した高森の農業はとんがっているんだという部分をマスタープランの中
に入れていきたい、というふうに思っております。これは国、県がやっ
ている人・農地プランの策定の後でそこに抜けている部分もそこに
入れていかなければいけないというプランニングでございます。その中
で低温でけっこう雨がが多いという条件としては悪い条件ではないわけ
でございますが、本町の現在の状況はそういう中で有機農業が一番ブランド
としてアピールでき

る数少ないものだというふうに私は捉えております。だからこそ私は町長でも行政にいたわけでもありませんので当時の三森議員が一番ご存じだと思いますが、やはり高森町の有機農業の促進という部分の非常にその狭い範囲でスポットを当てた形での設立、そして議会の議決承認事項だったのではないかと、というふうに思っております。このアグリセンターを有機農業の中心、促進という部分だけではなく高森町の農業施策の中心という位置づけをしっかりとした上でこの堆肥の製造や供給はもちろん、先ほど課長が言った町民の皆さん住民の皆さんに農の部分の親しんでもらうと、いう私の政策集にもありましたけどそういう部分として活動ができる中心の施設としていくべきではないかというふうに私は思っております。またその中で先ほど言った委員会の中でも、しっかりとした町の農業振興の基本という部分でのこの中心的な位置づけとしてはふさわしい施設であるということもこの委員会の中でもお話等意見等出ましたので、この基本姿勢に各委員の意見を聞いて最終的にご了承をいただいたというわけでございます。また今後大事なことは地域農業マスタープランの策定に伴い、町民、住民の皆さんに有機農業の有効性、当町としての有効性と重要性をしっかりと理解していただく努力を、行政としてはしていかなければいけないというふうに思っております。中々これは広報誌、例えばデータ放送で流しているRKKのデータポン等々では非常に文字も小さく行政用語になっておりますので私としてはできる限り出かけていってそういう場でお話をしていきたい。またもしくはブロードバンド事業ができた暁にはしっかりと高森町の番組の中で実際運営しているアグリセンターのセンター長、職員も含めましてそういう番組にも出ていただいて、しっかりと自分たちの活動も住民の皆さんにアピールできるように、近い将来なりますのでぜひそういう形でもどんどん情報を提供していって、最終的には有機農業の重要性を理解していただきたいと、それをやるのが行政の役割だというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 9番 三森でございます。貴重な答弁をいただきました。本当に高森は観光立町をうたっております町長でございます。また先ほども申されましたように高森町は農業を中心とした町づくりも進めてございます。そのような中に大変貴重な答弁をいただきました。その答弁を糧としてこれからの高森町の町づくりのために一所懸命、町長をはじめ議会としても頑張っていたいただかなければならないと改めて痛感したところでございます。大変ありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時30分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を行います。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さんこんにちは。

この間、高森中学校の子ども議会がこの議場で行われて、中学2年生の方々が一般質問を町長の方にされて中々素晴らしい質問をされておりました。私も傍聴席の方から見させていただきまして、これはやっぱり傍聴席の方に立って始めてこの議場を見て自分も中学生に負けないくらい町のことを考えていろいろと質問していきたいなど、思いを新たにいたしました。今回の私の一般質問でございますが質問事項といたしまして、健康スポーツ振興の考えはということで考えております。その中で順次質問の要旨の方は通告しておりますので、この順序に従って一般質問をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

一番最初の質問でございますが、この間行われました熊本城マラソンをはじめ、人吉マラソン、横島のいちごマラソン、たくさんマラソン大会が開催されております。本町も何年前かわかりませんが南阿蘇休暇村マラソンというものが行われておりました。そのころは私、まだ小学校6年生のときに最初に第1回目の大会があったことを鮮明に覚えております。6年生として2キロの部に出場して、大変きつかったです、けどゴールして町長さんが賞品を10位の方まで配られて、確か1位の選手が毛布かなんか大きいのを貰って、私は20位ぐらいでそういう賞品等貰えなかったのですが、それを見て来年はこの休暇村マラソンで頑張りたいなどと思って。それからずっと何年かあってたんですけど、それもなくなりまして今この阿蘇郡のマラソン大会を見ますとスーパーカルデラマラソンをはじめいろいろなマラソン等がっておりますが、ただ高森町を通過するだけで、南阿蘇村とこの高森町におきましてのマラソン大会というものは今考えてみますと、あってないように思います。

このマラソン大会というものがあれば経済効果もございますし、この高森町の自然の中で開催されれば、多くの観光客の方も来ていただけますし、子どもたちの育成にも繋がりますし、この開催をやっていただきたいなあという思いもございますし、町民の方からもたくさんお話を聞いております。今後の本町においての開催の考えはあるのかよろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1 番議員さんのご質問にお答えいたします。

マラソンというか、陸上競技に関しては高森町の住民の方全体の中でも宇藤議員の活躍、そして実績というのは皆さんご存じだと思います。またその議員さんが小さい頃に走った思い出を語っていただけることは非常に町としては良いことではないかなというふうに思っております。まずご承知のように熊本城マラソンは一万八千人の方が参加、また天草パールラインマラソンが5,000人程度というふうに聞いております。非常にマラソン人口が増えていると、まさにマラソンブームが来ているというふうに思っております。そういう中で実は認識事項といたしまして先ほど1番議員さんがおっしゃいましたように高森町は古くからマラソン大会への取り組みというのは行ってきたということが一点ございます。ただなぜこれが中止というか、最終的には形が変わってきたのかと申しますと、やはり一般参加者が非常に少なくなったということが一点と、二点目が国道を利用することで警察の許可が難しくなったと、ということによって現在の町中を走る交通安全宣言駅伝大会に変わっていった、というふうに私は聞いております。要はこの高森町が主催開催していたころはマラソンブームではなかったということでございます。ブームだからじゃあやるのかということも私はそれも疑問でありまして、まず健康を推進しなければいけない、健康増進を訴えているこの役所としては健康のキーワード、これが一点。それと二点目が先ほど議員がおっしゃいました地域の活性化、観光面でのメリットもあるということですので、私はやっぱり一つ考える価値というのは十分にあるというふうに思っております。そういう中で仮に開催するとした場合、課題の解消のためにもある程度このマラソン大会はコース等は別としてやる以上は専門的な知識を持たれてる方が必要です。またその有識者の方の協力を得て、本町の職員も中に入りまして検討をする準備、検討準備委員会の設立を設けたいというふうに現時点では考えております。またその節にはしっかり宇藤議員のプロと同じですので今までのご経験もぜひお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。またその内容等につきましてもぜひ議員のご協力もいただきたい。また議会全体のご協力も

いただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 自席から失礼いたします。

検討準備委員会を立ち上げるというお話をいただきました。私にとりましても嬉しく思います。この質問をしたのは私もこの間熊本城マラソンの方に出向いて行ってその凄さを実感したわけです。息子が駒沢大学の方に行っておりましてその選手も走るということで前の日から宿泊のホテルとかの予約も取っていなかったのですが、熊本市内の方に出向きましてその日だからホテルの予約もなしでも泊まることはできるだろうと思って全部のホテルに電話をいたしましても、全然部屋が空いてなかったです。それだけ熊本市内のホテルが全部埋まるくらいのマラソン大会に参加される方はもちろん、応援される方もたくさんこられて、その方たちがやはり宿泊されるということでその宿泊の経済効果、その方たちがまた今くまモンのフィーバーもあっておりますので、その方たちが熊本のお土産とかそういうものを買われる。また昼食もとられる。そういう経済効果というものを目の当たりにしました。やはり高森町におきましてもこの間行われた新酒祭りもあっておりますが、やはり何か新酒祭りだけでも凄いと私も思いますけど、これにマラソン大会とか何かを加えていってさらに観光客の方々やまたこられている方々が、さらに活性化するようなことに繋がるのではないかとこの質問をさせていただきました。また先ほど町長の方が県庁あたりの人事交流ということで県からの交流ということで今、服部審議員さんもこられておりますが服部審議員さんかなりのマラソン大会に出場されております。いつも昼ご飯を食べられて、私の地元でございますが色見の方に走られているのを見たこともあります。いろいろマラソンの方にも参加されておりますのでぜひ服部審議員から県からこの高森町にこられて、このマラソン大会というものをどう捉えられているのかお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

今議員からお話ございましたように、私は趣味でございますがマラソン、ランニングが好きでございます、昼休みも時々この周囲を走っているような状況でございます。マラソン大会を開催する意義についてでございますが、これは町長が先ほど申し上げましたとおり健康増進と、それから商工観光推進という点が大きくあるかと思っております。そのための課題ということで町長からは具体的にはございませんで

したが、実際となるといろんな課題があるかというふうに認識しております。どのような距離設定にするのか、コースをどうするのかですとか、高森町内だけの区域で実際に行えるのかどうかですとか、いろいろあると思います。いずれにしても県内でも既におっしゃいましたように大会が開催されてございますので、ランナー、それから地域の方々にとっても魅力のある大会にするためには何らかの特色があるような大会にする必要があるかと思えます。この地では雄大な景観、それから夏場での冷涼な気候等がございますのでそうしたものを活かした大会ができれば非常にいい大会ができるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1 番 宇藤康博君。

○1 番（宇藤康博君） はい、ありがとうございました。県からこられて高森のこの雄大な景色の中でマラソン大会が行われるならば素晴らしいことではないかというご答弁いただきました。最初に町長の方もそういうマラソン大会に向けての協議会等を立ち上げたいというお話もございましたので、審議員の方もぜひ委員等にも入っていただいてぜひ県からのアドバイスみたいなものをいただけるならばありがたいと思えます。そのときはよろしく願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

2 番目に全天候型陸上競技場があれば町民のスポーツ向上や、合宿など誘致が可能となり大会も開催できるが、競技場建設の考えはという題名で2 番目の質問でございますが、今、高森町の施設の中で町民グラウンドがございます。この質問をなぜするのかと申しますならばこの本町から今、順天堂大学の陸上を出られて今、小森コーポレーションで頑張っておられる本川一美君がおられます。本川君は熊本工業から順天堂大学、彼は箱根駅伝の2 区を走ってあのエースランナーが集まる2 区で区間賞を取っております。そういう有名なランナーで今、小森コーポの監督として実業団の監督として頑張っているわけでございますが、この間ちょうど東京で会う機会がございまして「本川君、こうしてねマラソン大会とかするならいいと思うけどね」というお話をしながら「宇藤さん、高森町の方で合宿とかしたいんですけど高森町には全天候型の陸上競技場はないでしょ」というお話をいただきました。それはなぜですかという問いに、実業団とかなどが合宿等をするときにはやはり故障とかいろいろありますので、そういう整備をされた全天候型陸上競技場がこの合宿するところがあれば、合宿に選手を全部連れてきて、合宿ができるというお話をされました。ぜひ高森町につくって下さいよというその本川くんのお言葉をいただ

きました。そのとき実業団の監督の方が多数おられて高森町でそういう全天候型の陸上競技場ができるならば僕たちもそこに行って合宿をやりたいです。というお話もいただきました。今、阿蘇市の方においてはアピカという運動公園がございます。ここは全天候型陸上競技場が併設されております。ここでは今たくさんの実業団の合宿が行われていて、特に以前、岡田監督が高森の方でニコニコドーの監督をされたときに、今市議で頑張っておられます松野明美さんがちょうど在籍しておられてこの高森でかなり合宿をされていた監督さんが今、拓殖大学の監督さんとして頑張っておられます。その拓殖大学もその阿蘇市の方で合宿をされております。ぜひこの全天候型の陸上競技場が建設費はかなりかかるとは思いますが、あれば全国からの実業団、また大学、また県内の高校のあたりの合宿等もかなり誘致ができると思います。そうすることによって、今、ペンションとか国民休暇村とか宿泊施設がございますが、そこにも先ほどのマラソン大会の単発のお客さんではなくしてずっと1ヶ月くらい合宿ありますので、ずっと宿泊が続くということでもかなりの経済効果もあると思いますし、それを見ることによって子どもたちの教育、すごいなという選手を見ることによって競技力の向上が上がったり町民の皆さま方のスポーツの意識が上がると思うのです。その点につきまして全天候型陸上競技場の建設の考えはないのかよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席の方から失礼いたします。

1番議員さんのご質問に続けて全天候型の陸上競技場があれば合宿や、町民のスポーツ向上、健康増進にも繋がるのではないかと。競技場建設の考えはということでございます。これははい、いいえで答えられる問題ではございません。まず質問にしっかりお答えしたいので、私は実は議員さん先ほど申し上げましたように小学校から町が開催していたマラソン大会でもしっかり走られて、もちろん高校時代の活躍、全国大会でも活躍等々も十分知っております。議員さんが議員さんという立場ではなくて議員さんになられる前までの一実業団の選手だったと、もうプロのレベルとしてやられていた宇藤議員さんは実は高森町にも全天候型ではございませんが、グラウンドと体育館がございます。この2つのところではできないのかという率直な私の疑問も実はあるわけです。だからこそたぶん2つのことを、町民体育館と町民グラウンドに触れずにご質問なされたということはそこが実際プロとして合宿として使えることが選手として可能なのかということも検証しなければいけないと思います。ただ質問に載ってなかったので一回議員にどう思われているのかということ

とを聞いた上で答えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 町長の質問でございますが、駒沢大学の監督、大八木監督の方に聞いたことがあります。こういう高森町には既存の芝がちょっとでこぼこですけどグラウンドがあるのでですけどそういうところで選手あたりの合宿等に使ったときにはどうですかというお話をしたことがございます。そんなところでやったら選手はすぐ故障しますよという話をいただきました。だからそれだけの運動施設を綺麗に整備をして、それなりの選手が走られる環境づくりをしなければ合宿等には誘致ができないということを感じました。以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） はい、ありがとうございます。今、宇藤議員がおっしゃられたように議員さんとしては選手の間から見ても今ある施設での合宿や競技の訓練に関しては厳しいものがあると。これはやはり選手は故障すれば意味がありませんので、また企業としても選手の環境を保つということはこれは当然の義務ですので、そこがクリアできていないというふうに見られていると、だからこそ全天候型陸上競技場という質問になったということを理解いたしました。またこれは全天候型の陸上競技場これは非常に予算もかかることでございます。しかし将来的には合宿の誘致や例えば企業の誘致、学校の部活動の合宿、これはかなり長い期間になると思います。この高森町の標高、環境を考えますとたぶんマッチングとしては素晴らしいものではないかなというふうに思っておりますので、これが実際できれば素晴らしいなといのは私自身も思います。最後に回答する前に実は担当課の方からアピカともう1点、五ヶ瀬の400メートルトラックがございます。非常に環境的に町民の数もしくはそのイメージ的に似たところが高森町とございますので現状のアピカにかかっている運営費や実際の経営内容、また五ヶ瀬の400メートルトラックをつくった経緯、そして実際現状どういう活動がなされてどの程度の予算がかかっているのかということを担当の方からまずはお説明をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） まずは陸上競技場の建設についてですけども、アピカの方で陸上競技場、付帯工事もありますので多少金額は違うんですけどアピカの方の全事業ということで多目的グラウンドまで含めまして約14億円くらいかかっています。その中で陸上競技場の部分で約5億円くらいかかっております。それから五ヶ瀬の方ですけども、五ヶ瀬の方はGパークと言いまして五ヶ瀬町をち

よつと過ぎた右側で熊本県の高校からもかなり合宿、いろんな大会など行っております。それから全国から集まっていますし、一時期はガンバ大阪、J1も夏場の合宿で利用しております。といいますのも近くに温泉館があってそこで宿泊もできるという非常に合宿として立地条件がいいということで、そこにつきましては平成6年から平成12年までにかけて用地取得、基盤整備、スポーツ広場、陸上競技場、体育館まで備え付けております。その中で陸上競技場が約7億5,000万円ということでございます。それで今言いましたランニングコストですけどアピカについては指定管理者になっております。利用料金も指定管理者に入りますのでちょっと利用料金も調べたんですけどわかりませんでした。ただし指定管理委託料が2,200万円ということですのでいずれにしても2,200万円のランニングコストがかかっている。それからGパーク、五ヶ瀬のグラウンドについてですが、これにつきましてはランニングコストが1,800万円、それに使用料収入が100万円です。Gパークについては使用料が非常に安く全面使っても400円、ただしナイターが3,400円ということですので非常に高いのですけれどもそういうことでランニングコストはかなりかかるということでございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼します。今、担当の後藤局長の方からお話がありましたように、例えば五ヶ瀬のGパークですかね、実はガンバ大阪も含めましていろいろ海外からも合宿でお見えになられております。ただ議員おっしゃるように競技場だけあればいいのかという話もございます。周りが自然公園であったり、また駐車場もかなり大きい面積が必要です。それと体育館がどこでも備え付けております。五ヶ瀬に関しましては、今、局長が申し上げましたが競技場だけで7億5,000万円で総事業費が24億円かかっております。先ほど申し上げましたように維持費が年間1,800万円これは修繕費は別です。だからかなりの金額がかかってなんと年間の売上が100万円しかないというのが現状です。そこまでお金をどんどんかけていけばもちろん使用料は安い、環境はいい、横に温泉館がある、朝も夜もバイキング方式でご飯も食べれる、しかしやはり相当なお金がいることは間違いございません。ただそれが観光の面も含めまして例えば町の打ち出しであったり、農産物が売れるところがあったり、例えば他にもいっぱいあると思います。そういう複合的にどんどん波及びしていけるような施設づくりができればこれは非常に魅力があるのではないかな、というふうに思っております。ちなみに去年韓国のジュニアリーグ、これは日本でいうと部活動です。日本しか部活はございません

ので海外は全て自由にクラブチームに入るわけです。韓国の野球のチームが高森町に合宿をしたいと、これは保護者同伴です。大人の方もお見えになられて25日間ということが言われました。そしてその韓国のチームの総監督、何十チームも束ねられてるその協会の会長さんがわざわざ高森を視察にこられたのですが、やはり適したグラウンドがない、先ほど1番議員がおっしゃったように競技者として、安全そしてちゃんと練習ができる環境を保つことができないという理由で、高森町はパスをされて宮崎県の方で合宿をなされているということもございます。非常に悔しいし腹立たしいことでございますが、やはり実際調べてみますと大変なお金がかかります。要はそれだけ使用料を安くすればどんどん外からくると思いますが、やはりそのためには地域全体がこのことを認識した上で受け皿づくりをどこにしっかり持つか。例えばこれが交流センターであったり町中の商店街の活性化であったり、湧水トンネルであったり、すべてがあっぷあっぷというよりも積み上げる方向でなっていたときにぼんと建設するのであれば非常に有効性が高いのではないかなと思います。だから当面は即建設ということに関しては非常に難しい面があるのではないかなと思っております。

それと2点目として、やり方としては高森町が単独でやらなくても他にも方法があるのではないかなという部分に関しては考えていかなければいけないと思います。道州制を視野に入れた場合、南阿蘇全体に大きな会場等がございません。それをこの南郷谷の住民の方がどういうふうに捉えて、どういうふうに行政が施策として打ち出していくのか。またコンセンサス、合意をどうやって取るのか、課題はたくさんありますし、また法の整備やいろんな整備もあると思います。しかしたぶん私らの次の時代にはそういう自治体を超えたクラウド型の環境設定ができる時代がくるのではないかというふうに、私としては期待も予想もしているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、いろいろと総工費から、よその自治体の事例も聞けて良かったです。当然ながらかなりの予算がかかるということと、いろいろ問題もあるということがわかっただけで、私も勉強になりました。今後も諦めることなく、実はこれをずっと言ってきましたのは、南阿蘇村の女子の監督をしております職員もおられて、阿蘇郡の今、郡市対抗女子駅伝の監督をしていた人と電話をしてから「宇藤さんそういう質問をされるならば、ぜひ南阿蘇村も一緒にやりたいのですよ」というお話もいただきました。先ほど町長が言われたように南阿蘇を全体的に

見ながらそういう事業ができるならばいいなと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。次の質問に移らせていただきます。3番目の今、町民グラウンドや町民体育館などの利用状況や、利用料金は適正なのかという点で質問させていただきます。

現在の町民グラウンド、また町民体育館がございませう。今の利用状況と料金等を聞けるならば局長さんよろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 自席からお答えさせていただきます。

利用状況ですけれども町民体育館が平成23年度が573件で平成24年度は2月までですけれども540件。町民グラウンドにつきましては182件、それから平成24年度が210件。ただしこれにつきましては中学生の部活等も認めておりますので、一般利用というよりも中学生のグラウンドについては特に中学生のサッカー等々の利用が結構多くございませう。体育館につきましても一部高森高校生、雨天時に高森の中学生には無償で貸し付けております。その件数も加味してありますのでかなりの件数には上っております。それから料金の方ですけれども今年度は補正予算で利用料金が下がっておりますので落とさせていただきます。だいたい23年度はグラウンドが25万円で、町民体育館が210万円。それから24年度は途中ですけれどもグラウンド38万円で、町民体育館の有料の方の利用についてが下がっておりますして125万円くらいということになっております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 全体的な金額はわかりませうですけれども一人当たりの金額がわかるならばよろしくお願いたします。使用したときの1時間当たりの単価です。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 利用料金につきましては山村広場のグラウンドにつきましても半面で800円で、ナイター使用が1,500円加算されますのでグラウンドで2,300円。それから町民体育館で半面1,500円、ナイターで1,000円加算されて2,500円です。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 実はこの利用料金につきましても私も他町村のグラウンド使用料を調べさせていただきます。隣の南阿蘇村さんにおかれましてもグラウンドは無料でございます。テニスコートも無料なんですね。この質問をいたしましたのは、

今現在テニスをされている町民の方々がおられます。その町民の方々からお話を聞いたことがあるのですね、「実は議員、調べられてもわかると思いますが、高森町の町民体育館のテニスの使用料が熊本県で一番高いのですよ」という話をいただきました。ちょっとここにその署名といますかその署名が250名の署名がきております。その中で文面でございますが、「いろいろ町民が利用できるテニスコートであるはずが利用料金が他自治体に比べて高額と、気軽に利用できる環境にない。参考までに高森町と他自治体の屋内テニスコートの利用料金を下記しますが住民サービスの違いが歴然、町としては体育館維持の赤字や町外民の利用率を上げて、収支を黒字にしたいなどの意向のようですが、これだけ利用料金が高額であるならば利用者数そのものの増加には繋がらない。利用料金を適正化し、もっとテニスコートを活用することを検討した方が良いのではないのでしょうか。それ以上にスポーツ立町を目指す高森町として現在の利用料金はその理念に反するのではないか。健康のためテニスを始めたい人が気軽にコート借りられ、また現在テニスコートを利用している町民がより多く利用できるような環境を整備していただきたい。高森町の財産である高森町体育館の有効活用に繋がる利用料金の軽減を要望します。」という要望書をいただいております。この中で先ほど局長さんがお答えになりましたが、その料金に対してパークドームの料金が1時間850円です。合志町の南部体育センターにおいては一人当たり210円です。南阿蘇村のウィナスは無料なんです。国体のテニスの会場にもなりましたし、その次にはインターハイの公式の会場となっております。これらの料金が出ております以上この料金を下げられるお考えはないのか、よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 今のご質問の前に一点だけ訂正させていただきたいと思います。町民体育館半面と言いましたがテニスコート1面です。1面についての金額です。

今の料金の設定ですけれどもテニスコートの考え方が当時の料金設定については直接わかりませんが、町民グラウンドと対比しながら要は屋外と対比しながら考えられております。町民グラウンドが当時ナイター照明料が1,500円ということで、だいたい電気を使用する料金が照明としてそれくらいいるということで、町民体育館のナイター使用料について1,000円を、だいたい照明料から町民グラウンドと並行しながら考えられている。そうするとテニスコートについては1,500円ということで社会体育の場合ほとんど夜の利用になります。ですので必ず

照明を使うということで、1時間2,500円ということで町民体育館はなります。非常に設定料金が高うございます。それは一つはナイターを使うことも一つあると思います。それから今おっしゃいましたように県民総合運動公園ですけれども、基本的に全体的料金は設定はかなり昼間であれば通常かなり安く設定されております。うちの方でも隣接の阿蘇市の方で、調べますと阿蘇市の体育館で屋内の体育館なのですけど、だいたいテニスコート1面で900円ということで体育館ですのでここは必然的に照明を使います。全体的には町民グラウンド、体育館については確かに一個人の負担は非常に高いと思います。テニスで使われる場合に大人数で使われることはありません。だいたい10名とかそれくらいですので一人頭に換算して週1回使うとかなりかかります。それから町民グラウンドは出てませんが町民グラウンドも言いますと基本的にサッカーとソフトボールが、週に一回程度使っていますがだいたい2時間使うと2,300円ですので4千数百円になります。半面ですね。お互い話し合っただけで同じ日に練習をして両面付けて割るということでサッカーでも15名ぐらい、ソフトボールでも練習されているのは10名前後ということで、一人頭換算すると月に活動料を取ってでもほとんど照明代で消えるという話はいただいております。いずれにしても、先ほどお話が出ましたように地元については健康増進という面がございます。しかし先ほど全天候型グラウンドでも話しましたように、ランニングコストもかかるということでその両面を考えながら料金をもう一度検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） サッカーの使用料にばかり、テニスコートの使用料にばかり、南阿蘇村とかの出ている料金とするならば桁違いでございますので、ランニングコスト等の話もされれば致し方ないと言えども致し方ないということでございますが、やはり町民はその施設を利用する、そしてまた健康増進にそれが繋がるということが、私はそれが一番大事なのではないかなと思っておりますので、なぜこの質問をしたのかと申しますならば、高森高校の硬式テニスの生徒の方とお話する機会がございまして、高校の方のグラウンドは中々使えなくて、町民体育館のコートをぜひ使わせて下さいというお話をいただきました。そのときやはりインターハイの会場にもなった素晴らしいテニスコートでございます。これをただ料金が高い安いじゃなくして、あのテニスコートをもっとホームページあたりにも打ち出して、もっとよそからのお客さん呼び込むようなそういうふうな取り組みをしていけばもっと競技人口も増えてきますし、究極で言えば全国大会のような高森町が主体としたような

大会をすれば、県民全体にも広がって、また全国の方にも周知していけば観光の面にも繋がっていくと思いますのでそういうお考えはないですか。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） まず一点ですけれども、高森高校については基本的には部活ですので高森高校はちゃんと使ってください。ただし雨天等々の場合には一般社会体育等入ってなければ部活の時間帯については現在無償で貸付しております。先ほども言いました中学校も同様でございます。

それから料金についてですが近隣町村を調べてみますと、高森は近隣町村に比べればグラウンドの方ですが、中々テニスコートが対比するところがありませんのでグラウンドの方にすればやや高いかなと。阿蘇アピカは別としましても一の宮グラウンドがありますけど、あそこで1,500円から広く使えば2,200円ということでそう大差はございません。南阿蘇村につきましてが特別に村民は無料、村外の方については今までの料金設定とまったく同じということでナイターを使った場合のみ1時間250円という設定でございます。その近隣町村と先ほど言いましたように健康増進と管理運営費ということもありますので、その両面から検討させていただきたいと。

それと今お話がありましたそういうテニスのイベントをとということで随分昔ですけれどもそういうイベントを積極的に開催しておりました。中にはプロのランクでは下の方なのですがプロのテニス大会等も開いて、ほとんどこちらは経費をかけずにスポンサーが付いてやっていたという時代もございました。確かに先ほどのマラソン大会と同様にその施設の有効活用を図るためにはどうしたらいいかということについては、今後考えていきたいと思っております。特に町外の方から料金をもらって管理運営ができるような状態になれば理想的かなと思いますけれども、できるだけそういうふうで収入を減らさない方法も一つ考えていきたい思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、ぜひよろしく申し上げます。次の質問に移ります。

四番目の最近パークゴルフが盛んになり、パークゴルフ場があれば町民の健康スポーツ振興に役立つと考えるが、パークゴルフ場建設の考えはということで、質問でございますが、また建設、建設と並んでおりますけれどもよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1 番議員のご質問にお答えします。

パークゴルフが盛んになりパークゴルフ場があれば町民の健康スポーツ振興に役立てると考えますが、パークゴルフ場の建設をこれを町営としてありますかという答えですが、これはまたはい、いいえで答えるべき問題ではないというふうに思っておりますし、議員のおっしゃりたいことはよくわかります。まず普通のゴルフをされた方が、高齢になられてパークゴルフやグラウンドゴルフをされるわけです。もうツアーというかパッケージツアー、旅行代理店が入ってそれを一つのツアーとしてやっている。またそれを自治体として迎い入れているところもございます。特に阿蘇に関しては南阿蘇村がほとんどパークゴルフの一番盛んなところでありまして、ある意味久木野、長陽、白水全部あるような話であるというふうに思っております。確かに経済効果はあるでしょう、そして反面やはり健康推進やこの地域の輪づくり、これぞまさしく同じ目的を持った人たちが集まってスポーツを通じてさらにコミュニケーションを取れるわけですので、非常に喜ばしいことだというふうに思っております。ただこのパークゴルフをすぐ町がですねできる、できないというのは検討もしなければいけないし、資料等も集めなければいけないというふうに私自身は思っております。ちなみに、できれば本来であるならば民間の企業、会社の方が会社としてつくっていただくことは非常に有意義ではないかなというふうに思っております。またこれは場所的な問題もあると思います。山東部もいい場所があると思います。街中ももちろんあるでしょう。特に南阿蘇村との境の部分はこのあたりも含めまして非常に良いと思います。また色見の方も特に上色見の方の前原地区のあたりなども非常に立地的には良いものがあるのではないかなというふうに思っております。ただ何分財政には限りがございますのでパークゴルフ場建設するので補助金くださいと言っても中々難しい部分もあるというふうに思いますが、議員のおっしゃりたいことはよくわかっておりますので、ぜひしっかり検討を重ねていかなければいけないし、民間にも促していかなければいけないというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1 番 宇藤康博君。

○1 番（宇藤康博君） このパークゴルフにつきましては色見の方でもグラウンドゴルフ大会をやっておるんですね。その中でもお年寄りの人たちが「議員、パークゴルフが今流行っていてね、高森町でもやってもらえれば今久木野とか長陽とかわざわざ行っているのですよ、産山にもわざわざ行っているのですよと。高森町だけ何で

ないんですか」というかなりお年寄りの人たちみんなから言われて、私も昨年度でございますが議員研修会の際に産山のパークゴルフ場で実際自分でプレーしてみても、はじめはそんなに面白くないだろうと思っていたら、かなり面白くて、やはりこの高森町の自然景観の中でやれば、先ほど午前中には敬老会の方々もたくさんこられておられました、健康増進に繋がっていくのではないかなと思いますのでよろしく願いいたします。

最後の質問でございます。

高スポの今後の支援についての考えはということでございますが、高森町総合型地域スポーツクラブ「高スポ」が設立して一年経とうとしております。会員の方々もたくさん増えてきて子どもからお年寄りまで、かなりの方が今入っておられて、いろいろとウォーキング大会とか、ノルディックウォーキングとか、3B体操とか行われております。その行われている現状がわかればわかる範囲で構いませんので局長よろしく願いします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） お答えします。高スポについては総合型クラブということで、昨年4月にスタートをしております。その中でまず12のスポーツ教室、これにつきましては既存にある柔道、剣道、テニス、バドミントン等に指導者を依頼しまして教室を開催しております。それと別に新たに今お話が出ましたスポーツバイキングと言いまして、今日はこのスポーツをやろう。今日はこれとこれをやろう。というふうに特定した形のスポーツではなくていろんなスポーツを楽しもうという教室もございます。それから健康体操ストレッチということで本当に健康になるストレッチ体操、それから今お話が出ましたキッズスポーツ遊びをやっております。このスポーツについても特化した形ではなくていろんな形をやっております。その中でキッズにつきましては非常に盛んになって以前は一週間に一日だったのですが現在一週間に二日でその中でキッズサッカーをやろうということでその中でまた一週間に一日増やしてやっております。先般はTKUキッズサッカー大会にも出て3年生は好成績を収めたそうでございます。そういうふうになんかまだ住民の皆さんに浸透はしていないのですけど、徐々に浸透してきております。現在約180名の方が会員になられております。できれば350名くらいまでは最低でも伸ばしていきたいと思っております。それから昨年は高スポで健康ウォーキングを行っております。これにつきましても高スポで企画してやっておりますが、非常に心配したのですけれども期間もそんなにコマーシャルも大きく打ってないのですけ

れども300名以上の方がこられております。そういう状況で今年度も新たなスポーツを考えています。泥リンピック、農業体験教室等を加えてまた新たにスタートしようと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 先ほど1番議員の方から質問の中で午前中敬老会という発言がありましたけれども、これは敬老会という言葉ではなくて老人クラブということでございますので訂正をさせていただきます。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、すいません。老人会の間違いでございました。

高スポの方はそのような形で今年度は泥リンピックを開催するというのでそれも農業体験も兼ねて行われるということで期待しておるわけでございますが、今町からも助成等もいただいております。その中で段々とtotoのスポーツ振興の事業だったと思われませんが、何年後かに事業がなくなるわけでございますが、やはりその補助金がなくなった後の町の助成の考え、そのときの高スポの構成で自分たちの力で頑張っていきたいという構成員たちの今の高スポのメンバーの人たちの思いもありますが、やはり町の支援なくしては私は続いていけないと思うんですよね。そのへんの考えはどうお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 支援をするかしないかというのは私では決定できませんけれども、今totoの問題がありましたので少し現状を話させていただきますと思います。

平成24年度も高森町よりいただいております、約260万円。totoから215万円いただいております。平成25年度に対しましては高森町より390万円、それからtotoから260万円を予定しております。ただし町からの助成につきましては町民体育館の管理も含めまして今管理をお願いしてるのですが、それとtotoの事務局を兼ねて依頼しておりますので、その半額以上は人件費の方で対応しております。その中でtotoが切れた場合ということで、totoになりました今年1年ですので後25年度を含めまして4年間事業ということでこの260万円程度の予算がなくなります。これにつきましてどう対応するかということで総合型スポーツの運営委員会でも協議を行っておりますが、一つの考え方とすれば私たち社会体育の方も担当しているのですけれども、その部分を総合型でしていただければ何らかの費用は当然負担していかんだろうと思っております。いずれにしてもその補助事業の二百数十万円がなくなるということは非常に大きなことでございます。現在はそれを見据えていろんな方に指導を頼んでいるのですけれ

ども、指導者謝金を地元の方の場合はかなり安く抑えて既に行っております。この t o t o の補助がある間にできるだけ道具を揃えていこうということで、なくなった場合はどうするかということも現在考えながらやっております。ただし、今言いましたように管理も含めてやっておりますので、町からの助成がゼロでは非常に厳しいということは現実でございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1 番 宇藤康博君。

○1 番（宇藤康博君） 局長からお答えいただきまして、そのお答えの中で今後も今後は町長の方に今後高スポについてのご支援のお考えはどうお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。高スポの今後の支援についての考えということで、まとめますと今年を含めまして平成28年度まで補助金が出るということでございます。まだ4年ございます。ここの積み上げが非常に大事ということで今年も議会の皆さまにもお願いを申し上げまして予算を計上させていただいているわけですが、新たなイベントとして泥リンピックや農業体験教室これも一つの総合型の形としてやらせていただきたいというふうに思っております。またこれを実際企画する、協力する方に農協の青壮年部の方や、4Hクラブの方、要は高森町の産業を担う方が、若い世代の方が入っていただいておりますので、非常に将来的に考えれば有望ではないかなと思います。ただ一番本当にベストな形とすれば、やはりNPO化ができて、そしてそこが収益事業としてやる。それを行政が何らかの形でバックアップする。要は民意がどんどん前に出てきますので、そちらの方が非常に温かみがあって幅が広くて柔軟性がある総合型スポーツに将来的にはなるのではないかなというふうに思っております。もちろん何らかの形でこれは先ほど局長が言いましたように行政がバックアップしなければ、基本続いていくことはかなり難しいと思いますので、ただそれまでの努力、それと広報、これは徹底して行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 1 番 宇藤康博君。

○1 番（宇藤康博君） 今日の一般質問、健康スポーツ振興の考えはということでマラソン大会からずっと随時質問をしていきました。今、高森町の高スポあたりもかなり委員たちも本田会長さんをはじめ中々野球は野球、陸上は陸上、そして柔道は柔道、いろいろとですね剣道は剣道とずっと素晴らしい方ばかりが委員に入っておられて、また町民の人たちにもその意識が段々と出てきているように思われます。そ

してまたこのスポーツの振興ということがやはり町民の健康にも繋がるわけでございます。どうかこれからもスポーツ振興の方に私も力を入れていきたいと思っております。また議会の方もご理解を示されて、より良いスポーツ振興の町になるように繋げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後2時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を行います。

3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 3番 興梶です。本日最後の一般質問になりますがどうぞ最後までよろしくお願いを申し上げます。

今回の質問におきましては高森町の農業振興方策並びに立野ダムの本体工事着工に伴う高森町の影響についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。まず農業振興方策でございますけれども年度当初ということで6つの項目にわけて質問をさせていただきます。

昨年、民主党から自民党へ政権が移りましてデフレと円高の脱却を目的に、金融、財政、成長と3つの基本戦略を打ち出されました。また同時にですね長年の懸案事項でございましたTPP交渉におきましても、日米首脳会議におきまして完全撤廃の例外もあり得るということを確認をいたし、明日にも交渉参加を政府の責任において、表明されるのではないかとというような今朝の新聞に載っておりました。このTPP交渉の参加に伴いまして、成長戦略において農業分野を成長産業と位置づけまして、従来の発想を超えた大胆な農業対策を講じたいと政府の方は示しております。このような状況の中に、高森町の農業の振興を図りますために、国の大胆な農業政策、TPP交渉参加を踏まえた、高森町独自の稼げる農業政策または攻めの農業政策の具体策を今後確立する必要があるかと思っております。将来の高森町の農業ビ

ジョンについてどのようにお考えかを年度当初につきお伺いをしたいと思います。
よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 3番 興柁議員のご質問にお答えをさせていただきます。

環太平洋連携協定いわゆるTPPの交渉参加については、今議員がおっしゃられたとおりの現状でございます。熊本県の県議会の代表質問それから一般質問の中でも蒲島知事も現時点では反対であるとか、熊本県の農業への影響は大きいというような内容の答弁をされております。その中でも国民にとってこのTPPの交渉参加が長所とか短所が明らかにされておらず、農業者の不安が和らぐような農業の将来ビジョンも未だ示されていないというコメントをされております。まさしくそのとおりでありまして、今ご質問の中でどのように攻めの農業政策をとっていくかというお尋ねをされたときに、私たちも農家の皆さんの不安を考えると、これといった具体的な方策を決められずにいるのが現状でございます。関税が撤廃されれば米、牛乳および乳製品の影響が非常に大きいとされております。ただ参加した場合の影響が未確定にしても、町としてもなるべく早く稼げる農業、魅力ある農業を実感していただけるような農業振興計画、いわゆる町長が以前から提唱されておりますけれども、地域農業マスタープランを早期に策定したいというふうに考えておりますし、平成25年度中には策定するよう平成25年度予算に委員の報酬、及び費用弁償等を計上させていただいておるところです。策定委員会は早期に立ち上げ、議員の皆さんも含めて広く意見をいただいた上で、取りまとめるよう予定しておりますのでどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。先ほどから町長のお言葉の中にも玉込めの問題がございましたけれども、町長は就任以来早急に対応されまして、農林業の相談窓口等も開設されております。これについてもJAの職員を早くから招き入れられて農林業に対する対策を講じられております。今後先ほど言いましたようにTPP問題については早急な解決方策はないだろうと思います。しかしこういう対策を講じながら一つでも農家の所得向上に繋がるような対策を講じていただきたいと思っております。

それから次の質問に移らせていただきますけれども、国の政策とし昨年6月から人・農地プランの作成に向けた地域運営会が行われております。その作成の状況につ

いてお伺いをしますけれども、作成の目的に人・農地プランは人と農地の問題を解決するための未来の設計図とあります。高森町の未来の農地等の設計図、集積等だと思いますけれども設計図等が今の時点で、描いてあればお示しをいただきたいと思います。またこのプランの作成によりまして、水田農家については大きなメリット等があるように思いますけれども、畑作農家にとってどのようなプラン作成が現時点で支援策となるのかそのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。

人・農地プランの作成状況及び高森町が目指す農業ということになると思いますけれども、人・農地プランの策定状況については、議会の中でも幾度が説明をさせていただいたところです。高森町では町内7地区においてプランを策定するよう現在すべての地区で策定委員会を立ち上げ、現在の耕作状況を調査しているところでございます。当初は平成25年度中にプランの策定を完了する予定でありましたけれども、国の補正予算に伴いまして各種事業が打ち出され、この事業については人・農地プランの策定が条件ということになっておりますので、現在今の段階で取りまとめができるプランを、早期に取りまとめができるように、作業を進めているところです。先ほどからお話のように人・農地プランについては、担い手と農地をどうするかということに特化したプランでございます。現在のところは、各地区の担い手となられる農家が、どの程度どの土地を耕作されているかと、いうのを地図上に落として今後それぞれの農家がどの程度農地の耕作が可能かどうかということを取りまとめた上でそれに基づいてプランができあがるという計画でおります。また高森町が目指す農業は稼げる農業でございますけれども、これについては以前から申しておりますように地域農業マスタープランで具体化をしていくところでございます。また、人・農地プランの中でほとんどの施策が水田農家向けの施策のように記述をされておまして、畑作農家への対応はどうかということをお尋ねでございますけれども、現在のところ畑作農家に対する具体的な施策を持っておりませんけれども、今後アグリセンターを直営に戻して農業振興の拠点にしていくことは先ほどからお話をしたところですが、より良質な堆肥の供給はもとより、TPPの影響を受けないような作物を推奨できないか、そういうことを町独自では考えていきたいというふうに思っております。これはアグリセンター直営後に、少しプランを持っておりますけれども、この場ではちょっとご披露ができませんので、話が進めばまたお話をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 人・農地プランについては、協議の中で作成をしていくということですが、できますならば町主導ではございませんけれども、町としての将来の設計図をある程度、町として補助をしていただきたいと思います。また先ほどから話が出ておりますアグリアセンターの中に地域マスタープランについても設けられるということですので、早急に町としての方針を固めていただくようなことをお願いしたいと思います。私は集積についても極端な構想といいますか考えを一つ持っているのですができるならば草部北部なら草部北部一帯を集積できるとかそういう極端な構想ですが、そういう構想もいいのではないかなというふうな気持ちでもおります。できれば早急に町としての方針を立てていただくようお願いをしたいと思います。続きまして農業人口の減少対策について伺いをしたいと思います。

本年の1月1日の熊日新聞に高森町の人口は2005年を100にすれば2035年の30年後には72.9となり27%が減るだろうということで試算をされております。私の地元草部北部におきましては、ここ35年間で倍近い60%が減少しております。この人口減少においては日本国において大変深刻な問題でございます。それを農業人口の方に特定をいたしますと、さらに深刻なものと思われま。そこで現在の高森町の農業人口、戸数、または今後の動向についてどう把握されているのかをご説明お願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 農業人口減少と高齢化の対策ということになるかと思いますが、2010年の世界農林業センサスのうち高森の数値につきまして、農家数は410戸ということになっております。うち販売農家数は361戸です。また専業農家は107戸という結果になっておりますが、15歳から64歳までの生産年齢人口は男60女61合計121名というふうになっております。ちなみに期間的農業従事者につきましては、全体で676名になっておりますけれども、65歳以上が44%を占めております。10年後のシミュレーションとなりますと、現在の高齢者の方には大変失礼なことを申し上げることになると思っておりますが、統計上の数字で申し上げるしかございませんので、お許しをいただきたいと思います。2013年厚生労働省の発表によりますと熊本県の平均寿命ランキングは男性女性とも4位ですが、男が80.29歳、女性が86.98歳というふうになっております。ということは今70歳以上の方が先ほどの期間的農業従事者から申し上

げますと226名おられます。226名の方が10年後はどうか、中々難しい問題ですけれども現在、毎年新しい農業後継者は2、3名ですのでおそらく44%、304名に対して10年間で2、30名の後継者しか確保できないのではないかというふうに、想定をしております。ちなみに農家数については、判断材料を持ちませんので申し上げることができませんが、以上のような形になってしまうのではないかとこのように現在のところは想定しております。それから高齢者の皆さんがかなり農業に限らず本町には多いわけですけれども、先ほどアグリセンターの新しい運営方針の中でも少し申し上げたところですが、市民農園もできれば展開をしていきたいと思っておりますので、高齢者の方が生きがいつくりということで、市民農園の中で菜園をつくっていただいて、できればそういう生産品が高森の町内で消費されていけるような仕組みができれば、一番いいのではないかと今のところ考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） あまり希望の持てる数字ではありませんけれども、山東部におきましては現在少子高齢化や限界集落、これを飛び越えまして本当に村自体が存続できるかというような危惧も持っているところでございます。それに加えてTPP交渉の参加とかいろいろ問題はありますけれども、今後農業再生に向けた若者たちが希望を帯てるそういう農業を目指すためにこの若者の専業農家の育成や支援策についてどういう考えをお持ちかをお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

まず先ほどの今回の農業振興方策について質問が続いております。町の大きな方向性ということも聞かれました。国の人・農地プランがやはりしっかりした形である程度策定がされないことには今後の国の農業政策、すなわちこれは補助金や補助事業に関しましても、人・農地プランができているところが採択を受ける。もしくはそれができてなければ、すべて単独でやりなさいというようなかなり強い方向性を、国は示してきておりますし、またそういうふうになるというふうに思っております。それはなぜかと申しますと、攻めの農業で今回先ほどおっしゃられましたように、どうやら明日参加を表明するという形でございますので、やはりこの人・農地プランがしっかり策定ができた上での地域農業マスタープラン、そのマスタープランの理念としては、目標としては稼げる農業を目指したい。そしてその中で国が水田農家の方が非常に何か優位性に立っているような文言も入っておりますので、

畑作についてはどうかということでございますので、やはり先ほど申し上げましたようにアグリセンターの直営化をやり、そしてその中でより高森町の農家に特化したこの良い環境づくりを、土づくりを行うことこそが最終的には、特に野菜、酪農等も含めまして、専業農家の比率が日本自体が高いわけでございますので、その、自助努力によって付加価値を高めることができるその自助努力の基本になるのが土ではないかなというふうに私自身は認識しております。その中で将来の経営感覚に優れた若い農家の方がそこで勉強して、それを実際また次の世代に繋げていける、そして周りの今まで頑張っていた高年齢の方と一緒にやっていけるような形づくりができればいいかなというふうに思っております。具体的にはまだはっきり決まっております。先ほど申し上げましたように委員会を立ち上げたいと思います。また議員がおっしゃいました草部北部等一帯を全部そういうふうにするのはどうかということでしたが、ある意味一つの場所に資金を集中させるということは非常に有効性というはある、というふうに私自身は考えております。次にこの農業人口につきましてもいろんな諸事情、環境で農家を引退された高年齢の方、この方がこの10年間で300名引退されるとすれば、その中の約10分の1が今新規就農者の割合なのです。要は300人引退されたら30人しか新規就農者が出てきていないというのが日本、熊本もそうでございますのでこの数字は懸念しなければいけない問題。だからこそ一極集中型や、新しい形の農業のモデルをつくらなければいけないのではないかなと思っております。そしてその若い世代に対しての具体的な支援策というものが無いかなというふうに今質問を受けました。専業農家の育成、過去についてはこの国が設けた青年就農給付金を、受給していただけるようにできるだけ側面から行政としては応援をしていきたいというふうに思っております。また先ほどより申し上げておりますように例えば非常に有望な作物に的を絞りまして、例えば農業団地というんですかね、モデル的にそういう4、5人ないしそういう若い農家が集まって、その作物をつくるモデル的なことが一つの団体でできないかということを検討をしてみる価値はあるのではないかなというふうに現時点で私個人の考えとしては持っております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 質問事項が多いので次に移らせていただきたいと思っております。

お隣の南阿蘇村におきましては農業人口対策として、また空き家対策として、Uターン、それからIターンの農業研修生を受け入れることによって、先ほど言われます地元で培われた農業技術を、高齢化とともに失われまいというふうに、

農業技術の継承の場にしていくということでございます。空き家の方ですけど先日芹口地区におきまして2件の空き家火災が発生いたしました。今後空き家対策として高齢者向けの福祉活動の拠点とか古民家を利用した農家レストラン等いろいろなことが考えられますけど、高森町の農業人口の減少対策、それから先ほど新規就農者の確保、育成それと防災を兼ねた空き家対策、このへんをどのようなお考えをお持ちかをお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 新規就農者の確保、育成という問題につきましては阿蘇郡市にありましては、先ほど言われましたように南阿蘇村、それから阿蘇市、西原村、研修制度を設けまして農業以外の部門から就農されている方が多く、実績もかなり残されております。ちなみに阿蘇南部のトマト部会の部会長は、新規就農されてまだ3年位の方が今度部会長になられております。高森町においても今後町内の認定農家を中心に、そういった新規就農者就農希望者を研修させていただくような農家が出てきていただくといいというか、つくっていかねばいけないというふうに考えております。それに伴って新規就農者ができる見込みになれば必ず住まいを準備しないとイケないわけですので、議員がおっしゃいますように、これはまた空き家対策にも繋がっていくのではないかと思いますし、現在もそういう動きをしない中でも南阿蘇の方から高森町に農地を求めたり、住まい求めたいという問い合わせがあっているのは事実です。ただ、地域ぐるみの理解とか、新規就農者の本当の心構えがなければ長続きはいたしませんので、また地域にもご迷惑をかけることになってしまうと思いますので、いろんな形で体制を整える必要があるかなというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 空き家対策については所有者関係とかいろんな問題等ございまして、即時に貸付をするとかそういうことは難しいことであろうかと思いますが、なるべく防災も兼ねたその空き家対策とも方策をお願いしたいと思います。

続きまして有害鳥獣対策と耕作放棄地についてお伺いをしたいと思います。

有害鳥獣対策につきましては、今まで幾度となく一般質問で町としても対策を講じられてきております。先日の新聞記事から引用させていただきますけれども、鎖につながれた犬はイノシシが目の前をとっても吠えないというような記事がございました。中々これといって有効な手立てがないのが現状かと思えます。しかし駆除対策の一貫として、一昨年から大型箱罟が野尻地区の方に設置をされていますけ

れども、この箱罾の現在までの効果、実績についてお伺いしたいと思います。またその効果が当初の見込みでどうなのか、見込みどおりだったのか、見込み以下なのか、見込み以上なのか、そのあたりの検証もされていると思いますのでそのあたりの方もよろしくお伺いしたいと思います。それから25年度の予算におきまして、どのような有害鳥獣の駆除の強化対策はとられているのか、具体的にお伺いをしたいと思います。また有害鳥獣の増加については先ほど言いました耕作放棄地が増えたことにも一因があるかと思えます。基本計画ではこの耕作放棄地の解消も掲げてございます。現在、人・農地プランで農地等の確認をされていると思えますけれども、この耕作放棄地の面積は高森町でどれくらいあるのか、把握されておればお示しをいただきたいと思えます。それからまた耕作放棄地の今後の解消計画等ございましたらよろしくお伺いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の現在の面積と大型罾の効果実績については後ほど担当課長からお答えをさせていただきます。まず現在の対策といたしまして、今年の新年度の予算対策としまして捕獲対応の支援策、林業振興費で上げさせていただいております。これは要は猟犬の飼育に対する補助を加えて、捕獲隊の充実と負担の軽減を図ることで捕獲隊の皆さんが今まで以上に捕獲頭数の向上に繋げることができるのではないかと趣旨のもと、この新しい支援策を打たせていただいております。これは実は猟友隊の議員でもあられます甲斐議員の提案というか、アドバイスをもとに、これをやっている自治体がないのか、実際やったらどうなのかということも検証した上で非常に実際有効性がある可能性が高いということで今回提案をさせていただきました。甲斐議員にもこの場をお借りいたしまして、感謝を申し上げる次第でございます。これが1点目。

2点目は有害鳥獣の普通の駆除の補助金を平成25年度はシカを250頭、イノシシが1頭あたり3,000円で300頭にしております。

3つ目が電気牧柵の実証、展示、これは農業振興費で上げておりますが、これは昨年農林政策課という新しい課をつくりまして、ここに配置された職員は全員箱罾の資格の免許をなるべく取るような方向性でいてください、ということをお願いしております。すなわち若い職員が農林政策課に配置されたらみんながこの箱罾の資格を最終的には取ってしまうのではないかと、ということでこれは課の課長をお願いをして、できるだけ免許を取っていただきたいと。そして講習会に参加して比較

的費用が安いこの電気牧柵の正しい管理をすれば被害の防止にも効果があるのではないかということがわかりましたので、1ヘクタール前後の畑の4ヶ所で実証、展示を行い、農家の参考にしていただくためにも今年やらせていただきたい。それが三つ目の電気牧柵の実証、展示でございます。

四つ目は3県合同といたしまして、高千穂、竹田、高森でやっておりますがこれは協議会があります。これは平成25年度の高森町のこの電気牧柵の実証、展示としてソーラー式電気牧柵など1.5ヘクタール程度のセットを10セット分200万円を現在要望していることでございます。後の耕作放棄地の面積と大型箱罾の効果と実証については担当の課長から説明をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） ただいま町長の方から有害鳥獣駆除に関しては、ご説明をいたしましたけれども、ちなみに平成24年度2月までの捕獲実績につきましては、シカが現在のところ189頭、サルが12頭、イノシシにつきましては、一人当たり3頭までということではしておりますので今のところは62頭が、捕獲保証金の申請がっております。

続きまして耕作放棄地につきましてはですが、2010年の世界農林業センサスでは、土地持ち非農家を含め耕作放棄地面積は196ヘクタールという数字が出ております。また農業委員会の方では毎年耕作放棄地の調査をいたしますけれども、これは、主要な農用地区域に限って調査をしておりますけれども、これについては平成24年度では28.3ヘクタールと把握し、そのうち年度中に5.1ヘクタールの解消をみております。センサス上の耕作放棄地の解消面積については、今のところ把握をしておりません。この少なくとも主要な農用地につきましては、人・農地プランの中でも少しでも解消に繋げたい。またいろんな補助事業にあっては耕作放棄地の解消も一つの条件となっておりますので、国もそういう形で耕作放棄地の解消を図ろうというふうにしております。

大型捕獲罾の件ですけれども、大型捕獲罾の効果、実績につきましては平成23年度中に町内大字津留の山付、神原地区に1ヶ所ずつ設置して、昨年10月まで送信の状態ですとか、扉の落下具合などですとか調整を行いまして、11月ごろから本格的に捕獲を行いはじめました。現在のところシカにつきましては両方で10頭です。イノシシについては両方で2頭捕獲の実績をあげております。シカにつきましては通常の箱罾では捕獲することができませんので捕獲の実績が良く捕れたのか捕れてないのか、という判断については私どもも判断をできる状態ではないという

ふうになっております。ただ地元の捕獲隊の皆さんの話を聞けば、まだまだ実績は上がるという指摘もいただいておりますので、有害獣がどういうふうになればこの罠の中に侵入するか、ということもまだまだ検討していく必要があるというふうになっております。その中でも、捕獲した実績もありますけど、何頭か取り逃がしたこともありますので、さらに機械やフェンスの高さなど改良すべき問題も出てきているのが事実です。それから大型捕獲罠も多く設置すれば効果が上がるのではないかと考えもありますけれども、このことについては捕獲隊の皆さんとも協議しながら、効果が今後ますます上がっていくことであって、また必要であれば増設も検討すべきではないかというふうになっております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 有害鳥獣対策については先ほど町長の方からお話がありましたとおり25年度、24年度に捕獲隊の予算が組まれて対策を講じられているようでございます。昨日の建設常任委員会におきまして宇藤議員の方からお話ございましたけれども色見地区においてはサルの群れが多数出ているということでございます。このサルの群れの対策についても併せて対策の方をお願いをしたいと思います。それから耕作放棄地の解消については一番問題なのは後継者がいない、それから高齢化の問題、農業所得の低迷、これらの問題で耕作放棄地が増えているかと思えます。先ほど言いましたように若者育成、それからIターン、Uターンですね、農業研修生等の受け入れも一考いただきましてできるだけ耕作放棄地がでないような対策もお願いをしたいと思います。

農業関係最後になりますけれども、熊本県では強い農業を目指す方策として、赤色の農畜産物のブランド化に力を入れるということであります。その一つである赤牛について新年度において25年度において本町独自支援策といたしますか、策がございましたならばご説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼します。3番議員の次のご質問にお答えいたします。

県が非常に赤牛のブランド化に力を入れておりますが、町独自の支援対策はどうですかということでございますが、これはもともと私が選挙に出ましたときの政策集に掲載しております。簡単に申しますと今回の名称で言いますと、高森町優良繁殖素牛導入資金貸付制度の創設を本議会で条例を提案しております。この制度の内容は担当課長の方からご説明をさせていただきますが、私といたしましても

とこれを非常に打ち出したかったという部分がありましたので、今年は熊本県の方
方向性とも合致をいたしましたので、早速提案をさせていただいた次第でございま
す。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 今回第8号議案ということで、高森町優良繁殖素牛導
入資金貸付条例の制定についてということでご提案をいたしておりますけれど、ま
た重ねて内容のご説明をさせていただきたいと思えます。

貸付の金額は繁殖素牛一頭当たり30万円を限度とするものです。また貸付期間
につきましては5年間として、そのうち2年間の猶予をすることができるようにし
ております。これにつきましては、繁殖素牛を導入いたしましても導入した年から
返済をするというのは時間的に無理がございまして、素牛が成長して生んだ子牛が
市場に出される間は、やがて2年間でございますので、その2年間を猶予できると
いうふうにしているものでございます。30万円ということで、現在の子牛の取引
価格からすると少し安いのではないかとご意見もありましたけれども、すべて
を町が貸し付けたりイタズラに補助をして高揚心をあおるようなことをしないよう
に農家の皆さまも計画性を持って導入をしていただきたいということで、30万円
という金額にさせていただいております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柵壽一君。

○3番（興柵壽一君） 繁殖牛の導入資金としましては、畜産農家におきましては大変
ありがたい資金だろうと思えます。政策だと思えます。私もこの場をお借りしてお
礼を申し上げたいと思えます。ただ年間10頭ということで300万円でしたか予
算枠は、10頭ですので、申請者が殺到するのではないかと思います。無利子とい
うことですので、かなりの申込者が出てくるのではないかと思います。一定の貸
付基準は当然設けられておりますので平等性をもった貸付をお願いしたいとい
うことと、貸付後の資金の管理についても十分な注意を払っていただきたいと思
います。最後に要望しておきたいと思えます。

最後の質問になりますけれども、立野ダム本体工事に伴う本町の影響についてと
いうことで質問をさせていただきます。

国土交通省においては2013年度政府予算におきまして、事業見直しの対象だ
った国営立野ダムの建設事業費に、昨年6倍、28億3,200万円を盛り込み
まして本体工事が着工されようとしています。熊日新聞で、検証立野ダムとい
うことで連載が組まれました。この立野ダムが建設されると、約30センチ、それから

白川沿いの河川工事が進みますと約25センチ、合わせて55センチほどの水位が熊本市内の入口あたりの白川の水位が下がるだろうというような試算がされております。これも勘案をいたしまして観光立町を第一の政策とされております町長の考え、阿蘇の玄関口の立野ダムの建設が政策におきまして、今後どのような影響を及ぼすのか町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

立野ダムの本体工事着工に伴う影響ということです。そして立野ダムが阿蘇の玄関口になるということで、観光立町も揚げておりますし、この産業も含めましてこの高森町への影響についてという質問であるというふうに思っております。基本的に去年の災害もそうでございますが立野ダム自体は熊本市を中心とする白川の下流域を洪水から守るための、国によってつくられる洪水調節のダムという認識が一点でございます。下流域の住民の皆さんの生命、財産を守るために、スピード感を持った対応が必要ではあります、やはり先ほど議員がご指摘いただきましたように、その整備においては国においてはもちろん環境や景観への配慮が行われるべきだというふうに認識しております。

それと、もう一点が、国に対しては上流地域の住民に対しても丁寧な説明が必要ではないかというふうに思っております。しかしながら国が主体ですので、国がやるべきではないかなというふうに思っております。

もう一点、最後になりますが、特にこの立野ダムの検証委員会の中で、この国土交通省の方とお話をしましたときに、私としましては先ほど申し上げましたように景観に配慮したデザイン、ダムの工事の手法等々を、環境保全措置という言葉でこれを加えなければいけないのではないかと、その必要性は訴えてきておりますことをご報告をさせていただきます。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 立野ダムにおいては通常は水を貯めない穴あき式のダムということで新聞には書いてございます。先ほど町長が言われましたように自然景観に配慮したダムを検討委員会でも進言していただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。また新聞によりますと立野ダムが完成すると高さ約60メートルの鉄橋、南阿蘇鉄道の鉄橋ですが、満水時には基礎部分とアーチ部分が一部浸水するとされております。それに基づいて架け替えか、補強等が今度必要ではないかということで、協議が必要ということとされております。今後高森町の政策にもございま

すけれども、平成25年度においてデュアル・モード・ビークル、通称DMVの導入に向けて取り組みをなされるということでございます。工事の成り行きでは、観光客や通勤または通学利用者、またDMVの導入に影響が出る可能性等もございしますが、その影響についてどのような考えをお持ちかをお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問のお答えします。

完成した場合の満水のときには浸水するというご質問だと思いますが、これは先ほど議員がおっしゃいましたように、現時点でDMVのデュアル・モード・ビークルは横にちょっと置きまして、通常今の南阿蘇鉄道の運営で申し上げますと、鉄橋の架け替えというか補強の部分、先ほど議員がおっしゃられたこともそのことを要望と協議の中に入っております。現時点で考えられるのはそれしか今のところはないということでございます。例えばDMVの今後の例えば普及につきましてもそれはまた横で協議を重ねていっているわけでございますが、国土交通省がJR北海道からの再三再四の働きかけによって、熊本県も一緒になりまして、また四国の地方も一緒になりまして、このDMVをさらに加速させるという動きが非常に強まってきました。その会議のメンバーを見てみますと、官僚の中でもスピード感を持って取り組まれた実績があられる方がかなりメンバーに入っていると思いますので、ある程度の進むスピード感というのは出てくるのではないかというふうに思っております。またその中で平成19年にDMVが最初に話にあがったときにその時の問題点として例えば立野の鉄橋のところでDMV自体が軽量ですので、風で揺れないか、事故に繋がらないかということが一番の懸念材料だったわけですが、実は技術の開発によってほぼパーフェクトにクリアできるということを、現在そういう方向性で話を協議会の中では進んでいるわけでありまして。ただその根拠が何なのかというのはまだ私も聞いておりません。ただ前回の東京の国交省での会議の中で、私が発言したのは前回問題点になっているその部分についてのクリアについてはどうかということと、従来の今ある鉄道のレールをそのまま使うことができない。中身の仕組みが実は違うわけなのです。ある意味言うなれば全部はめ変え直すような話もこれは案なんですけど、そういうことをやらなければいけないことになるかもしれないということもおっしゃってありましたこともご報告をさせていただきます。質問に対してのお答えは今のところ架け替えか、補修、補強、それしかないしそれをちゃんと要望しているとお伝えしたいと思います。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） どうもありがとうございました。今日は農業政策について中心にお尋ねをいたしました。ありがとうございました。私は34年間農協の方に勤めさせていただきまして、特に金融関係の方に仕事を携わってきました。そのときに痛切に感じましたのが、高森町の農業に大変貢献された農家が、本当に報われないような事態に陥った方もございます。本当にこれが一番私の農協時代の一番悩ましいことでした。どうか今後も高森町におきましても、先ほど言いました農家の所得が一円でも上がるような政策を今後もお願いをいたしまして質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

最後に傍聴者の皆さんにごあいさつ申し上げます。

本日は、大変皆さん方お忙しい中に議会傍聴においでいただきまして本当にありがとうございます。今日5名の議員が質問をし、町長、執行部のこれからの政策等について議会議員が正したわけでございます。これからも議会も町民と一体となった、皆さんが安心安全に暮らせる町づくりに向けて努力をしまいたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いを申し上げまして本日はこれで散会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時25分

3月15日（金）

（第3日）

平成25年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成25年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 議案第32号 高森町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第2 発議第1号 高森町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第3 発委第1号 高森町議会会議規則の一部改正について
- 日程第4 高森町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第5 農業委員の推薦の件
- 日程第6 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第7 特別委員長報告について
- 日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梶壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- | | | | |
|-----------|-------|----------|--------|
| 町 長 | 草村大成君 | 教 育 長 | 佐藤増夫君 |
| 総務課長 | 村上源喜君 | 政策推進課長 | 甲斐敏文君 |
| 健康推進課長 | 岩下公治君 | 住民福祉課長 | 古澤建生君 |
| 税務課長 | 色見継治君 | 農林政策課長 | 佐藤武文君 |
| 建設課長 | 廣木富八君 | 会計課長 | 橋本和則君 |
| 教育委員会事務局長 | 後藤正三君 | 政策推進課審議員 | 服部信一郎君 |

建設課審議員	岩田秋広君	総務課長補佐	東幸祐君
住民福祉課長補佐	佐藤幸一君	農林政策課長補佐	後藤健一君
教育委員会事務局次長	沼田勝之君	監査事務局長	安方含君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、税務課課長補佐 工藤英二君、健康推進課課長補佐 阿部恭二君から欠席届があつておりますのでご報告しておきます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがつて議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがつて議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案第32号 高森町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第1、議案第32号、高森町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） おはようございます。

議案第32号で追加提案いたしました、高森町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について提案理由の説明をいたします。

新型インフルエンザ発生時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぶ影響が最小になるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されました。これに伴いまして、市町村においては体制整備のために法の施行日までに新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要が生じたため提案するものでございます。

条例案をご覧ください。

第1条に趣旨を記載いたしております。この中で新型インフルエンザ等対策特別措置法の概略を説明申し上げますと、国民の大部分が、現在、その免疫を獲得していないことなどから、新型インフルエンザなどが全国的に急速に蔓延し、これにかかった場合は症状の程度が重篤となる恐れがあります。また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぶ恐れもあります。このことにより、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフ

ルエンザ等緊急事態措置、その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることとされているものです。

具体的には、感染症の予防、感染症の患者に対する医療、その他新型インフルエンザ等の発生の予防及び蔓延の防止と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命、健康を保護し、国民生活と国民経済に及ぶ影響が最小となるようにすることを目的としているものでございます。

続きまして、第2条、組織といたしましては、本部長を含む対策本部職員は、町長が任命することといたしております。

第3条に、情報交換や連絡調整等を行うための会議開催について定めております。

第4条において、対策本部の庶務を健康推進課に置くことといたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号、高森町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、高森町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 発議第1号 高森町議会委員会条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第2、発議第1号、高森町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者、2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

提出者を代表いたしまして、高森町議会委員会条例の一部改正について趣旨説明をいたします。

今回の改正は、総務省に設置された地方行財政検討会議及び内閣総理大臣の諮問機関である第30次地方制度調査会における検討を経て、第180回国会に提出された地方自治法の一部を改正する法律が、平成24年8月29日に成立したことに伴い、町村議会の会議規則、委員会条例等について所要の見直しを行う必要があることから、全国町村議長会では平成24年4月以降、町村議会制度運営に関する検討委員会において検討を重ね、今回、町村議会委員会条例の一部を改正することとなりました。

改正する内容につきましては、委員会条例新旧対照表をご覧くださいますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、この条例の一部改正をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

後藤三治君ほか2名から提出されました発議第1号、高森町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、後藤三治君ほか2名から提出されました発議第1号、高森町議会委員会条例の一部改正については、可決されました。

-----○-----

日程第3 発委第1号 高森町議会会議規則の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第3、発委第1号、高森町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者、議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

高森町議会会議規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、総務省に設置された地方行財政検討会議及び内閣総理大臣の諮問機関である第30次地方制度調査会における検討を経て、第180回国会に提出され地方自治法の一部を改正する法律が、平成24年8月29日に成立したことに伴い、町村議会の会議規則、委員会条例等について所要の見直しを行う必要があることから、全国町村議長会では平成24年4月以降、町村議会制度運営に関する検討委員会において検討を重ね、今回、町村議会会議規則の一部を改正することとなりました。

改正する内容につきましては、会議規則新旧対照表をご覧くださいませよう願います。

議員各位におかれましては、この規則の一部改正をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

発委第1号、高森町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、高森町議会会議規則の一部改正については、可決されました。

-----○-----

日程第4 高森町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（田上更生君） 日程第4、高森町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

お諮りします。

選挙の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

高森町選挙管理委員会委員には、岩下弘三君、住吉壽良君、小糸善康君、岩下一夫君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を高森町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました岩下弘三君、住吉壽良君、小糸善康保君、岩下一夫君、以上の方が高森町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、高森町選挙管理委員会委員補充員には、津留康憲君、後藤武君、遠山篤雄君、白石博昭君、以上の方を指名します。補充員の順位については、各委員ごとの順位とすることにいたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を高森町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました津留康憲君、後藤武君、遠山篤雄君、白石博昭君、以上の方が高森町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、委員及び補充員の詳細については、お手元に配付しました名簿のとおりで

あります。

-----○-----

日程第5 農業委員の推薦の件

○議長（田上更生君） 日程第5、農業委員の推薦の件を議題とします。

6番 森田勝君については、本人に関する件であり、地方自治法第117条の規定によって除斥となります。森田勝君の退場を求めます。

[森田勝議員 退場]

○議長（田上更生君） お諮りします。

議会推薦の農業委員に森田勝君を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、森田勝君を推薦することに決定しました。

これより森田勝君の入場を認めます。

[森田勝議員 入場]

○議長（田上更生君） 森田勝君に申し伝えます。農業委員の推薦の件については、森田勝君を推薦することに決定しましたので、その旨申し伝えます。

-----○-----

日程第6 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第6、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第4号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（田上更生君） 議案第4号、高森町過疎地域自立促進計画の変更については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第4号、高森町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、3月8日午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より村上課長、東課長補佐及び後藤総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、高森町過疎地域自立促進計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第5号 高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第5号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第5号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第6号 高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第6号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第6号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第7号 高森町農業振興地域整備促進協議会条例の制定について

- 議長（田上更生君） 議案第7号、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第7号、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の制定につきましては、3月13日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び安藤係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町農業振興地域整備促進協議会条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第8号 高森町優良繁殖素牛導入資金貸付条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第8号、高森町優良繁殖素牛導入資金貸付条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第8号、高森町優良繁殖素牛導入資金貸付条例の制定につきましては、3月13日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び安藤係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、高森町優良繁殖素牛導入資金貸付条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第9号 高森町有機農業推進施設条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第9号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正について

は、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第9号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正につきましては、3月13日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び安藤係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第10号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第10号、高森町税特別措置条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第10号、高森町税特別措置条例の一部改正につきましては、3月8日午前11時20分から、第3、4委員会室におきまして、税務課より色見課長、工藤課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、高森町税特別措置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第11号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第11号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第11号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、3月11日午後3時30分から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、佐藤課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第12号 高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第12号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第12号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 高森町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

- 議長（田上更生君） 議案第13号、高森町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第13号、高森町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、高森町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 高森町移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第14号、高森町移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第14号、高森町移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、高森町移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 高森町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第15号、高森町準用河川管理施設等の構造の技術的基準

に関する条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第15号、高森町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、高森町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 高森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第16号、高森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第16号、高森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、高森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 高森町営住宅条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第17号、高森町営住宅条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第17号、高森町営住宅条例の一部改正につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、高森町営住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第18号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第18号、平成24年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月8日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び各係長、午前11時20分から、税務課より色見課長、工藤課長補佐及び各係長、午後1時から、総務課より村上課長、東課長補佐及び各係長、また午後3時から、監査事務局より安方事務局長、議会事務局より古庄事務局長、松本庶務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第18号、平成24年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月11日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長、沼田次長及び各係長、午前11時30分から、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐及び各係長、午後3時3

0分から、住民福祉課より古澤課長、佐藤課長補佐、各園長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第18号、平成24年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び各係長、午前11時30分から、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び安藤係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第19号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第20号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく

可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。
お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第21号、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第21号、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第22号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第22号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第23号 平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第23号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第23号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり

可決されました。

-----○-----

議案第24号 平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第24号、平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第24号、平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算につきましては、3月8日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 平成25年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第25号、平成25年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第25号、平成25年度高森町一般会計予算につきましては、3月8日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び各係長、午前11時20分から、税務課より色見課長、工藤課長補佐及び各係長、午後1時から、総務課より村上課長、東課長補佐及び各係長、また午後3時から、会計課より荒牧係長、監査事務局より安方事務局長、議会事務局より古庄事務局長、松本庶務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第25号、平成25年度高森町一般会計予算につきましては、3月11日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長、沼田次長及び各係長、午前11時30分から、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、各係長、午後3時から、色見保育園現地視察、午後3時30分から、住民福祉課より古澤課長、佐藤課長補佐、各園長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

なお、色見保育園新築工事につきましては、今後、早急に地域住民及び保護者等に十分な説明をされ、地域住民等との合意形成が図られることを要望いたしまして、委員会報告といたします。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第25号、平成25年度高森町一般会計予算につきましては、3月12日午後1時30分より、平成25年度町道改良に伴う町道現地確認及び奥阿蘇物産館、奥阿蘇キャンプ場遊具撤去箇所等の現地確認を行いました。

また、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び各係長、午前11時30分から、農林政策課より佐藤課

長、後藤課長補佐及び安藤係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成25年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第26号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第27号 平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第27号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第27号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 平成25年度高森町介護保険特別会計予算について

- 議長（田上更生君） 議案第28号、平成25年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
文教厚生常任委員長 後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第28号、平成25年度高森町介護保険特別会計予算につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成25年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 29 号 平成 25 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第 29 号、平成 25 年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3 番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 29 号、平成 25 年度高森町簡易水道事業特別会計予算につきましては、3 月 13 日午前 10 時から、第 3、4 委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号、平成 25 年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 30 号 平成 25 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第 30 号、平成 25 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第30号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第31号 平成25年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第31号、平成25年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第31号、平成25年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきましては、3月8日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び担当係長に出席を求

め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、平成25年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第7、特別委員長報告についてを議題とします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、3月14日に開催し、3月議会広報「絆」51号発行について、内容やスケジュール等の協議を行いました。内容につきましては、3月定例会初日の質疑、平成25年度の一般会計予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんにわかりやすくお知らせする予定です。今回は4月末発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

-----○-----

日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項については、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言ご挨拶申し上げます。

9日間の3月定例会というようなことございまして、喫緊の課題であります昨年の災害の復興に向けての事業等にもですね、住民の負託、信託にも応えられるよう、町長、執行部、また議会も一丸となって住民の皆さん方と情報あるいは課題等も共有しながら、この1年間、ご努力をいただきたいというふうに思います。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、会議を閉じます。

平成25年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成25年第1回定例会

平成25年3月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話(0967)62-1111